

令和3年第4回定例会

大江町議会会議録

令和3年 12月7日 開会
令和3年 12月10日 閉会

大江町議会

令和3年第4回大江町議会定例会会議録目次

| | |
|---------------------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |
| 第 1 号 (12月7日) | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員 | 5 |
| ○欠席議員 | 5 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 5 |
| ○本会議に職務のため出席した者 | 5 |
| ○開会の宣告 | 6 |
| ○開議の宣告 | 6 |
| ○議事日程の報告 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期決定 | 7 |
| ○諸般の報告 | 7 |
| ○行政報告 | 8 |
| ○議案の上程・審議 | 11 |
| ○請願第5号の審査委員会付託 | 11 |
| ○議第80号～議第87号の一括上程 | 13 |
| ○提案理由の説明 | 13 |
| ○一般質問 | 15 |
| 土田 勵 一 君 | 15 |
| 伊藤 慎一郎 君 | 26 |
| 藤野 広美 君 | 38 |
| ○散会の宣告 | 48 |

第 2 号 (12月8日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 49 |
| ○本日の会議に付した事件 | 49 |
| ○出席議員 | 50 |
| ○欠席議員 | 50 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 50 |
| ○本会議に職務のため出席した者 | 50 |
| ○開議の宣告 | 51 |
| ○議事日程の報告 | 51 |
| ○一般質問 | 51 |
| 櫻井和彦君 | 51 |
| 菊地邦弘君 | 64 |
| 橋本彩子君 | 71 |
| 毛利登志浩君 | 85 |
| ○散会の宣告 | 99 |

第 3 号 (12月10日)

| | |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 101 |
| ○本日の会議に付した事件 | 101 |
| ○出席議員 | 102 |
| ○欠席議員 | 102 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 102 |
| ○本会議に職務のため出席した者 | 102 |
| ○開議の宣告 | 103 |
| ○議事日程の報告 | 103 |
| ○議第80号の説明、質疑、討論、採決 | 103 |
| ○議第81号の説明、質疑、討論、採決 | 104 |
| ○議第82号の説明、質疑、討論、採決 | 106 |
| ○議第83号の説明、質疑、討論、採決 | 109 |
| ○議第84号の説明、質疑、討論、採決 | 135 |
| ○議第85号の説明、質疑、討論、採決 | 136 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| ○議第 86 号の説明、質疑、討論、採決 | 138 |
| ○議第 87 号の説明、質疑、討論、採決 | 139 |
| ○請願第 5 号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決 | 140 |
| ○閉会の宣告 | 144 |
| ○署名議員 | 145 |

大江町告示第52号

令和3年第4回大江町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年12月2日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和3年12月7日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

不応招議員（なし）

令和3年第4回大江町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年12月7日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願
- 日程第 6 議第80号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第81号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第82号 大江町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第83号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第10 議第84号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第85号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議第86号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第87号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 一般質問(3名)

10番 土田勸一

- 環境を守る「SDGs・海の豊かさを守ろう」と観光・歴史、町中の案内掲示板について

8番 伊藤慎一郎

- 農業人口減少の歯止め策は

3番 藤野広美

- ウッドショックに対応する木材補助金の増額を
- 藤田地区低学年児童の下校時スクールバスの検討は

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 松田清隆君 | 副町長 | 榎英毅君 |
| 教育長 | 犬飼藤男君 | 総務課長 | 五十嵐大朗君 |
| 政策推進課長 | 鈴木利通君 | 税務町民課長 | 阿部美代子君 |
| 健康福祉課長 | 伊藤修君 | 農林課長 | 秋場浩幸君 |
| 建設水道課長 | 櫻井洋志君 | 教育文化課長 | 西田正広君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 清水正紀君 | | |

本会議に職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 議会事務局長 | 金子冬樹君 | 議会事務局 庶務主任 兼庶務係長 | 伊藤美幸君 |
|--------|-------|------------------------|-------|

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

今回の議会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、全員マスク等の着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回大江町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君

を指名します。

◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日から10日までの4日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から10日までの4日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告を行います。

西村山広域行政事務組合議会の件について、報告を求めます。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） おはようございます。私から、西村山広域行政事務組合議会からの報告を申し上げます。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

西村山広域行政事務組合議会議員、伊藤慎一郎。

西村山広域行政事務組合議会第2回定例会。

令和3年第2回西村山広域行政事務組合議会定例会が10月29日、寒河江市議会議場にて開催されました。

提出された案件は、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて1件、令和2年決算認定3件、令和3年度の補正予算2件、西村山広域行政事務組合職員の服務宣誓に関する条例の一部改正について1件です。

承認第1号は、起立多数で成立、令和2年度の決算認定3件はいずれも承認されました。

令和3年度の補正予算は2件、起立多数で原案のとおり可決されました。

西村山広域行政事務組合職員の服務宣誓に関する条例の一部改正は、起立多数で可決されました。

なお、詳細につきましては、お配りしております報告書のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。私のほうから、行政報告として3件報告させていただきます。

1件目は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてご報告いたします。

3回目の追加接種につきましては、さきの11月15日開催の第4回議会臨時会の際において、その概要についてご報告をさせていただきましたが、その後、厚生労働省による自治体向け説明会が開催され、より具体的な内容が示されましたので、改めてご報告させていただきます。

初めに、追加接種の対象者につきましては、ワクチン接種後の感染予防効果及び高齢者における重症化予防効果が時間の経過に伴い低下することを受けて、12歳以上の2回目接種完了者全てに接種の機会を提供するものの、現時点で薬事承認されているファイザー社のワクチンが18歳以上とされているため、当面は18歳以上の方を追加接種の対象にすることとされております。また、5歳から11歳までの小さな子どもに対する接種につきましては、子どもの感染状況、諸外国の対応状況及び小さな子どもに対するワクチンの有効性・安全性を整理した上で引き続き議論することとされております。

なお、1回目、2回目の接種が完了していない方への接種機会の提供を継続する観点から、接種期限がこれまでの令和4年2月28日から令和4年9月30日まで延長されております。

次に、接種間隔につきましては、海外の状況やワクチンの効果の持続期間の知見を踏まえて、2回目接種完了から原則8か月経過後とされております。なお、地域の感染状況、クラ

スターの発生状況など非常に特殊な状況の場合には、自治体が事前に厚生労働省と協議した上で、6か月経過後でも接種可能となっておりますが、これは決して接種期間の前倒しを推奨するものではないとされているところです。

ただし、新たな変異株として、オミクロン株による世界的な広がりも見られることから、国内の状況によっては、今後の取扱いの変更の可能性もあり、国からの通知を基本に進めてまいります。

最後に、使用するワクチンにつきましては、諸外国の取組や有効性・安全性に関する科学的知見を踏まえ、1回目・2回目に用いましたワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社またはモデルナ社のメッセンジャーRNAワクチンを使用することが適当とされており、当面は薬事承認されているファイザー社のワクチンを使用することとし、モデルナ社のワクチンに関しては、薬事審査の結果をもって改めて議論することとされております。

今回の自治体向け説明会を受け、現在、担当課においては、追加接種に向け準備を進めており、手始めに、12月中に追加接種の対象となる医療従事者に対して予診票などを送付し、本町での追加接種の意思の確認、及び12月に2回、1月には1回の接種日時のご案内をしております。

また、18歳以上の方につきましては、2回目の接種完了が早かった65歳以上の方から順に、来年2月上旬より追加接種を開始することにし、接種方法としては、町内2つの医療機関の協力により保健センター及び中央公民館での週2回の集団接種を予定しているところであります。

なお、追加接種に必要な接種日時が記載された接種整理券、クーポン券、予診票などについては、今後のワクチンの入荷状況に合わせて、追加接種が可能となる日の1か月から2か月前に個人宛てに郵送したいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、県内を含め全国的にも感染者数が大きく減少はしておりますが、感染再拡大の懸念など、まだまだ予断は許さない状況です。追加接種に当たっては、冬期間の接種ということもあり、現場においては様々な課題も想定されますが、この課題については順次修正を加えながら、引き続き町民の皆様が安全にかつ迅速に接種できる体制を整えてまいりますので、町民の皆様からのご協力と議員の皆様からのご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、2件目として、令和4年4月採用予定の大江町職員採用試験の選考結果についてご報告いたします。

本年度は、上級と初級の一般行政職の募集を行いました。受験申込みといたしましては、上級行政職が10人、初級行政職が7人で、計17人の申込みがありました。

試験については、9月19日に1次試験を実施し、学力試験と性格特性検査を行い、上級行政職の5人、初級行政職の3人の計8人を合格としております。

さらに、2次試験では、10月17日に実施し、組織人としての適応性や公務員としての資質など、人物重視の視点で小論文と個別面接により選考を行いました。

最終合格者の人数につきましては、現状での職員体制や退職者数などを踏まえ慎重に検討した結果、上級行政職2人、初級行政職1人の計3人を本年度の合格者とし、先般、合格通知を発出したところであります。

その後において、初級行政合格者の1人から辞退の申出があったことから、現在、上級行政職員2人の採用に向け諸手続を進めているところでございます。

次に、3件目として、町道市野沢山田原線地滑り災害の復旧について報告いたします。

本災害については、今年の3月14日に町民からの通報により災害発生を確認したもので、4月19日の議会全員協議会後に議員各位より現地を視察していただいております。その時点では、滑り落ちた土砂が道路の半分を覆う程度で、人の行き来が辛うじてできる状況にありましたが、その後、徐々に滑落が続き、現状においては道路を挟んだ反対側ののり面まで土砂や崩れ落ちたコンクリートのり枠が到達している状況になっております。

町では、3月中に地滑りを計測する伸縮計を設置し計測を始めております。また、ドローンによる空中撮影や3次元測量を行うとともに、国庫による災害復旧を行うには、地滑りであることを証明する必要があることから、解析調査を委託し、滑り面の深さや地下水の水位を計測するためのボーリング調査を実施しております。

これらの調査結果を基に当該地区の地滑りメカニズムを解析し、10月末に地質に詳しい有識者より意見をお聞きしたところ、本災害については地滑りであるとのことをご意見を頂戴いたしました。

しかしながら、災害復旧の設計をするために必要な情報として、地下水が最高水位になる融雪期の水位データがないことから、引き続き、データ収集を行った上で来年行われる災害査定に向け対応することで、現在調整をしております。

被災した箇所については、引き続き観測を継続するとともに、来年度の査定決定後に工事を発注したいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

◎議案の上程・審議

○議長（菊地勝秀君） 議案の審議に入る前にお諮りいたします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎請願第5号の審査委員会付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） おはようございます。

請願第5号についてご説明いたします。

件名、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願」です。

請願者は林伸子さんです。

請願要旨、理由について、抜粋して朗読し提案いたします。

請願要旨。

1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。

2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨を収集し遺族

の元に返すこと。

請願理由。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡として我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨がまだ数多く残されており、戦後76年が経過した今も戦没者の遺骨収集が行われ、DNA鑑定により遺骨が遺族の元に返されております。

山形出身の陸軍歩兵32部隊の将兵等も「沖縄守備軍」として「本土防衛」のために沖縄を捨て石にする持久戦の中で776名（大江町19名）が沖縄の土になっています。慰霊の聖地でもある南部戦跡から土砂を採掘して「埋立てに使う計画」は、沖縄県の問題と他人事には語れない課題です。戦没者の尊い犠牲の上に手にした憲法によって平和を享受してきた、日本の全国民が当事者意識をもって向き合うべき課題です。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が土と化した土砂を埋立て等に使用することは戦没者の尊厳を冒瀆する行為です。2016年に成立した「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の精神にも反することです。

以上の趣旨から、地方自治法124条の規定により、沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取計画を見直し、戦没者の遺骨の尊厳を守ることを国に求める意見書の提出を求めるという請願であります。

なお、同様の請願は、さきの9月議会で、上山市議会、村山市議会においては全会一致で採択され意見書が提出されています。12月議会では大江町のほか山形県議会をはじめとする10の議会に請願が提出されています。

審議いただき、ご採択くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 質疑、討論を省略し、お諮りします。

請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願については総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議第80号～議第87号の一括上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第80号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、議第87号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（菊地勝秀君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第80号から議第87号まで、条例改正3件について、補正予算5件、計8件の議案について、一括してご説明申し上げます。

議第80号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改めるものでございます。

議第81号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、給付は高齢者中心で負担は現役世代中心という、これまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく社会保障制度を構築する目的で「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」、これが令和3年6月11日に公布され、関係する政令と併せて令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから提案するものであります。

議第82号 大江町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、大江町過疎地域固定資産税課税免除条例が廃止となり、大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税免除条例が制定されたことに伴い、大江町企業立地促進条例の一部を改正するものであります。

議第83号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第8号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る3回目のワクチン接種経費をはじめ、子育て世代に対する5万円の給付に要する経費、来年度に全線開通100周年を迎えるJR左沢線の記念事業に向けた経費や、

ふるさとまちづくり寄附事業に要する経費など、各事業費を精査しながら今後の事務事業に支障の来すことがないように予算編成を行ったものであります。

歳入につきましては、本年度の収入見込額に基づき各税目を精査したほか、歳出の特定財源である国・県補助金、ふるさと納税の収納状況に合わせた寄附金の増など、その所要経費について補正を行うものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億730万円を追加し、補正後の予算総額を57億5,200万円とするものであります。

5ページにあります「第2表 債務負担行為補正」は、「町営バス運行事業」及び「乗り合いタクシー運行事業」につきまして、令和4年度当初からの運行に支障を来すことがないように、本年度中に委託事業者を決定する必要があることから、限度額を設定するものであります。また、「降霜被害対策資金利子補給」及び「米価下落対策資金利子補給」は、債務が当該年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定するものであります。

6ページの「第3表 地方債補正」は、事業費の見込みに基づき、限度額の変更を行うものであります。

議第84号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今年度の国民健康保険税の歳入見込み、及び医療費の伸びに伴い国民健康保険が負担する療養給付費などを補正するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,417万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算額を8億7,543万9,000円とするものであります。

議第85号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、これまでの事業実績に基づき見込額を精査し、所要額を追加するものなどであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ43万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を11億8,853万5,000円とするものであります。

議第86号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、公営企業会計移行業務に伴う委託料及び町債の精査などにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ240万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を2億5,172万2,000円とするものであります。

議第87号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、公営企業会計移行業務に係る委託料及び町債などの精査により、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ110万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,672万4,000円とするもので

あります。

以上、議第80号から87号まで一括してご説明いたしましたが、詳細については担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で提案理由の説明を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第14、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田です。改めておはようございます。

環境を守る「SDGs」の17の共通目標の中の14「海の豊かさを守ろう」と観光・歴史、町なかの案内掲示板について提案し、町長に伺います。

SDGsとは、2015年9月に国連サミットで採択され、「持続可能な開発目標」のことであります。掲げられました17の共通目標を、2030年までに達成を目指そうとする世界共通の目標であります。世界で起きている貧困や飢餓、テロや紛争、社会的格差、気候変動など様々な問題を背景に、このままでは地球はもたなくなるのではないかと。そういう強い危機感から誕生しました。その17の共通目標の中の14「海の豊かさを守ろう」について提案し伺います。

いつどこだったか記憶にはありませんけれども、県はクリーンな最上川を目指し「最上川ラブリバー・キャンペーン」を実施しております。その後、世界か国か県でしたか、遺産登録に挑戦しております。そんなことから、山形県の母なる川、クリーンな最上川を目指し、SDGsの理念に基づき活動を推進していかねばなりません。

主要地方道23号天童大江線の百目木築があった待避所の草むらに、70センチ以上ある大きな黒いビニール袋にごみがいっぱい入ったものと、野球のバットケースが捨てられておりました。その後、当路線の桜瀬橋付近に、「寒河江市市報」が捨てられております。また、桜瀬橋の下にはごみがいっぱいあります。川沿いの道路に捨てられたごみは、風や車の風圧によって転がり落ち、川岸はごみでいっぱいになっております。そのごみは、増水により全て流されまして、最後には、酒田、日本海に流れていくのであります。したがって、海は汚染され魚介類にも悪影響を及ぼすことになるわけでありまして、海岸でボランティアの方々が漂着ごみや河川から流れてきた瓦礫やごみを拾っているところを紙面やテレビのニュースでよく見かけます。誠にありがたく申し訳なく思っているところであります。

ごみのポイ捨ては、5月から9月の時期が最も多く、寒河江市松川、柴橋駅の下、木の沢の消防ポンプ庫敷地内にもごみが捨てられております。さらに、国道287号、藤田の柏稜橋から国道458号、中郷十字路間にペットボトルがいっぱい入ったものが山ほど捨てられており異様な状況でした。ごみ捨て禁止の看板、大小計18個と監視カメラ2個が設置され、その後、何か動きがあったのか、ごみはほとんど捨てられておりません。

しかし、百目木地域に同じごみが2度捨てられておりました。ごみのポイ捨ては違法であり犯罪であります。

天童大江線の百目木地域から桜瀬橋の間、ごみを拾っておりますけれども、当路線は県道ではありますけれども、歩道はなく車の往来も多く危険であります。9月に、国道458号、役場前の変形十字路で痛ましい死亡事故が発生しておりまして、なおさら危険を感じているところであります。

ごみを夕方に拾っても、次の朝には捨てられていることから、夜間に捨てているものと思われる。

したがって、不法投棄防止対策としまして、桜瀬橋を中心に松川側と元百目木築の待避場所付近に、複数の赤外線監視カメラを設置していただけますよう県に要請していただきたい。

さらに、SDGsの共通目標の「海の豊かさを守ろう」という理念の下、クリーンな最上川を目指し、山形県の母なる川、「最上川ラブリバー」精神を貫いていただきますよう県に要請していただきたいと切に願っております。いかがでしょうか。

次に、町なかの観光・歴史案内板と掲示板について提案し伺います。

町なかには、ところどころに掲示板が設置されておりますけれども、案内板の大半は劣化しております、一つ一つ確認し対応していただきたい。その中から劣化がひどい案内板について申し上げます。

国道458号、左沢原町十字路角のミニパークに掲示板が設置されております。その案内板には、平成21年3月と明記、12年がたち経年劣化や日焼けなどによりひどい状態にあります。また、敷地内には雑草が生い茂っておりました。さらにしだれ桜の落ち葉、剪定された枝、取り除かれた雑草などが放置されております。手入れや掃除の管理はどなたが行っているのでしょうか。もししだれ桜を手入れする方や管理する方がいないなら、伐採されたほうがよいと思われま。

また、掲示板の真ん中にときどき駐車しておりますが、駐車してもよいことになっているのでしょうか。

日本一公園の公衆トイレから少し下がったところにあります楯山左沢城史跡案内板につきましては、平成13年3月教育委員会と明記。20年がたち同じくひどい状態であります。

また、当案内板につきましては、トイレから下り坂になっておりまして、傾いて見るような状況にあります。許されるのであれば、少し下った平らなところでゆったりと見られる場所に移動していただければ幸いです。

町営バス・中央公民館前の後ろにあります掲示板の案内板につきましては、大江町建設課のみ明記。同じく劣化がかなりひどい状態で、内容は全く分かりません。当掲示板前を通った近所の方からお聞きしましたところ、掲示板があったことさえ知らなかったとのことあります。

「朝日少年自然の家」のオリエンテーリングは、左沢町を回り、巨海院、「歴史民俗資料

館」を通り帰っていくようであります。したがいまして、当掲示板前を通りませんし、案内板を見ることはないと思われます。誰も分からない、目立たない掲示板なのかもしれませんし、これを契機に案内板を取り外してもよいのではないのでしょうか、との提案であります。その後、取り外されておりました、素早い対応を評価しているところであります。

この3か所の案内板につきましては、大分前から日焼けや経年劣化が目立っておりまして、このような案内板を見た観光客の皆さんは、どのように感じ、受け止めたのでしょうか。想像しますとぞっとします。

「ふれあい会館」前の最上川舟運に関する案内板につきましては、平成21年3月教育委員会と明記。北向きに設置はされておりますけれども、10年たち色あせや日焼けの症状が見られますので、2年後くらいには更新されることを願っております。

「旧最上橋」について申し上げます。平成15年に県内で初となる「土木遺産」に登録されました当橋は、三連アーチの眼鏡橋と言われ、珍しく、歴史もあることから、橋のたもとに案内掲示板を新設すべきではないのでしょうか。そこには、平成4年4月教育委員会と明記されており、米沢舟屋敷の案内板が設置されておりますので、一つにまとめた案内板を設置してはいかがでしょうか。以前から思っておりましたことですが、寒河江市側の橋桁回りを少しきれいにしていただければありがたいと思っております。

左沢原町十字路角のミニパーク、日本一公園、ふれあい会館前の掲示板や案内板は、県から計50%強の補助をいただいて製作し設置したものだと思われます。したがいまして、更新する際には、国・県と町担当課との協議に手間暇かかるわけですが、協議をスムーズに行っていただき、製作期間を短縮していただきたい。可能であれば、ぼろぼろになってから製作に取り組むのではなく、定期的に更新することを強く望むものであります。ところどころにありますフットパスの指示標につきましても同様であります。観光客の方は、経年劣化した案内板に、内情を知る由もありませんし、町の姿勢が問われかねません。

我が大江町は、「重要文化的景観」と「楯山左沢城史跡」を文化庁より選定を受け環境と美しい町並みと景観を大切にしなければいけません。手入れされていないミニパーク、劣化している案内板、これではイメージダウンとなってしまいます。

左沢原町十字路のミニパーク、日本一公園、この2つの案内板につきましては、国・県からの補助を活用していただいて、令和4年第1回定例議会に予算を計上し、雪が解ける4月にはすっきりした形で更新されますよう切に願っております。

最後といたします。観光客の皆さんから、ごみは落ちていない、町並みの風景と絶景は最

高と言われる大江町でありたい。それがSDGsの理念につながっていくものと信じております。町長いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） ただいま土田議員から、様々な観点からご質問がありました。ボリュームがたくさんあって、中身の多い内容なのかなというふうにも思いますし、日頃、町内を歩いて回っている土田議員ならではの目線からの気づいたことなども含めての提言ではないかというふうに思っております。

順序よく答えてまいりたいというふうに思いますが、初めに、SDGsのお話がありました。このことに関しては、世界的にも国を挙げても関心が急速に高まっていることだというふうに思いますし、県内でも二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」宣言をする自治体も増えてきている現状だというふうに思っております。

大江町においては、地球温暖化の気候変動に起因すると見られる、近年多発する豪雨災害が住民生活にとっての脅威となっております。その対策は、百目木地区の治水対策をはじめとして、町の重要かつ喫緊の課題だというふうに認識をしております。

もはや他人事ではなく、私たち一人一人が問題意識を持つ必要があり、町としてもSDGsに関しまして、職員による勉強会などを立ち上げながら、早急に何らかのアプローチをしたいと考えているところです。

さて、土田議員のご指摘のありました川沿いに捨てられたごみがやがて日本海に達し、海洋汚染につながってしまうという懸念です。このような道徳心を欠く行為に対しまして怒りを覚えますが、長くごみ拾いのボランティアを続けられている土田議員にとっては、なおさらかというふうに思いますし、私も同感であります。改めまして、そのボランティアのご苦勞に対し感謝と敬意を表するものであります。

具体的な事項として示されました寒河江市との境界の桜瀬橋付近の県道沿いは、以前からごみの不法投棄が多い場所で、道路管理者である山形県でも対策に苦慮しているようであります。パトロールを強化し警告看板などを設置しておりますが、定期的にごみを回収しなければならない実態であるのは、先ほど土田議員質問の中にあつたとおりであります。

大江町においても、村山地区不法投棄防止協議会と連携して、10月15日に、この一帯の合同パトロールを実施し、ごみの回収作業を行いました。残念ながら、その後も不法投棄が

確認されております。また、大江町環境衛生組合連合会でも、不法投棄が多い場所に警告看板を設置する取組を毎年続けております。その地道な活動が一定の成果を上げていると感じてはおりますが、なかなかそれが追いついていない現状だと思っております。

お話にありました監視カメラの設置については、抑止力が働き大きな成果が期待できますが、住宅や施設と違って、道路沿いや実際に不法投棄が多い人目のつかない場所については、電源確保の問題や設置費用にかかる額が大きい、そんな様々な課題も一緒になって出てきます。村山総合支庁の担当課を通して、この件について監視カメラの設置を打診してみましたが、本町に限らず県内至るところで、大小の差はあるもののこの問題は起きているので、全ての箇所での対応はなかなか難しいというのが現実のようでありました。

また、監視カメラによる画像データの保存にも限界があります。多くは1週間程度で書ききれ保存するスタイルであるため、画像を確認するにも膨大な手間と時間がかかってしまうこととなります。

結果として、カメラの設置については、現時点では断念せざるを得ない場合が多く、近隣自治体では、本町の環境衛生組合のような組織が、本格的なものではなく、様々な形でカメラを設置している事例もあるようであります。これでも一定程度の効果は現れるようではありますが、大江町においても、検討の余地はあるのではないかと考えております。

土田議員におかれましては、様々なご提案をいただきました。先ほどあった観光・歴史、町なかの案内看板について、こういったことについても、様々な意見として受け止めさせていただきたいと思っております。

すみません。ちょっと原稿を飛ばしてしまいましたので、元に戻ります。

先ほどのカメラ設置の件であります。桜瀬橋付近だけではなく、町内には繰り返し不法投棄に困っている場所が様々あります。性能的には劣りますが、ソーラーパネルを電源とする簡易型の監視カメラ、こんなものもあるようであります。大江町防犯協会の事業などと併せて本年度中にそういったものも購入してみたいと考えておりますので、その活用方法などについても検討したいと思っております。

これについては、区や町民で組織された団体などに貸し出すことを想定しておりますが、試験的に桜瀬橋付近に設置することも可能かと思っておりますので、様々試してみたいと思っております。

いずれにしても、不法投棄は犯罪です。広報紙やチラシなどでの注意喚起をさらに徹底した上で、関係機関とも連携して、引き続き地道な活動を続けていくことが重要かと考えてお

りますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、案内看板の件で様々ありました。土田議員におかれましては、楯山公園と左沢山城跡、また、文化的景観の在り方などにつきましても、日頃からその活動について、利用者や町民の立場に立って様々なお提言をいただいております。

このたびの質問は、主に楯山公園と左沢楯山城跡、そして文化的景観に選定されている大江町において、より多くの方々に利用していただき親んでもらうため、より分かりやすく親切な案内看板を設置すべきではないか。そういったことでありますので、現在の取組の状況についてお答えさせていただきます。

まず初めに、質問にありました看板についての中身でございますが、設置しているその場所自体の施設の案内看板が、ふれあい会館、楯山公園、原町、そして旧最上橋の下の4か所でございます。そして、フットパスのルートを示した案内看板が中央公民館、駅前、百目木、健康温泉館前の4か所にあり、この8か所のうち、最上川橋下を除き7か所は経年劣化と日焼けにより、先ほどありましたように、非常に見にくい、色あせた状況になっているというふうなことです。

このことについては、私も同じように、今年度、様々なところを見ている中で思っておった事態でありましたので、担当課のほうで検討するように指示をしておりました。そんな中で今回の土田議員の質問だというふうに捉えています。

現在は、新型コロナウイルスがまだ予断を許されない状況でありますので、観光においでくださる方もそう多くはない状況であります。やはりアフターコロナにおいて、落ち着いた状況になった暁には、多くの観光客から来ていただき、本町の魅力を存分に楽しんでいただきたいと考えているのは私ばかりでなく、議員さん、そして町民、皆同じ思いだと思います。そのためには、スピード感を持って対応すべきであるとの判断の下、今定例会で上程しております一般会計補正予算において、ふれあい会館前、楯山公園、原町のその場所の施設案内看板の更新予算を計上しており、春先までにはこの分については見やすくなるように考えております。

また、残る4か所については、表示部分を取り外し、看板の躯体はそのままにしながら、一時的に、当分の間は観光ポスターの掲示などを行いながら活用していきたいと考えております。

現在、教育委員会では、文化庁の指導の下、文化的景観の「整備計画書②」というものを策定中であります。これは計画書の①で整備した構造物や風景などを分かりやすく楽しんで

もらうための「サイン計画」、つまり案内看板や説明板の設置をどのように進めるかを現在検討しているものになります。

この計画書は、今年度中に策定をし、そして実施設計まで進めるよう努力し取り組んでいるところであります。

計画書が完成した後は、その計画に沿って、国庫補助金を活用しながら、令和4年度以降、順次整備をしていくことになっております。おおむね3年間で、重要文化的景観の町を案内するとともに、この町のよさを知っていただけるサインが完成する見込みとなっております。

また、今申し上げた文化的景観に関するもののほか、楯山につきましても同様に進めたいと考えており、楯山城跡のサインにも統一感を持たせたい、こう考えておきまして、より親しんでもらえるまちづくりにつながるものと考えているものであります。

現在の楯山の看板につきましては、先ほど「平らな場所に移動すべきでは」というふうな話がありましたが、将来的には、現在建っている場所から、楯山公園の裏側にあります八幡座を眺めながら説明が読める、こういったように眺望を邪魔せず楯山を堪能できる看板にしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、「左沢原町十字路角に設置されている敷地の管理及び掲示板前の駐車可否について」ご質問がありましたが、ご承知のとおり、斎藤茂吉の歌碑と案内板を設置するとともに、しだれ桜を植栽の上、景観への配慮として板塀を整備し、この一帯がポケットパーク的な施設となるよう整備を図ったものであります。

管理が徹底されていないのではというご指摘につきましては、まさにそのとおりの部分もあるのかなというふうに思います。このことに関しては今後改めることとし、剪定した枝の処理につきましても、先般、片づけ作業を終えたというふうに報告をもらっています。

また、駐車可否であります。町としては、観光客などの一時的に駐車することや待避所として利用していただくことを想定しております。特定の方が占有し駐車することは趣旨にそぐわないと考えますので、利用の在り方についても、今後周知を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） 町長、ありがとうございます。

私も考えはある程度合致してしまして、そのとおりにやっていただきたいと、こういうふうに思います。

一つちょっと抜けてしまったんですが、内町、横町から小漆川に上っていきます、そのところに小漆川の後ろというか、城跡の説明があるんですよ。それもすごく豪華な看板、掲示板なんですけれども、それも負けず劣らず画面、さっぱりで全然分からない。いろいろ探さないとなかなか見つからないというところもあるのですが、道路の脇もちゃんと設置になっている割には気づかないというような形でございます。

さっき申しましたとおり、もしなかなかそれが大変なことであれば、それだけを外してもらって、観光協会の、物産協会ですか、あれのポスターでも貼っていただいほうが、私はいかなとこういうふうに思っています。

中央公民館の前の案内板も取り外されて、今3枚のポスターが貼られております。2枚が絶景の冬のやつと夏のやつ。それから1枚が何か、恐らく一般的なものだと思うんですが、雪が写っている、そのほうがずっと逆に言うとよかったかなというふうに思っています。

取り外すのは簡単ですぐ取り外せるわけですから、やっぱり思ったらすぐやってもらったほうがいいんじゃないかなと、こういうふうに、今、町長の話も聞いて私は思っていたんですが、あんなやつと言っちゃ叱られるんですが、誰が見ても取ったほうがいいというやつはもう取っておいて、そしてまた予算をつけてもらって、ゆっくり考えてまた設置してもらえば、それはそれなりで私はいいいと思います。

私は今さらというような気持ちもあるわけなんですけど、今、このコロナで皆さんが、お客さんがちょっと足が遠のいて、なかなか難しい状態なので、それが今度解決して、もしお客さんが来てもらうような状態になるまでに、ちゃんと案内板を新しくして更新していただきたい。こういうような思いです、簡単に言いますと。

恐らく今回、小さい額ですが、一応予算を通していただいて、まず頑張っていたきたいんですが、もう一つ全般的に、この掲示板につきまして、消されると悪いので、ある薬剤を使ったやつで塗装したほうがいいんじゃないかというご指摘をいただいております。実は看板屋さんただけれども、それをしてもらおうとそれなりに黒っぽく塗っていただきますと、それなりのこの景観にマッチしたやつでもできるんじゃないかなというように、また、古くなくても歴史のある掲示板で守っていけるんじゃないかな、とこういうふうにご指摘いただきました。ということもありますので、一応そういうようなご理解いただいて、今後お願いしたいということでもあります。町長、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 小漆川城の跡の看板の部分についても、現場を確認しながら、あまり

まずいような状況であれば、その部分は、ただいま申し上げたような形で、一時的な使用というふうなことで考えられることで対応していきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げた文化的景観のサイン計画、整備計画の中でも、恐らくその看板も何らかの位置づけがされているはずでありますので、その部分に沿った形の整備が最終的な形として整備されるようになると思います。

様々なものを作るのですが、町として、例えば今の案内看板についても、作る時には非常に考えながら、一生懸命になって作るものです。しかしながら、その後のいわゆるメンテナンスの部分については、なかなか目が届かないというところを、私はもっと反省しなければいけないのかなと思います。町民が気づくというふうな程度までのものであれば、職員が巡回すれば、それは気づかないはずがないというふうに思います。その部分は十分に反省しながら、そういったメンテナンスのことを思って、気持ちを持って、今後そういった対応に当たっていくようにしていきたいというふうに思います。

看板の塗装の部分についても、作った時点で、風合いを大切にするとか、文化的景観、歴史的なものというふうなところでは、過度な塗装はしないほうがいいという判断だったのかもしれませんが。その辺も、今のお話ですと、看板屋さんがそんなふうなことを言っているというふうなお話もありますので、状況に合わせて検討してまいりたいと思います。

先ほども言いましたように、やれるところからというふうなことで、今回3か所の看板の設置替えをするというふうなことで対応していきますので、あとは順次分かりやすいようなものにやっていくように心がけますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

今後とも、様々な観点からご意見いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

最後にいたします。看板といっても、いろいろな角度で取り付けられている看板があるんですが、中央公民館の前の看板のように、車に乗って運転している方は全く分かりません。正面になるぐらいに、そういうふうな取り付け方をすればまだいいんですが、こうですので、やっぱり見る人によってはどうかなというように私は考えておりました。やはり車で運転する人は全く分かりません。中央公民館の前に豪華な、今度、看板を取り付けましたよね。あれは俺、最高にいいと思います。あれはやっぱり、これじゃ駄目だと思いますよね、道路側。やっぱりもうまともに正面なので、あれぐらいいい看板はないと私は思っています。もっと

も、相当考えて取り付けたと思うんですが、結構なお金もかかったと思います。これは、私は、大江町にして見れば、絶賛の看板かなというふうに、私は思っています。

そういうことから、一番大切なのは、やっぱり一時停止でも、車を運転するとき、一時停止してすばっと見えるようなところになっていますよね。ああいう形で、看板が見える状態になれば、もっと見やすく、なるほどというような気持ちでみんな見てくれると思いますので、そういうふうな方法に変えたほうがいいんじゃないかなとこういうふうに私は思います。

今、取り付けてあるやつをどうのこうのというわけではございませんので、もし新たな看板を取り付けるとなれば、そのようにしてもらったほうがありがたいなど、こういうふうに思うんですよ。今まであった看板は恐らく補助事業でやったのが大半じゃないかなと思いますので、そのような観点から申し上げますと、果たして大江町で勝手にやっていいかどうかというのがありますし、果たしてどこかに持って行って別のところにするというのが果たしてできるかどうか、最後にちょっとお聞きしたいです。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、中央公民館の看板の件について、車の方のほうからは非常に見えにくいのではないかとというふうなお話がありました。一方で、新しく中央公民館「ぷくらす」というふうなことでの案内看板については、非常にいい状況で設置されているというご意見をいただき、ありがとうございます。

今、言われている、見えにくいのではないかとという看板につきましては、以前、フットパスのルートのご案内看板として設置したものです。なので、町の中を周遊するコースとして、中央公民館も一つの拠点になっていたというポイントでありました。その方が次のポイントに向かうための案内看板というふうな位置づけでの看板でありましたので、いわゆる歩道なりを歩いている方が見ていただく看板という目的のものでありました。

今、言いましたように、その目的のいかんによって、その看板をどう見せるかというふうなことが出てくると思います。そうすることによって、一長一短あるといたしますか、歩行者の方の目線、車の方の目線、そういったもの全てを見やすいものにするというのはなかなか難しい課題かなというふうに思いますが、今の看板については、非常に文化的景観の町にふさわしい作りのものではないかと私は思っております。

今後、先ほど言いました文化的景観のサイン計画をつくる上で、その看板を再利用することがいいのか。また別なものをつけたほうがいいのかというふうなことは、今後、十分に検討しながらしたいと思っておりますし、設置する場所、そして設置する向き、看板の構造、そうい

ったことも、今の意見を参考に意識しながら取り組んでいくことが必要だと考えております。

あとは補助事業とかというお話がありましたが、今、お話ししている看板については、2つの事業で取り組んだものでありまして、1つは、フットパスの事業として国で設置したもの、町が設置したもの、それから、施設の案内看板として教育委員会で設置したものというふうなことで、これは事業は別なんですけれども、様式を統一したような格好で作ったほうがいいのではないかとというふうなことで、一体的なものとして作っているということが経過としてございます。

なかなか目的によって、補助事業によっては、所管する事業課が引き継ぎながらやっていくというふうなことがあるんですが、一定程度、観光だったら観光というふうなことで管理をしていくようなことも必要かと思いますので、今後の課題であると思えますし、補助事業関係では、同様の内容で使用する部分については、特に大きな問題はないのかなというふうな考えておりますので、このようなことで進めたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。ほとんど分かりました。ということで、まず頑張って、新しい案内板を更新しましょう。お願いします。

これで私の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は一問一答方式で行います。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤慎一郎です。

「農業人口の歯止め策は」という題で一般質問したいと思います。

先ほどのテレビ報道で、6日ぶりに山形県内でコロナウイルスがゼロと数字が出ておりました。ほっとしたところでもあります。しかし、新しいオミクロン株なるものが出てきて、気の抜けない日々が続いております。今年の年越しはどうなるかと、関係者の方々に頭の下がる思いです。今日はまた二十四節気の大雪、本格的な冬の到来であります。冬来たらば春遠からじと申します。やがて農業にも来る春に向かって質問に入りたいと思います。

令和3年も間もなく終わろうとしております。農業にとって今年はどうな年だろうと考えたときに、試練の年、我慢の年、そして、自然災害に見舞われた年、どれを取ってもいい年とは言えなかったのではないだろうか。

まず、初冬の大雪に見舞われた果樹の枝折れ、ブドウ園の倒壊、サクランボハウスの倒壊、施設園芸のハウスも被害に遭っております。そして、4月の晩霜被害は、果樹全体に及んでおります。山形県内では、114億円ほどの晩霜の被害だと言われているようであります。

夏には高温で日照り続きでブドウ、リンゴなどが日焼けに遭い、キロ数は出なかったが、その代わりに、ブドウの場合は甘くておいしいので単価に救われました。収穫期の降雨により、雨よけ設備のないスモモ・桃に裂果が見られ減収になるようであります。

コロナ禍の中で米の消費が伸びず、在庫が多くなり、令和3年度の米の概算金は軒並み下がりました。1俵当たり「つや姫」で1,200円、「はえぬき」で2,200円、軒並みダウンしました。大江町では、令和2年度、「つや姫」で1,684俵、「はえぬき」で1万5,478俵出ているので、そのほかの米などを合わせますと約3,000万円以上の減収になったのです。これは農協の取れ高だけですので、米穀商業協同組合の数量も入れますと、まだまだ多くなるのではないかと思います。1年間の苦労が報われない、規模の大きい担い手農家ほど痛手が大きいのです。

政府は、「消費量が減ったからだ」と言うが、主食を市場原理に委ねた結果の暴落であります。記録的な凶作に見舞われた28年前と同じ37%の食料自給率に下がっても、それほど感じないのが不思議なぐらいです。何しろ収入が安定していることが大事で、来年も再生産ができることが望みであります。持続可能な生産が大切であります。

転作や畑地化などを積極的に進めていかなければと考えております。希望の持てる農業でないと、精神的にまいり、作るのをやめようかと、農業をやめようかと、そうなると、ます

ます農地が荒れてくるのではないかと思います。今、野菜や果樹は水田で米を作っているよりも、収入が多いものが結構あります。産地直売所を利用して、経営の多角化に、収入源を補わなければと考えます。

そして、援農対策として以上のことができないかと行政に問うのであります。

まず、初冬のどか雪の対策として、主要果樹園の農道の除雪、園地に車が行けなくなることが、どうしてもおっくうになり、枝折れやハウス施設の倒壊などに、雪害などに結びつくのではないかと思います。何しろ初期の行動がその年の収入に大きく影響します。初雪のときだけでも、春先剪定が始まる時期の除雪も必要ですが、二段構えで農業に支援できないか、町長に伺います。

次に、収穫時期に入って、大雨や台風被害の対策です。

スモモや桃が収穫期に大雨や台風などが当たりますと、裂果が始まり、そのために収穫を早めにもがなければなりません。収穫したものを一旦冷蔵庫に入れるわけです。今は農協の冷蔵庫で対応しておりますが、出し入れがなかなか大変で、個人所有の冷蔵庫があれば大変便利なわけです。ラ・フランスなどは絶対に必要です。

このたび、おおえ道の駅もグレードアップして、農産物の直売所が大きくなり、かなり多くの方が参加されるかと思います。そのときに、野菜や果物は冷蔵庫があることによって出荷調整ができるのです。大変便利なのです。ですから、1坪か2坪ぐらいの冷蔵庫が欲しい。町の助成や補助ができないかという声が多くあります。ぜひ前向きに考えていただきたい。

以上のようなことで頑張った農産物が無駄なく売れる、金になるとなれば、農業は面白い、楽しいという方が多くなり、農家の減少に歯止めがかかるのではないのでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは伊藤議員のただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

農業は自然相手の産業であるとはいうものの、近年は豪雨や大雪、こういった異常気象の被害のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により業務用作物の需要減など、農業を取り巻く環境は大変厳しいものであるというふうに認識しております。このような中でも、農家の皆様は、良質なものを作ろうと努力することはもちろん、農作物のPR活動や担い手の確保など、将来を見据えた活動にも意欲的に取り組まれていることに、まずは敬意を表したいと思えます。

令和2年12月以降における大雪災害では、果樹の枝折れや裂傷などの農作物の被害、ハウスや果樹棚の倒壊といった施設被害が発生しており、この対策として、国や県の補助事業を活用しながら、ハウスの再建や補植用苗木の購入に対する助成を実施するなど、被害の復旧に取り組んでいるところであります。

また、令和3年4月から6月に見舞われた凍霜害、ひょう害の被害額は県全体でも約137億円と試算されており、大規模な災害と言えるものになっております。県では被災農業者の営農継続、農業生産の維持・向上を図るため、資金融通や肥料・農薬といった生産資材の購入支援などから成る「凍霜害・雹害緊急対策パッケージ」を10月に発動しております。町内でも、サクランボやスモモといった果樹を中心に被害が発生しており、県の支援策に要する補助金などを12月補正予算に計上しており、被災農業者の農業継続を後押ししてまいります。

米価下落に関するお話がありました。議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による業務用米を中心とした過剰在庫と、令和3年度産米が豊作だったことによるさらなる在庫量の増加が予想され、令和3年度産米の概算金は、ウルチ米、及びモチ米のほぼ全ての品種で大幅に減額されております。

町では、主食用米生産に係る資材の一部を助成する「米価下落緊急対策補助金」を11月の補正予算として議決いただいておりますので、また、対象外としていた「つや姫」や酒米についても、来年の作付に向けた資材等を支援するため、同様の措置として、町産ブランド米次期作支援事業補助金を12月の補正予算に計上して、併せて生産者が安心して営農継続できるよう速やかに支援を行ってまいります。

次に、農道除雪の件につきましてではありますが、町の除雪支援として、個人で対応することが困難な幹線農道については、地元の団体と協議し、2月から3月の除雪を実施し、樹園地につながる冬季閉鎖町道につきましても、同様に2月から3月の融雪期に除雪をしております。また、家屋や施設に接続する、日常生活で通行する必要がある農道につきましても、地元の区などからの要望で除雪をしている状況であります。

ご質問にありました、初冬に大雪が降った場合の対応ではありますが、まさに昨冬の状態だったと思います。農道の除雪回数も必然的に増えることになり、町の除雪は、町道などの生活道路を優先に除雪せざるを得ない。この状況につきましては、議員もご理解していることだというふうには思いますが、こうしたことから、原則、農道除雪は受益者に行っていただくこととなりますが、多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金などを活用し、除雪作業を行っていただく方法もあると思います。

また、農道除雪を行うための除雪機械の調達、附属品なども含めて、町単独の支援を行うことができるかどうかについても、今後検討したいと思います。

次に、出荷調整を行うための冷蔵庫についてであります。農協の冷蔵庫は、ご存じのとおり、あくまでも農協の出荷用に整備されているものであり、個人贈答や直売所へ納品する際の一時保管には対応できていないと、こういった状況であります。

農業用機械設備については、これまでも国や県の補助事業を活用し、農薬散布を行うスピードスプレーヤーや農業用のハウスといった設備を整備してきた経過があります。国の「産地生産基盤パワーアップ事業」、これは、事業実施から2年後の販売金額、これを10%以上増加させなければならないという目標設定なども必要です。しかし、事業費の約2分の1を全額国の負担とする有利な補助事業であることも事実であります。

個人所有の冷蔵庫については、野菜、果樹農家の方々より整備を望む声をいただいておりますので、令和4年度の国の補助事業に要望しているところであり、採択に向けて、現在、働きかけを強めてまいりたいと思います。

品質のよい作物を効率よく生産していくためには、植付けや管理、収穫、選別といった各段階で、それぞれの作業に適した機械設備が必要となります。今後も、農業者の要望や生産規模などに応じて、国や県の補助事業の活用、あるいは町の単独事業なども含めて、各種支援策を講じていきたいと考えております。

先ほど道の駅などのお話もございました。令和6年度には、産地直売所を併設した道の駅のリニューアルのオープンを予定しておりますが、年間を通して多様な農作物の販売が求められ、そのための生産施設、生産機械の整備のほか、販売組織づくりなどを構築していく必要があると考えております。

また、直売所のほうでは、ICTを活用した在庫管理の導入などの要望もあり、実現すれば、商品が少なくなった時点で速やかに補充することも可能です。こうしたシステムを構築することにより、農産物が無駄なく売れることにつなげてまいりたいと考えます。

今、申しあげましたハード面での整備に加え、新規就農者の確保と支援を今後も推進するとともに、親元就農や兼業農家の農業経営の継続を後押しし、農業人口の確保に努めてまいりますので、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

いろいろと答弁ありましたけれども、通告が10月の、11月頃かな、しておりますので、状

況が変わったことでありますので、おわび申し上げます。さきの臨時国会で、米に対するいろんな補助金とか、あと晩霜に対する資金の利子補給とか、いろいろな形で支援してくださって本当にありがとうございます。

それで、米の今の実態を申し上げますと、先ほど「つや姫」と「はえぬき」と申しあげましたが、モチの場合なんか3,500円ぐらい下がっているんです、1俵当たり。だから、「でわのモチ」「ヒメノモチ」、3,500円、「でわのモチ」で。1俵当たり3,500円というと、1反歩から10俵取って3万5,000円の減収になるわけなんです。そうしますと、今現在、10アール当たり、米の売上高というかな。それが大体十七、八万ぐらいしかありませんので、そこから3万5,000円が今年は収入がないとなると、本当に、早い話が、使うところがなくなると、こういう形の厳しい状況だということを皆さんも覚えてもらいたいと思います。

それから今年の場合、米の場合は地域によって質のバランスがありまして、左沢地区はよかったですけれども、本郷地区の一等米比率が80%ぐらいで、かなりカメムシの影響で、比率が悪くなっているようなんですね。

それで、その原因というのはいろいろ考えられますが、自分の関係しているくろ、あぜとか草刈るんですけれども、例えば隣との境とか、あと道路との境なんていうのは、どうしても労力不足で草刈りが遅れる、やらない。そんな関係で、幾らヘリコプターで消毒しても、生き残るカメムシがおるような状況で、被害が出ているのかなと私は考えております。

それでカメムシの被害に遭った米は、精米しても残るわけなんです。それで残るものですから、売り物にならない。そこで色選という機械があるのですけれども、それに入れて、黒い米をはじかないと、等級も落ちるし、売れないということなんです。それでライスセンターあたりで色選欲しいなど、いろいろな形で支援できないかなということも聞いておりますので、ぜひ課長あたり、色選に対しても、補助事業でお願いできればと思います。

そして、さっきも言いましたように、この意欲減退というのが私は一番恐れているので、田んぼで米を作っても金にならないとなると、やっぱり作る人がやめる。そうすると、言うまでもない、皆さんも知っていると思いますが、田んぼというのは、いろんな面で生活に、生きていくために、水管理やいろんな関係でしなきゃなりません。それで、洪水を防ぐとか、土砂崩れ、水をきれいにするとか、地下水を作るとか、水温を調整するとか、たくさんの生き物も育てるとか、いろんな面で人間に欠かすことない役目を果たしているということで、ぜひ荒れた水田がなくなるように、私たちも頑張らなきゃと思います。

そこでよく言う棚田百選などと言いますが、棚田なんていうのは、大体田んぼの半分ぐら

いは畦畔だと思っても結構です。だから、そのくらい草を刈らないと、さっきも言いましたように、カメムシにやられたり、見栄えが悪い。あれは草4回刈ってるからああやって、棚田百選になるのであって、その管理というものは、案外一般の方は知らないんじゃないかなと思いますので、もう一つ付け加えておきたいと思います。

米について先ほど申し上げましたが、色選についての補助事業なんかできるものか、町長に伺います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 農家の方々からの様々な要望なり状況、現在の状況の訴えなどについては、農林課のほうで直接聞いていることがあると思いますので、詳しいことは、農林課長のほうからその辺、伝えさせていただきたいというふうに思いますが、米価下落の対応としては、先ほど申し上げましたとおり、「つや姫」、酒米等の追加も含めて町での対応を考える。また、県のほうでも、そういった支援を組み込んだ補正予算が今の県議会のほうに出されているようなことでもありますので、少しでも来年の作付の意欲減退が進まないよう、そして、聞く話では肥料も2割程度上がる、資材も2割程度上がる。こういったことの中で非常に経費的には大変な状況を今、迎えているというお話はよく聞くことですので、その辺も含めて、米価下落に対する支援策の手を打っているところでございます。

あとはカメムシ、草刈り、そういったお話についても、農家の方からお聞きしております。今年も一等米比率が下がったというのは、やはりカメムシの影響が大きいのではないかとこのお話であります。ライスセンターそのものの機械も、かなり経過しているというふうなこともありますので、そういった更新のことやら色彩選別機のことなども含めて、いろいろお話が来ているようでありますし、国・県との補助事業などについての調整もやっている途中だというふうに思いますので、その辺、農林課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 色彩選別機の補助についてというようなことでございますけれども、こちらも国の補助事業等はあるわけなんですけれども、なかなか要件がいろいろありまして、先ほども答弁の中で申し上げたように、生産額のアップであるとか、面積の集積であるとか、既に今、やられている、例えば本郷東部地区のライスセンターでも、かなりの目いっぱい面積をこなしている中で、さらに面積を増やすなんていうのもなかなか厳しい条件かなというふうに思っております。

そういった中でありますので、例えば町の単独の補助事業として補助することができない

かなどについても、来年度の当初予算の編成の中でいろいろ検討していくことになるかと思
います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

やっぱり大型機械を買うには、生産者自己負担というのはなかなか難しいところがありま
すので、支援できるものだったら、ぜひお願いしたいと思います。

それから、果樹のほうなんですけど、先ほども言いましたように、冷蔵庫を対応しないと、
これからはなかなか大変かなと思います。今年の場合も、雨が降ってくるというので、スモ
モの生産者が一斉にもぎ始めた。それもやっぱり早くもがなきゃならないということで、裂
果します。だからそれをスモモの場合は、小面積が多い、二、三反歩とか。だから、そ
れをコンテナに入れて、農協の冷蔵庫に入れると、1パレット何枚と決まっているので、だ
から、一つ、二つと、冷蔵庫対応できないんですね、農協の場合は。ですから、ぜひ冷蔵庫、
個人で、私は持っておりますけれども、1坪の冷蔵庫、1坪から2坪ぐらいの冷蔵庫があれば、
先ほど申しましたように、これからできる道の駅の直売所対応にもかなりいいのではない
かなと思います。

それで直売所というのは、恐らく私の考え、記憶に間違いなかったら、一番初めに道の駅
おおえて、恐らく1億円以上だろうと思うんですよ。今度新しくできれば、恐らくそれ以上
になるとも、それ以上いくのではないかと考えられます。今現在、農協でやっている直売所
は大体7億ぐらい売上げがあるんです。それを立ち上げる時に私も担当したのですが、そ
んなに売れるかなんて話で最初始めたんです。そのときは、参加してくれる人が果たしてど
のくらいいるのかなと。例えば生産物を続けてくれる方が。だからそれを心配して、農協の
役員の方は1人3人ずつ連れてこいと。それで、最初は、それもなかなか売れない所に持つ
て行っても仕方がないと、最初入らなかったんですね。役員の方も苦労して、関係者をある
程度集めた。

そして、たまたま私の考えでは、これは功を奏したというんですけれども、幸い、東日本
大震災のときに、仙台からのお客さんがあそこにどっと来た。それで野菜が買える、いろん
なものを買えるということで、それがこうして売れる。今度売れるものですから持ってくる。
持ってくると、あとこんなに売れるのかと。なら俺も交ぜろと。スパイラルというかな。そ
れが今現状なのではないかなと。今500人ぐらいいるそうですけれども。大体、去年の生産

の売上げ見たら7億近くありました。その大体2割ぐらい手数料を取られるんですけども、それがもろに生産者の懐に入るんですよ。

だから、売上げで多い人は1,000万ぐらいの売上げやっている方もおるようです。農協の直売所で。だから、やり方次第では、結構農家自身の収入になる。これからの機会かなと思ってぜひ成功させていってもらいたいし、私たちも応援したいなと思います。

冷蔵庫というのは、都合いいのは、今日出荷して、いつまでも売れるまでって置けないんですね。だから、それを引き上げなきゃならない。例えば余ったら持っていけど。そして、新しいのを持ってこいという形なんですよ。だから、直売所ではもう売れないものは、皆、外に出されて、そして持っていけど、こうなるのよ。だから、その中でも、やっぱり冷蔵庫を対応していれば、その売れ残ったその品物は、まだ売れるものにもできる。そういうことなので、ぜひ冷蔵庫に応援をお願いしたいなと思います。

それで、大体1坪の冷蔵庫でどのくらいするのかと思まして、資料を持ってきたんですけども、大体1坪の冷蔵庫で45万くらいかな。これはあくまでもいろんなプレハブと違って、外装からいろいろあるもので、大体そのくらいでできるのでないかなと。2坪ですと70か、80万くらいかな。そんなので、そんなのでというか、作ってみたいと分からないですけども、その程度のもので、かなり農家の方が助かる。

私の場合は、うちの息子がトマトをやっているんで、冷蔵庫あります。やっぱりトマトの場合、出荷するにも冷蔵庫に入れないと、出荷できないんです、すぐうんじゃって。それは必ず農家の場合は、今では必需品なので、ぜひ冷蔵庫に支援して下さるようお願いします。その辺、町長、考えをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 冷蔵庫の部分については、先ほども申し上げましたが、現在、令和4年度の国の補助事業に手を挙げている案件が、農家の何軒分かがそういったことで今、手を挙げている状況です。これが国のほうから要望どおり認めていただければ、そこの部分は進むのかなというふうに思います。

国の補助、できるだけ町としては、そういったひもつきの、財源つきの整備であれば、箇所数も増えてくるだろうし、財源を有効に活用できるというふうに思いますので、そこのところをもう少し頑張っていきたいなと。それを様子を見ながら、規模に合わせたような格好で、一体これからどのような規模のものが、どれだけ要望があるのかというふうなものを見極めながら、そこのところは対応していきたいなと思います。

先ほども言ったように、なかなか国の事業を受けるといふふうになると、様々なハードルの中でクリアしなければならないこともありますので、そのところは慎重に対応していきたいと思えます。

あと道の駅の今後の産直施設等の整備に向けての期待のお話がありました。もちろん、今回整備する一つの大きな柱として、地元の農産物を売るための産直施設的な位置づけを大きく持った道の駅にしたいという方針を示させていただいております。

とはいえ、先ほど言ったように、箱物はあったとしても、入れる中身、つまり農産物が並べられていないのでは、うまく活用ができないというふうなことになります。そのために、今から、そういったところの組立て方、シーズンに合わせた農産物を、どういった品種をどれぐらいの生産量でもってやっていけば、その道の駅の運営をうまく回していけるかというふうなところを試算しながら、農家の方についても、一つはビジネスチャンスだというふうに捉えていただいて、できるだけ多くの方が参加して、にぎわいのある産直施設になるような段取りを今から仕掛けていきたいというふうに思っておりますし、今、少しずつ先般お話ししたように、基幹となる人の目安もつきましたので、その辺と併せて進めていきたいと考えておりますので、よろしくご指導いただければと思えます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

例えば機械とか農機具に補助事業というのは、個人的な助成はなかなかできないという国の縛りというかな、あるんですね。やっぱり共同でのものとか団体とかというんだったらある程度、国から、県からの補助が来るけれども、個人所有のものはなかなか難しいというところがあることは、私も存じておりますので、ぜひその辺を町の単独であるとか、その面でできればありがたいと思えますので、これからも検討していただきたいと思えます。

道の駅というのは直売所がかなり左右しますので、直売所がうまく起動すれば、大江町のPRにもなるし、道の駅はつくってよかったと、こうなりますので、ぜひ直売所関係などでも力を入れていただきたいと思えます。

あとそれから、最後になりますけれども、除雪の問題です。昨日ファクスでもらった除雪の中には、本来、春先も、雪降ったときも、除雪できないという返事ももらいましたけれども、私の言いたいのは、2日間続けて10センチ以上、20センチぐらいの雪が積もると、完全に果樹はやられます。まずハウス施設もやられます、2日続けて降ると。怠慢だから、例えば被

害が出るのではないかとわれれば、それで終わりなんですけれども、実は、雪降って、例えば農地に行きたいんですけれども、町道除雪して、雪の壁が出て、車を置くところすらなくなるんですよ。畑に行って、例えばここから農道に入らなきゃならないね。ここに車を置いて、雪下ろし行くかとなってくると、その車を置くスペースさえなくなるんですね。

だから、そういう意味で、例えば農道の入り口を少し幅広く取って、駐車スペースなども手伝ってもらいたいなど、そういう意味での私の質問でございます。

あと先ほど、私の場合で申し訳ないんですけれども、トラクターにつける除雪機あるんですね。あれですと、すぐ行けばあっと飛ばすことができるんですけれども、ほとんどの除雪機というのは、自走式のやつで、トラックに積んで下ろして、そうしなきゃならないから、なかなか面倒くさくてね。面倒くさいというか、大変でおっくうになる。そしてほとんどの方は、年寄りも若き方も、若い方は除雪に行ったり、いろんな別の仕事に就いて、今日は雪降ったから、果樹の雪下ろしだから休ませてくださいといっても、例えば会社で、「俺だって大変だ」と言われて恐らく断られる。そんな関係で、今度の日曜日まで待とうか。それから除雪して雪下ろしでも行こうかなんていうと、完全に被害が来るということなので、ぜひ建設課長にもお願いしたいんですが、農道の入り口ぐらいは、せめて車を置くスペースぐらいは確保していただきたいと、お願いしたいと思います。

あまりにも多過ぎて農道までとなったら、さっきの本当はやってもらいたいんですけれども、幹線農道ぐらいはやってもらいたいんですけれども、車を置くスペースもなくなるので、ぜひその辺の除雪をお願いしたいということで、私は質問しました。

今いろんな除雪機がありますけれども、トラクターについているやつで、うちの話で申し訳ないですけれども、大体300メートルは1時間以内でもう車通れるくらい除雪します。だから、トラクター、大型を持っていれば、ブローアード、大体70万ぐらいするのかな。それをつけると、もうほとんど果樹園までトラクターにつけて、往復でやることでできますので、その辺なども考えていると言っておりましたので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に町長からお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 除雪については、春先の除雪については、一定程度、順序立てて準備ができているということだと私は思っております。いつ頃、こういったことで、建設課の機械を依頼して、スケジュールを組んで、大体毎年いつ頃になればそういった除雪を始めるといったシステムといえますか、流れができているのだと思っておりますが、初冬の件に関して

は、昨冬のことが本当に深刻な相談として寄せられているのは、初めてと言ってもいいのかなというふうに思います。

ただ、間違いなく去年の雪の降り方のようなことであれば、果樹の枝折れは起きてしまって、大きな被害につながっているという現実が、今回の冬の状況だったというふうに理解をしております。ただ、やはり生活道路においても同じなんです。雪が二、三日降り続き、積雪も冬の初めにしては相当な量だというふうなことであれば、住民生活の足の確保というふうなことも重大な必要性を帯びてくるというふうに思います。

なので、物理的に町所有の機械なり、町道に入っている除雪機械の部分がそちらのほうにかかるとすれば、やっぱり農道のほうは、余力が出ればというふうなことしか言えなくなってくるんだと思います。

そうしたことを考えれば、新しい考え方として、やはり地域の方が共同して大きな機械なりを持っている、除雪機を持っている、そうした方に、ボランティアではなくて、それなりと一緒にやるための負担をしながら、それに町も支援をするような形で、その対応をやっていくようなつくり上げ方をしていかないと、なかなか町の除雪でやってください、やってくださいと言われても、できない状況はご理解いただいているんだと思いますけれども、変わってこないのかなというふうに思います。

なので、議員さんは、ご自分で70万程度のアタッチメントを準備しておられるというふうなことなので、そういった方が何人か集まった中で、このエリアの部分については、ちょっと一肌脱ぐか、というふうなことで、一緒になって考えていただき、それ相応の経費の負担なども実施してもらいながらやっていくようなことをつくり上げていかなければならないのかなと。また機械が、アタッチメントがないとすれば、そういった機械の購入あたりの部分についても、町としてなり支援する方法も検討しなければならないと思いますので、そうしたことを一緒に考えていただければというふうに思います。

実は、先日、農業者の方と町長と語る会というふうなことで、農協の各生産部会の部会長さんレベルの方がお集まりいただいて、様々意見交換をしました。やはり今と同じような初冬の雪の多かったときへの対応というふうなこと、昨年度の状況から、何かしら私が今、申し上げたような支援の方法も町として検討してほしいというふうなお話もいただいておりますので、来年度に向けて検討するというふうなことになるかと思っておりますけれども、様々な国・県の補助制度も活用しながら、対応できる部分を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

中山間の直接支払いとか、いろんな支援でそれ買うことも可能なんですけれども、その動かす人が手間取りというものだから、なかなか大変だなということもあります。雪というのは厄介者ですけれども、降らないと困るんですよ、ある意味では。だから、田んぼも水もなきや、川の水も流れてこないし、米も水がないと生きていけないということで、厄介者なんですけれども、降らないと困ります。ただそれをうまくコントロールというか、やっていかなければ、私たちはこの雪国に住むには、なかなか大変だなと思います。雪降っても、春は来るので、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

午後2時まで休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤野 広美 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は一問一答方式で行います。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。

「ウッドショックに対応する木材補助金の増額を」ということで質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染予防対策が思わぬ方向へ飛び火し、木材不足と木材の単価が高騰している「ウッドショック」という現象が現在起きています。

これは、米国で新型コロナウイルスの感染予防としてリモートワークが浸透したことや、住宅ローンの金利下げに始まった低金利政策によって、郊外に住宅を求めた建築ブームと、リフォーム需要が高まった結果によるものであり、加えてコロナの影響による製材所の休業や輸入コンテナの人材不足、さらには、アメリカ西海岸の大規模山火事等の影響が輪をかけているようであります。

ウッドショックにより、アメリカ産の木材価格が集成材とも2.5倍以上に値上がり、自給率が40%に満たない国産材も2倍以上の値上がりとなっている状況にあるようです。

このことは大江町の建築業者にも逆風となっており、町内においても、木材価格の高騰により建築主の予算と合わないということで、住宅建築の契約が延期された現場もあるようです。さらには、地元複数の建築大工さんも見積りに四苦八苦していることから、既に大江町総合建設組合組合長から町長と議会議長宛てに、これらに対する要望書が提出されているかと思えます。

現行の住宅建築奨励事業や西山杉材利用促進事業の補助金は、住宅を新築、または増改築を行い、この町に住み続けたいという町民の方の思いと、建築職人並びに林業支援を大切に考えているゆえの事業ではないかと私は思います。

以上のことから、これまでの住宅建築奨励事業や西山杉材利用促進事業の補助金を増額していただくことによって、これからの重要課題であります景気浮揚と、この町の定住促進が図られるものと考えます。

町長の8つの公約の一つである農林業・商工業の振興策にも該当するものであり、建築関係業者にも同様な配慮で、補助金の増額を検討していただくことを提案させていただきますが、町長はどのようにお考えかをお伺いします。

これで壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 藤野議員のウッドショックに対応する木材補助金の増額に関するご質問にお答えをしたいと思います。

ウッドショックの要因というようなことで、質問の中で藤野議員からは、グローバルな面からのお話がるありました。身近なところから私なりに思うのは、コロナの影響による輸入木材の不足からの国産材を含めた価格の上昇による工事費の増額、そして、こうした状況の行き先が不透明で見えづらい。このことから不安と対応の難しさが出ている。こう思いま

す。また、木材以外の資材でも、流通量が大変減少していることや、コロナによる経済的不安なども影響を与えているものと思っています。

こうした状況を好転するためには、一自治体である大江町の支援策、これではなかなか基本的な解決策には難しい。そう考えるのは妥当ではないでしょうか。やはり国挙げての取組でなければ、基本的な解決には至らないのではないのでしょうか。

ぜひ藤野議員をはじめ関係する方々が、国民の声として、町民の声として、国に対し届けていくことが状況の解決策につながるのではないかと考えます。一方で、町として取り組めることも進めていく必要がある。

これまで景気対策として、プレミアム商品券などをはじめ、商工業者の振興策に取り組んできておりますし、間接的には、住宅業界の修繕等にも利用され、一定の利用があったものだと考えます。

また、町では、町内の住宅の新築に対して、「住宅建築奨励事業」、「西山杉材利用促進事業」、こういったものを実施しています。「住宅建築奨励事業」、これについては、町内の事業者により住宅新築を行う場合に補助率10%、上限50万円、これを基本に、リフォーム等の場合20%で上限24万円。また、移住、新婚子育て世代におきましては、リニューアルの場合3分の1まで、そして上限30万円、こういった対応もしております。

また、「西山杉材利用促進事業」については、町内の建築事業者により住宅建築を行うことで、大江町産西山杉材を使用すること、そして、町内の製材業者により納入された材料を使用することなどを要件に、補助率30%、上限50万円として、それぞれ補助を行っております。

これらの補助金の、今年度の現時点までの実績といたしましては、住宅建築奨励事業補助金の住宅新築分はゼロ件ですが、リフォーム工事については17件となっております。西山杉材利用促進事業は2件となっております。

このことは、新型コロナウイルスの影響により木材の価格高騰、いわゆるウッドショックが起きていることも一部影響していると考えられるところでもあります。しかし、新築住宅の町全体の件数は、令和2年度12件、令和3年度13件となっており、両補助の支援を利用せずに、住宅新築が行われていることとなります。つまり、ハウスメーカーさん等の町内、町外の業者さんによるものが多かったという推測になります。この辺が今後の大きな課題であると考えます。

先月には、大江町総合建設組合から、関連する補助金の増額等について要望をいただきま

した。コロナ禍における危機的な状況を乗り切るための町への支援要望でありました。内容は2点です。ただいま申し上げました住宅建築奨励事業補助金、そして西山杉材利用促進の補助金の上限額の引上げという内容でございます。

町といたしましては、移住定住の促進に加え、町内の建築業者による住宅着工件数の増や、町産の西山杉材の利用を促進するために、これらの補助金を制定している面もありますので、補助金の利用の状況を見極めながら、またウッドショックなどがどの程度続いていくのかなども含めて、どのような補助制度の在り方が目的を果たす上で有効なのかを、いただいている要望書の内容も踏まえながら総合的に判断していくべきだと考えております。ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

先ほどの町長の答弁で、当該補助金の今年度時点での実績としては、これ、新築ゼロ件、リフォーム17件ということで、これまでの平均実績を下回っている状況だというふうにお聞きしたと思いますけれども、先ほど私が質問でも申し上げているように、木材をはじめ建築資材の高騰により建築主の予算に合わせられない、地元の建築大工さんたちが予算に合わせられないということがあって、契約までに至らないという現状があります。建築したくても、今の状況ではできないということも含めて、町長の言う平均実績を下回っているというふうなことだと私は思います。

地元の建築大工さんの話では、西山杉は約2倍、その他の資材も広範囲に値上がりしているという状況のことです。町長の言うウッドショックがどの程度続くか、昨日の答えの中にもありましたけれども、ウッドショックがどの程度続くかということと、そういうことは、建築業界ですら読み切れていない状況で、値上がり前には戻らないだろうというふうな大方の見方があるようです。

住宅を建築するというのは、結婚や子どもの入学など、建築主が建てようとするタイミングというものがあって、時期を逃すとなかなか踏み切れなくなるという現実があります。そのような中であって、建築主がタイミングを逃さず建築できるように、建設組合から提出されている要望書にもあると思いますが、ハウスメーカーではなく、地元の建築業者並びに西山杉材利用に限定した補助金の金額、増額を時限措置として検討いただくことを提案させていただきたいと思います。

今年の建築物件が契約に至らないということもありまして、今年の建築物件が来年建築されるという現場が実際にあります。町長の答弁で、どのような補助制度の在り方が目的を果たす上で有効かを総合的に検討していく必要があるのではないかとあったと思いますが、先ほども申し上げておりますように、これまで地元建築業者の支援、これまでと同様に地元業者の支援と、ウッドショックの対策の一環として地元建築業者、西山杉利用に限定した補助金制度の増額、これが適切ではないかと考えますが、町長はどのようにお考えかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大変力強い意見だというふうに受け取らせていただきました。

今、申し上げましたとおり、総合的に判断して結論を出していきたいというふうに思います。ただ申し上げたいのは、このことだけで解決できる問題が全てではないというふうなことも、十分お分かりの上での発言だというふうには理解しておりますけれども、そのところは、やはりきちっといろんな業界の方も含めて、そこを町内の業者さんができるようなことをやっていかなければ、町の補助金だけ上げれば済むというふうなことではないというふうに思いますので、そこは業界挙げて、大工さん方も含め、設計事務所さん方も含めて、ぜひ一緒になって、今後の住宅建築の伸びにつながるような、そして町の業者さんが担当でき、町へ住み続けることにつながるような、そういった対応をきちっと順序立ててやっていく必要があると思いますので、言われている増額の部分については、十分に検討して判断させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

補助金を上げることだけではないのですが、この補助金を上げることによって、建築主さんが地元に住み続けたいと、こういう思いになるということも、まずあると思います。また、業者さんも自分たちの努力もする必要もあると思います。そういうことも含めた上で、町側ともよく検討をしていただくことを含めて、私が提案させていただいたこと、それを含めて、前向きな検討をぜひともお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 質問の中身も同じような中身なのかなと、2回目、3回目含めて、理解しております。

私の答弁も先ほど申し上げたように、要望書の中身も十分に検討させてもらいながら、実態をもう少し調査しながら対応していきたいと思いますが、先ほど申したように、補助金の額だけではないというふうなことで、そこは一緒に考えていかなければならない課題だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 今おっしゃっていただいたことをよく検討した上で、これからもよろしく願いいたします。

続けて、2つ目の質問に入らせていただきます。

「藤田地区低学年児童の下校時スクールバスの検討は」という質問に入らせていただきます。

今年6月議会で、小学校の空き教室を利用して放課後児童クラブとして運営ができるようにならないかという提案をさせていただいております。

その際に、検討に時間を要するのであれば、取りあえずO-KIDSを利用する1年生と藤田地区の1年生だけでも、スクールバスの利用ができないかという一般質問をさせていただきました。

関連して、10月初めに、藤田地区の区長さんからも同じような内容の問合せをいただきましたので、改めて質問をさせていただきます。

藤田区長さんが、左沢小学校児童の下校時に合わせ、藤田区のポンプ庫前で秋の交通安全街頭指導を行った際に感じた思いとして手紙をいただきました。

その原文をそのまま紹介します。

「令和3年9月29日水曜日と30日木曜日の2日間に、左沢小学校の生徒下校時に合わせ、藤田区のポンプ庫前で交通安全街頭指導を行った。

2日間とも9月末にしては、晴れて気温も高い陽気であったが、子どもたちは元気に帰ってきて、挨拶もきちんとできており感激しました。

さて、そのような中、藤田区の子どもたちは汗をかきかき下校してきましたが、それに反し、学童O-KIDSクラブの子どもたちはジャンボタクシーでの下校という実態を目にしたとき、本当にこれでいいのだろうかという疑問を抱かざるを得ませんでした。

学童O-KIDSクラブを否定するわけではありませんが、同じ子ども同士で不平等が生じており、藤田区の子どもたちも安心して登下校できるように左沢小学校のスクールバス送迎を藤田地区まで拡大できないでしょうか。年間を通しての運行が不可能なら、夏場の暑い

時期と冬場の危険な狭い歩道を歩かざるを得ない時期に限定してでも実施できないものでしょうか。」という内容でありました。

この手紙をもらったときに、次のような話もありましたので、付け加えます。

「一斉下校の日がありましたが、上級生が先に下校し1年生は40分後に下校という状況でした。一斉下校は上級生が下級生の面倒を見るという目的があるのではないかと思いました。」という内容です。

O-KIDSクラブに下校する児童は、親が施設の方と話し合いをして、費用の一部を負担し、夏場と冬場にジャンボタクシーでの下校となっているのは承知しております。

藤田区長の手紙にあるように、O-KIDSクラブに下校する児童は親が費用の一部を負担しているとはいえ、同じ子ども同士で不公平感が生じているということは子どもも親も感じていることで、今後、区の役員と育成会の方と話し合いをする機会を設けたいと、区長は言っておられました。

6月の一般質問で教育長からは、スクールバスの利用は毎年見直しはしますが、バスのキャパシティー・人数の問題など考え合わせて、できる限り考えていきたいと思いますが、今のところキャパシティーとして、時間的なロスの問題・子どもの人数・地区等を考えたときに最善の努力をしているのだが、今の状態で手いっぱいだということをご理解くださいと回答をいただきました。

O-KIDSクラブ利用の児童がジャンボタクシーに乗って到着する時間に、歩いて下校する藤田地区の低学年児童はまだ藤田地区に着いていないという現状と思います。

同じ子ども同士で、しかも一見して分かるような不公平感が生じているということについて、教育に携わる方から見てどのように受け止めているのでしょうか。

下校時に藤田地区低学年の児童が安心して下校できるように、夏場と冬場だけでも左沢小学校のスクールバスの送迎の拡大はできないのでしょうか。

スクールバスの送迎を想定し、下車をする場所を藤田地区1か所の藤田公民館と仮定して、左沢小学校から藤田公民館まで車で所要時間と距離を計測してみました。約2キロメートルで5分くらいでしたので、児童の乗り降りを入れても、往復で15分かからない時間だと思います。

1回目の低学年の送迎に要する時間は50分くらいとお聞きしています。戻ってきてすぐに、藤田地区低学年の送迎を入れて、その後、高学年の送迎という体制は、先ほどの所要時間からも組めるものと思います。

毎年、低学年の人数は変わるとは思いますが、今年の藤田地区の低学年は27名、来年度は25名、それ以降の数年は20名前後とお聞きしております。スクールバスのキャパシティーには十分乗車可能だと私は思います。

6月の一般質問の町長の答弁にもありましたが、子どもたちが安心して生活できる、親も安心して子育てができるという総合的な視点を見ながら検討していくということでしたので、どのように検討されたかも含めて、改めて教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 藤野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、大江町を「幸せを感じる町」にするために「充実した子育て・教育の環境づくり」に取り組むということにつきましては、松田町長の公約の中でも最重点項目として挙げられているものでありますので、現在、藤田地区で実施されております放課後児童クラブを、小学校の空き教室を利用して、より充実して実施できるよう所管の健康福祉課と左沢小学校及び関係者間で調整を続けているところであります。

学校での実施ということで施設管理面、あるいは安全・安心な運営面からも工夫が必要で、子どもたちが生活するためには相応の機能や設備が必要となります。

また教員の働き方改革が求められる中、少なからず学校への負担が増えることも予想されますので、課題はありますが、一つ一つクリアして実現できるように努力を重ねてまいります。

今年度中に実施をするということに関しては、現在のクラス数と空き教室の状況から考えて難しい状況ではありますが、令和4年度当初には左沢小学校で実施できるよう力を尽くしてまいりますので、その点に関しましては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

6月の定例会では、放課後児童クラブO-KIDSに通う1年生の子どもが、横断歩道を誤って赤信号で渡ってしまい、危うく事故になるところだったということで同様の質問をいただきましたが、O-KIDSが左沢小学校の中で行われる、移転できるということになれば、この問題は解消できるものというふうに思われますので、ご理解を賜りたいと存じます。

さて、このようなことを踏まえての答弁となりますが、スクールバスの運行について述べさせていただきます。

これまで、昨年度に月が丘地区、今年度小見地区にスクールバスの運行範囲を広げてきたことは、何度か申し上げているとおりでございます。

1台のスクールバスで送迎する地区が増えることで、バスに乗っている時間が長くなることや、下校時の待ち時間が増えるなどといった課題も出ていますが、なるべく多くの子どもたちを安心・安全に通学させたいという思いは十分持っておりますので、悩んでもいるのですが、不公平感が生じているというふうなご指摘について、教育に携わる者にとってどうなんだという大変厳しいお言葉をいただいたというふうには受け止めましたけれども、学校に近くても、道路事情によっては徒歩以外のほうが安全な子どももいるし、遠くても徒歩のほうが安全だという場合もあるので、その状況次第だというふうに思いますし、不公平感ということだけにとらわれずに、注意深く実態を見極めつつ検討しているんだということをご理解いただきたい、このように存じます。

これまでも安全な通学手段の確保につきましては、心を砕いてきたところでございますが、ことスクールバスの運行に関しましては、各学校の教育活動にも大きく関係することがあり、バス運行の地区が増えることで、バスの多くが重ならないように、学校への到着時間や乗り降りの場所、ピストン輸送した場合の待ち時間、また特に左沢小学校などは、大変狭い住宅地の中にあるといったことの道路事情などもございまして、学校と協議をする中で、支障が出てこないように対応するというところで、今、検討中だというふうなことしかお答えできませんが、そういう状況であります。

藤田地区の低学年児童のスクールバス送迎につきましても、来年度の児童数、バスの台数、収容人数、運行経路、乗降場所など、慎重に検討させていただいているということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

今、幸せ感じる町にできるように、令和4年度、来年度は、小学校空き教室を利用して児童ができるように検討中だということをお聞きしております。ぜひ実現できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの藤田地区までの送迎の件ですが、教育委員会の担当の方からは、1回目のスクールバスの送迎に要する時間って40分から50分かかるといふふうにお聞きしております。私もその所要時間を把握するために、左沢小学校から月が丘、小見2か所、用、富沢、深沢3か所、伏熊2か所、左沢小学校までの順で各停車場所を通り、車で計ってみました。走行した結果、40分弱かかり、児童の下車時間を入れると50分近くかかるものではないかといふふうにお思ひしているところでありまひす。

また、参考までにといいい思いで、左沢小学校から藤田公民館まで歩いてみました。そのときの距離は約2キロメートルで20分、私の足で20分かかりました。1年生が歩くとすると倍近くの40分はかかるのではないかというふうに、保護者の方からお聞きしております。冬場は歩道も狭く、滑りやすくなるということで危険になり、もっと時間を要するのではないかというふうに思います。

徒歩通学は、児童の成長にとって必要な基本的なものだということ、地区や学年への配慮、運転手人員、運行順路、バスのキャパシティーなど様々な問題があるということも答弁の内容から十分理解できます。

6月の私の一般質問の際に、教育長の答弁の中で、仮に藤田地区のスクールバスの送迎になると、バスを待つ間、子どもの児童を見守りする先生の確保が難しいということがあったと思います。

ここで一つ提案させていただきたいと思いますが、忙しい先生の代わりに、校長先生をはじめ空いている先生が時間の繰り合わせを行い、児童を見守りして、2回目の運行で藤田公民館までスクールバスで送迎し、往復15分間スクールバスの送迎の中で、全員が公民館、そこで下車して各家庭に帰るという対応を、高学年の送迎の間に組み入れるという臨機応変な送迎はできないのでしょうか。

できる限り不公平感が生じないような運行形態の模索、調整をしなければならないというふうな答弁だと思いますけれども、不公平感が生じないというような模索はどのようなものか。また、様々な問題があるということですが、可能性のある課題であれば、解決できるのではないかなというふうに思います。できるのではないのでしょうか。この町を、将来を担う若い方やその子どもたちが安心して暮らせて、この町に住んでよかったと思うような検討結果をぜひ期待したいと思いますが、教育長はどのように考えかお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） ただいまの具体的な内容までご提案いただいたのかなというふうに感じました。今、私が申し上げたようなことは、教育委員会の中でも学校と協議をしながら、どういう方策が取れるのか、十分検討しておりますし、また、時間的な部分のお話でしたが、運転手さんは子どもが乗って、車の中でどういう状態にいるか。そして降りて渡すまで非常に苦労しながら、子どもの様子を見ながらというふうなこともあって、ただ単純に時間とかそういうものだけで割り切れないものがございます。

それから、子どもの見取りという点では、今、議員さんからありました、学校の中で手の

空いている先生、もちろん、今、待っている子どもたちについても、決して目を離さないで野放しにしていくわけじゃありませんので、そういう対策を取っているわけですね。そういうふうな一つの送迎ということに関して、こと送り迎えということだけでない部分がたくさんあって、それを検討しているというふうなことで、ただいまのご提案はご提案として受け止めさせていただいて、また来年度できる限りどのようなことができるのか、考えさせていただきたいと、このように思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

来年度に向けて前向きにというふうにおっしゃっていただいたと思いますけれども、よりよいスクールバスの運行ができるように尽力をいただければなというふうに思いますけれども、その辺をお願いしたいと思いますが、改めてお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 答弁の繰り返しになりますが、検討させていただくということをお願いしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 検討の結果、よい結果が見えることをぜひお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで藤野広美君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日は、これにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時36分

令和3年第4回大江町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年12月8日(水) 午前10時開議

日程第1 一般質問(4名)

4番 櫻井和彦

- コロナ問題の規制緩和に際し、大江町としてのコロナ問題に対する向き合い方について

2番 菊地邦弘

- 100周年を迎える夏まつり大会に向けて

1番 橋本彩子

- 多世帯同居・近居の支援促進を
- 「生理の貧困」への対策は
- 猫の不妊・去勢手術費の助成を

6番 毛利登志浩

- 3年目を迎える松田町政の基本姿勢を問う

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 松田清隆君 | 副町長 | 榎英毅君 |
| 教育長 | 犬飼藤男君 | 総務課長 | 五十嵐大朗君 |
| 政策推進課長 | 鈴木利通君 | 税務町民課長 | 阿部美代子君 |
| 健康福祉課長 | 伊藤修君 | 農林課長 | 秋場浩幸君 |
| 建設水道課長 | 櫻井洋志君 | 教育文化課長 | 西田正広君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 清水正紀君 | | |

本会議に職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 議会事務局長 | 金子冬樹君 | 議会事務局 庶務主任 兼庶務係長 | 伊藤美幸君 |
|--------|-------|------------------------|-------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いいたします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 櫻井和彦君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。

週末、所用で庄内に行く機会がありました。月山道は、積雪でチェーン規制が引かれておりました。帰りは吹雪でした。蔵王も、お地蔵さんの付近では積雪が20センチから30センチ、アオモリトドマツに樹氷の赤ちゃんができておりました。本格的な冬の到来が近づいております。

今朝も小学生と中学生の登校の見守りをやっておりました。子どもたちは笑顔いっぱい、明るく、とても気持ちのいい挨拶をしてくれました。こちらが元気をもらえ、うれしいばかりで、一町民としてこの子どもたちの笑顔を少しでも守り続けたいと思うばかりです。

今朝の新聞で、厚生労働省が、新型コロナウイルスの第6波に備えて、都道府県ごとの医療体制の確保計画を公表したとの記事が掲載されていました。子どもら特定患者数も含めた数ではありますが、国内で既に感染が確認されたオミクロン株を踏まえ、条件が変われば見直すとの見解で、非常に流動的な状況の国内情勢であると思います。

さて、通告に従い、私の一般質問を行いたいと思います。

コロナ問題の規制緩和に際し、大江町民としてコロナ問題に対する向き合い方について質問させていただきます。

今年度の国内のがん患者数が、従来より約6万人減ったとの新聞記事がありました。総患者数じゃなくて新規の患者数です。これはコロナの影響により、日本国民が外出や行動、さらに受診や検査さえ控えたのではないかと懸念されております。

今年の11月になって、山形県のコロナに対する警戒レベルが3の警戒から2の注意に緩和されました。山形県内ばかりでなく、国内全般のコロナ患者数も急激に低下しているというのも素人目にも分かるようになってきております。しかし、これは表面上のものであり、無症状者がどれぐらいいるかという数字ではないということを入れておかなければなりません。

さて、これからさらに気温が低下し、本格的な冬の到来がすると、インフルエンザの患者数も増えるでしょう。風邪による発熱か、またはコロナによる発熱か分からない患者も町中に出てきます。さらに、通常であれば忘年会などの季節でもあり、飲酒の機会が増すことも考えられるのですが、コロナの第6波も懸念されるこの状況下で、町長として大江町民に示すことができる指針等があればお伺いしたいと思います。

次に、教育長に伺います。

教育長所管の教育施設では、生徒全員がコロナワクチン接種が進んでいるわけではないので、町民全般とは状況が異なり、この異なる状況下で生徒指導や保護者の皆様方などへの特

別な依頼や、コロナ感染予防策として教育長がすべきだと思う最善策とは何かをお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終了します。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

それでは、早速でございますが、櫻井議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年1月に、国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されて以来、間もなく2年が経過しようとしております。大江町においても、累計で41人、町民に限定すれば34人の感染者が確認されましたが、特に福祉施設でのクラスターが発生した今年の1月頃は、関係課の職員は多忙を極め、町民の皆様の日常生活面でも様々な制約がかかり、町内の経済活動が停滞したことは記憶に新しいところであります。

国内では、東京オリンピックが閉幕した頃から感染者数が急激に減り、県内においても感染拡大防止特別集中期間が9月15日で終了し、10月9日には県外との往来や会食時の人数、時間などに関する自粛要請が緩和されてきました。以後、県内では感染者数ゼロの日が続き、おかげさまで町内でも8月15日を最後に新たな感染者は確認されておられません。

一方で、ワクチン接種率が日本と同程度の欧米諸国では感染が拡大しているとの情報が流れていますが、マスクの着用や手指消毒の徹底など、日本人特有の決められたルールを守ろうとする真面目さが表れている結果なのではないかとも感じております。

さて、いずれ来るであろう感染の第6波に向けて、町長として町民に示すことができる指針があるのかというご質問でございますが、町の感染症対策本部名での注意喚起のチラシを11月25日付で町内全戸配布をさせていただきました。

このチラシは、県の対策本部の方針に基づく内容となっておりますが、会食時の制限は緩やかになったものの特に目新しいものではなく、これまでどおりの対策の徹底をワクチン接種を受けた方々も含めてお願いするものであります。その中でも、やはりマスクを外した会話、会食、カラオケなど、これが最大の感染リスクになりますので、今後、忘年会や新年会、帰省のシーズンと会食が多くなる時期を迎えることから、最も注意すべき事項だと考えています。

もう少し具体的に申し上げますと、会食時においては不織布マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、1つの密でも避ける、換気の励行のほか、感染対策が講じられた店を利用するこ

となどが挙げられます。このことを全ての町民の方が守ることによって町内での感染は少なくなり、ひいては県内、国内の感染者数減少にも必ずつながってきます。

現在は感染状況が落ち着き、様々な面で規制が緩和されてきましたが、感染対策と経済循環を両立させるだけでなく、加速させるべき時期を迎えたとも思っております。繰り返しにはなりますが、決められたルール、感染防止対策をみんなで守ることが最も必要であるし、重要であると考えます。今後とも町の広報誌やホームページで、町民の皆様への周知の徹底を図ってまいります。

また、日常生活においても、マスク着用が定着したことによって、昨シーズンのインフルエンザ感染者が激減したと言われております。今後、町民への3回目のワクチン接種が始まりますが、接種後であっても、外出時や人と接する際のマスク着用を引き続き習慣づけていただきたいと考えております。

最近、県内でも天童市の保育施設におけるクラスターが発生し、感染拡大のリスクを最大限に考えた準備を進めながらも、個々人の基本的な防止対策を図ることが重要であります。今、世界的には新たな変異株であるオミクロン株が急激に感染拡大をしており、日本においては現時点では国内の感染拡大のないように水際対策が行われております。いずれ国内での感染拡大の可能性が高いと言われていた専門家の方もたくさんおります。

新型コロナウイルス感染症は、まだまだ予断を許さない状況が続いております。油断せず、これまでの基本的な感染防止のための行動を、町民の方々には今まで以上にお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 次に、教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

寒いのに子どもが元気だというお話を聞いて、挨拶も大変元気よくできたというようなお話をお聞きしました。私も子どもたちと向かっていると元気をもらえる、そういうふうに思います。非常にありがたく感じたところであります。

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナ感染症については、国内では落ち着きを見せつつあるとはいえ、世界的にはオミクロンという変異株が出現するなど、まだまだ予断を許さない状況にあります。

各学校においては、学習参観やPTAの事業を中止したり、各種学校行事では保護者の参

加を限定したり時間をずらしたりするなど、その状況に応じて臨機応変に対応してまいりました。時には瞬時に対応を迫られる場合もあり、各学校の先生方には、感染拡大を防ぐことはもちろん、家庭と連携を取りながら、日々予防に努めていただいておりますことをまずご理解をいただきたいと存じます。

今後も基本的には感染警戒レベルに合わせて、国・県による基準を基に、町教育委員会で定めた行動基準による学校生活を徹底してもらうよう促しているところであります。この行動基準は、身体的距離の確保や感染リスクの高い活動の制限、部活動や練習試合の制限、児童生徒や同居家族に風邪症状があった場合の対応など、警戒レベルに応じて定めているものです。

また、文部科学省から、令和3年11月22日に出されております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や令和3年7月5日付、山形県教育委員会から出されております「小学校、中学校における「新しい生活様式」」を踏まえながら、感染予防、感染拡大防止に対応した学校運営を行っているところでございます。

さて、議員ご質問のコロナ感染予防対策としての最善策についてですが、まず議員のおっしゃるとおり、各学校では児童生徒全員がワクチン接種を受けている状況ではございません。ただ、本人の希望やご家庭での判断もございますので、誰が接種済みで誰が接種していないかなどを見極めることはできませんし、未接種であることを理由にいじめや差別につながるようなことが学校現場で起きるようなことは絶対にあってはならないというふうに考えております。そのことについては先生方も十分に気を配っていただいておりますし、保護者の方にもご理解をいただいているものと感じているところであります。

大事なことは、ワクチン接種だけで100%新型コロナウイルス感染症を封じ込められるものではありませんので、このことを子どもたちに十分指導し、これまで同様、危機感を持って3密の回避、マスクの着用、手指消毒、換気、風邪症状等、体調が優れないときの休養の徹底を図ることなどが大事だと思っておりますし、この行動こそが最善の策だと感じているところであります。

3回目のワクチン接種も始まろうとしており、さらに11歳以下のワクチン接種も検討され始めておりますが、児童生徒はもちろん、保護者に対しても、ワクチン接種だけに頼らず、これまでどおりの予防策を徹底することを要請してまいりたい、このように考えているところであります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 答弁ありがとうございます。お二人の方にお伺いしたので、まず町長のほうから集中的にやらせていただきたいと思います。

先ほど天童の小百合保育園関係が出ました。12月に入ってから昨日まで、山形県の新型コロナウイルスの新規感染者が40名、入院患者数が18名、在宅療養者数が22名という報道がありました。小百合保育園関係でも数十人規模のクラスター、関連者も含めて数十人規模なんですけれども、直接関係ない東根で陽性者が2名出た。これは小百合保育園の濃厚接触者としてではなくて関連なんですけれども、自主的に検査したら陽性だったということがありました。今度は同居家族の中学生が感染し、学級閉鎖の処置を行ったという記事もありました。もう二、三日前で、これ。

山形市でも女性が感染し、その方は県外への行動歴がないと。調べたら、これは全てデルタ株であったということで、グラフから見ればもう物すごい感染者が少なくなっているんですけれども、なくなっているわけではないと。

結構、私、2週間に一度、成分献血で山形市内に行くんですけれども、以前とはもう大分変わって、有名なラーメン屋さんなんか外に行列になっていますよね。以前とやっぱり皆さんの行動の規範がちょっと緩んでいるというか、もう少し安心しているというか、河北町なんかでいっても有名な肉そばのお店なんか土日は外に並んでいますもんね。です、実態は。

そういう状況で、先ほど言った感染の無症状者がいる中で、町民にもう少し訴えなきゃいけないこともあるのではないかとはい思うんですよ。それは教育長も言ったけれども、ワクチン接種だけじゃないと、これを抑えるのは。だけれども、ワクチンを接種することによってどのような自分の体に防御ができるかとか、そういうことの説明も必要であると思うんですよね。

行動なんかでも、オミクロン株も含めてちょっと調べたところで先にやります。

アフリカのほうで発見されたオミクロン株なんですけれども、今、世界各地に拡散しております。症状がデルタ株のように重篤になる状況じゃなくて、死亡者もまだ確認されていないので、症状が軽いような感じなんです。そのために自分からあえて検査に行かない、だけれども渡航したときに空港なんかの検疫なんかで引っかかるのがいっぱい出ていると。

日本で最初に発見されたときに、政府のほうでゲノム解析に数日必要だって言われたんですけれども、実際には翌日にはもう判明したんですよね、オミクロン株だということ。これ

はデルタ株が、アルファ株の変異10か所のうちでスパイクたんぱく質が2か所だったのがオミクロン株で32か所だったと。このオミクロン株はアルファ株の変異であって、日本での防疫体制がしっかりしている、検査体制も今までの1年ほどでもうレベルがアップしている、検査が落ち着いているので素早くできた、ゲノム解析もアルファの変異だったので早くできたというのが本当らしいです。

スパイクたんぱく質が32か所というのは、スパイクたんぱく質そのものが新型コロナウイルス自体に60万基ほどの塩基というものがあるんですけども、そのうちの50か所ぐらいが変異しているんです、オミクロン株は。実際、その中のたんぱく質部分、スパイクたんぱく質に32か所変異したと。そのスパイクというのはどういうものかということ、かぎみみたいなものですね、自分が持っているかぎみみたいなもので、そのかぎが2か所だったのが、人体に入ると何万個のうちの2か所しか入らなかったやつが32か所入るものを持っていると、だから人体に影響を及ぼすのが早いと。その分、伝播性、移りやすさが多いということなんですね。

コロナワクチンを打った場合に、このオミクロン以外でも免疫性がつくる中和抗体というのをつくるんです、コロナウイルス自体が。スパイクたんぱく質が変異が起こると早く感染するというのは、免疫の力が、ワクチンの力が悪くなる。だけれども、スパイクたんぱく質が入ろうとするところに中和抗体ができて、先に塞いでしまえば入りにくくなるということで、このコロナワクチン自体の有効性が非常に高いということなんです。

町民でも、多分、今95%ぐらいの方がワクチンを打っていると思うんですよ。残りの5%は打っていない。その方々にどうしたら打っていただけるかという必要性が出てくるんじゃないかと。直接、強制力はないんで、必ず打てということとはできないと思うんですけども、何とか打っていただくようなことが必要なんではないかと思うんです。そこら辺は、町長、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、るるオミクロン株のことも含めてお話がありましたが、まだまだ分かっていないことが実は物すごく多いのではないかというふうに思います。今、様々な状況、対応策について、テレビ、インターネットなどで様々な情報が出ておりますが、なかなかまだ確定した情報として、これがそうであるというふうなものが分かっていないということなんだと思います。

ただ、今は手探りの状態で様々なことをやって、できるだけ感染の広がりを抑えていくためにはどうなのかというふうなことをやっているまだ途中経過だと思います。そのところ

は、もう少し研究が進むことによっていろんなことが分かってきますし、また今ワクチンがあって、予防薬も注射等のやつが出てきていて、今度は飲み薬として出てくる準備がされているというふうなことで、少しずつそのところは進んでいくものだというふうに思います。

そして、今、最後に質問のありましたワクチン接種、95%程度から残り5%どうするかというふうなことでありますが、そのところは行政報告のほうでも申し上げましたが、国のほうでも2月末までの接種期間としておったものを9月末まで期間を延長したというふうなことであります。なので、まだ打っていない方についても、希望があれば窓口は広げてあるというふうなことであり、相談があれば状況を説明しながら打っていただくようなことをお願いをしていくというふうなことがあると思います。それもやっていきたいというふうには思いますが、ただ今、最後にありましたように、強制ではありませんし、選択のこと、本人の希望を最重視しなければならないというふうに思います。

そういったことを踏まえながら、できるだけ多くの方が打てる環境は町としては整えていきますし、今、期間が延長されたことなども含めて、まだ打っていない方、もしくは打った方でも、そういった口コミによる広がりなども期待できますので、全体的にPRをしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。本当にワクチン接種は強制力がないので、なかなか難しいところでもあります。アレルギーの方なんかは打てない方もいますし、自分で打ってほしいと意思を示せない方がいることも確実なんですね。

アレルギーなんかでもアナフィラキシーのおそれがあるということもあって、実は私、先週、エピペンというのを処方していただいたんですけども、前にここで言ったんですけども、蜂に刺されて、4年前、何回か刺されて、最後にスズメバチに刺されて、自転車でお医者さんに行って、着いたときには血圧低下で半日寝ていたと、で点滴打ったということで、4年間そのまましていたんですけども、たまたまあかぎクリニックに行ったら、相談したら、あかぎの先生がエピペンの講習を受けているのでうちでは処方できますということでやっていただきました。一応、そういうアナフィラキシーあったということは言っているけれども、一応大丈夫ということで新型コロナワクチンも打ったんですが、全然問題なかったですね。

ワクチンに対して、いろんな人がいるんです。アレルギーの心配もあるし、自分で意思を

示さない方もいるし、不安だという方もいるんですね。東京のほうで、防衛省のほうが集団接種やったんですけれども、あのときの副作用ということで調べたら、90%以上が恐怖心だったということだったんですね。どきどきして打った後に傷みが出た、注射するから傷みが出るんですね。倦怠感というのは本当の副作用なんです。でも、副作用と分かっていたら大丈夫と。そういう説明をうまくしてあげるような努力が必要なんだけれども、それは難しいですね。できればそういうのをしていただきたいと。町長が直接やるんじゃなくて、いろんな敏腕片腕の方がいっぱいいらっしゃるんで、みんなで知恵を合わせて、少しでも上げていただきたいということですね。

取りあえず1人でも2人でもワクチン接種をしていただきたいというのが私の要望です。これ今、オミクロン株なんかでもデルタ株も、今までのファイザー社のやつをやった場合に、中和抗体の出来率が低下するんじゃないかとかという話もあるんですね。でも、やらなかった人より中和抗体の出来方は明らかに高いんです。ということは、防ぐための体の素地ができていたということもやっぱり説明する必要があるんじゃないかと。難しいですね、医学的な用語とか、いろんなはっきりしたデータがないというところでやらなきゃいけないという、そういう努力はしていただきたいと思います。これあんまりやり取りはできません、強制力がないんですね。ただ、最善を尽くしていただきたいと。

あと、ワクチン接種だけではないということで、いろんな広報でやっていただいたその中身も少し分かりやすくやっていただけないかと。これオミクロン株もデルタ株もそうなんですけれども、感染防止する対策というのは基本的には変わらないと思います。未知なんで、空気感染かどうか分からないんですけども、今のところ空気感染ではないんじゃないかということ踏まえれば、まずは基本的対策を徹底していただくと。3密を回避する、密閉、密集、密接、換気をすること、マスクに手洗い、うがい、そして栄養と睡眠、プラスワクチン接種。手洗いやアルコール消毒すれば、接触感染のリスクは下げることができる。栄養と睡眠は、自分の体の免疫系の機能を正常に保つことが必要。そして、ワクチンの接種率を上げて中和抗体を持つ体をつくっていただく。そういうもうちょっと踏み込んだ説明と、あと広報なんかも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどから申し上げておりますとおり、強制ではないし、深く深く踏み込んだ中で打ってほしいというふうなことをお願いできるようなものでもないというふうに思う、そのところは質問されている櫻井議員さんも十分承知しているところだというふ

うに思います。

今、95%で残り5%の人、様々な事情なり理由があるんだというふうには思います。そのところを深く深く追及してというふうな対応は不可能だというふうには思いますし、95%という数字をどう受け止めるかというふうなことで、限りなく100%に近づけるというふうなことは、これはやっぱり強制でないとできない話なのかなというふうには思います。残りの部分については、選択肢として個人に残されている判断の部分だというふうには全体的には考えてもいいのかなというふうには思います。

ただ、窓口はいつも開いているよというのは先ほど言ったとおりでありますし、3回目のワクチン接種も始まります。その際の周知の仕方として、これまでに受けてこられない方も1回目から始められますよというふうなことも併せて周知をするとか、そういった方法をできる範囲で考えていきたいということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。最初のコロナが発生したときに、一般に言われる自粛警察ということが結構あって、いろんな通報みたいな、質問とか、あの人がこうやったよとか、夜歩いてやったとか、一般的に考えれば問題ないようなやつなんですよ。例えば、密を避けなきゃいけないのに子どもたちが公園で遊んでいたよとか、そういうのも通報が結構あったんです。物すごいあったんです。

夜は私、出歩けないので、大体夜は私、7時半に寝る生活なので、飲み屋さんに行ったりはできないんですけども、子どもたちが遊んでいる状況を見ても何てことはないんですね。公園でぴったりくっついて相撲をやっているとかレスリングやっているとじゃなくて、ブランコで列ごとにやっていたと、ただそれが複数だったとか、そういうのがあるんです。

いろんな広報なんかでやっているんですけども、感染予防じゃなくて行動基準を示していただいて、町民も安心して行動できるようなことをやっていただければ、例えば経済なんかでも、夜の飲み屋さんでも前は何人以上駄目とか、何時以降駄目とか、酒の提供駄目だというのがもう緩和されていますよね。現在、こうなんだよと。だから、この時間まで、何人までは行っていいんだよというのを示していただければ、町民の方も町の経済活性化のためにやれるんじゃないかというのがあるんです。ただ、緩んでいることをちょっと引き締めていただくと。いや、ここは駄目なんだよというやつを、ある程度、適時適切に出していただけるような努力をしていただきたいと。これはやれるかどうかという質問じゃないです。もうやっていただきたいということです。

あともう一つ、忘年会とか新年会の時期なんですけれども、医療従事者がいる家庭では、例えばうちなんかでも医療従事者いるんです。もし私が感染した場合に、家族が感染したということで、その医療機関が閉鎖になる可能性も出てくるんですよ。私は全然酒飲まないわけじゃないんです。飲もうと思えば多分、結構飲みます。ただ、飲まないような形にしているんですけれども、そういう場合に、例えばいろんな会社とか役場なんかでも、そういう方に無理強いして参加させないようにみたいな形も必要なんじゃないかと。民間の会社の方にも、できればそういうことをしないでくださいという形を広報していただきたいと思います。

昔は飲みニケーションという言葉もあったんですけれども、もうウィズコロナ、アフターコロナで、もうそれも変わってきていますので、いろんな格段のご配慮をしていただきながら広報誌を出していただいて、よりよい大江町づくりに協力していただけるように町長にはお願いして、町長への質問は終わります。

続きまして、教育長にお伺いします。

ブースターとして3回目のワクチン接種が開始されました。2回目のワクチン接種からおおむね8か月程度、12月5日の時点で5万4,000回分のワクチンが供給されて、医療関係者が感染したら務めを果たせないということで、医師や看護師などを中心としてやっております。庄内の日本海総合病院では、医師や看護師以外、出入り業者も含めて接種の対象としているそうです。

私のめいがイタリアに住んでいて医学博士をやっているんですけれども、そこでは陰性証明書を持っていても、ワクチンの未接種者はレストランや映画館には入れないそうです。隣のフランスでは、ワクチンパスポートを持っていても、3回目のブースター接種をやっていないとそのパスポートは無効になるということです。

今、学校では、町長の行政報告にもあったように、お子さんの接種がまだ未定という形で、まだ先送りになっていますよね。ということは、無症状で真っさらな子どもたちがいっぱいいるわけですよ。

そこで、今、教育長が言われたのは、行動基準とか、いろんなマニュアル等でやっていますということだったんですけれども、例えばさっき言われたような日本海総合病院の出入り業者の関連、その他の方に関しては何か基準等がありますか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） お答えいたします。

子どもの行動に関する県のレベル、それから国のレベル、それから町で定めたレベルによ

って行動の基準は定めておりますが、学校に出入りする大人の方、通常は保護者の方のことがやっぱり多いものですから、そういう方に関しての要請、あるいはこういうふうなことでやっていますよというようなご理解を得ながら進めているということではございますが、出入り業者さんは直接子どもたちとは接する機会がございませんので、そういった部分については別に、今のところ社会の情勢の中で行動していただいているというふうなことであります。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） くしくも今日、12月8日水曜日なんですけれども、左沢小学校の本の読み読みの日だったんです。通常、私、行っているんですけれども、もうしばらくやってなくて、9月から開始されて9月には行ったんですけれども、その後、ちょっと本当に行ってよかったのかということで不安になったんですね。それは子どもたちがワクチンを打っていない、中和抗体を持っていない、いつでも病気が、コロナが入り込める状態で、私が行った場合に、もし私がコロナワクチンを打っていないで、無症状で学校に行って、子どもたちの教室に入って読み読みの読んだ場合、それは不安ではないか、恐怖ではないかということなんです。

実際、私はコロナワクチン2回打っています。出せれば言えばその証明はできるんですね。コロナワクチンを打ったときに、打った方は分かると思いますけれども、ワクチンクーポン券の台紙にシールを貼ってくれます。そのシールには、接種された人の名前と接種場所、日付、それに自分の場合にはコミナティ筋注、筋肉注射、さらにサーティファイケート・オブ・ワクチネーション・フォー・COVID-19、接種済証明書、右側の接種済証明書は接種が終わっても大切に保管してくださいと記されているのを保管しています。自分の場合はあかざでやったんですけども、あかざでやったという証明になるんですね。

1年前ぐらいにワクチン証明書みたいな出したほうがいいんじゃないかと言ったんですけれども、それがもう証明書になるので、例えばそれを見せれば私はやったということは証明できるんですけれども、果たして同じグループで全員がやったかということは証明できないんです。私はできるはずがないですよ。

そのほかに、学校からあなたはワクチン接種をやったんですか、学校に来て大丈夫なんですかという質問も受けていないんですよ。そうした場合、それは直接、出入り業者さんじゃないので子どもたちと直接接するわけなんですね。そうした場合どうかという不安が残っているんですけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 学校なんかにおいても、子どもたち同士でもワクチンを打っている子、打っていない子いるわけで、状況は同じなんです。

ですから、そういった中で、先ほど申し上げたような対策を取りながらやっているというふうなことで、医学的な部分というふうなことで町長からもありましたが、なかなか見えなところもあって、そういうふうなことを、不安といえどももちろんどんな場合も不安があるわけですが、今ある限りの最善の努力をしているということで、例えば一人一人がどういうふうなことを、ワクチンに対してどうしているかというふうなことを考えた、不安であるというふうなことはもちろんありますけれども、それを取って社会的なコンセンサスというんでしょうか、そういうものが得られているかどうかというと、またそれはちょっと難しいところもあるし、医学的にもちょっと難しいところがあるので、今やれる範囲でやっているということで、そこまでのところは今のところ考えていないという、そういう実情だというふうに思います。不安であることは不安だと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 確かに不安です。自分の場合だけの不安じゃなくて、それはほかの人から聞かれたんですね。あなた、小学校行っているのにワクチン接種を打ったのって。その場では証明できないんですよ。だけれども、先ほど言ったように、業者さんであれば、直接やっていないけれども、ボランティアとして行くというのは自分の意思で行こうとしているわけなんだよ。その行こうとしている人間が、自分を証明できないで行くということには問題ないかということなんですよね。

やっぱり強制力がない、プライバシーの問題、いろいろあるんですけども、諭すという、例えばワクチン打った方が来てくださいますとか、しばらく状況が収まるまで、ワクチンを打っていない方は控えてくださいますとかという方法もあると思うんですよ。来るなと言うんじゃないんですよ。諭すというのは、やるなと言うんじゃないで、ちょっと考えたほうがいいんじゃないですかということもあって、そういうことが必要なんではないかと。

やっぱり保護者さん、すごい不安です。全員真っ白ですからね、子どもさんたちは。そういうことがあるので、今後の検討課題として、これは前向きに検討していただきたいということで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、櫻井和彦君の一般質問を終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） おはようございます。2番、菊地邦弘と申します。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスの影響による地域の経済活動は、今も厳しい環境に置かれているものと実感しております。ワクチン接種も順調に進んだことや各自の感染対策等により、全国的にも感染者は減少していることが報じられ、これまでの自粛や制限等が緩和されているところであります。

一方では、第6波についても注意が必要と言われていおります。感染対策は継続しつつも、このまま終息し、経済が回復に向かうことを期待しているところです。このようなことを鑑みながら、来年度、もっともっとコロナウイルスが落ち着くことを願いながらも、100周年を迎える夏まつり大会に向けて質問等をさせていただきます。

明治・大正期、最上川は舟道であるとともに魚捕りや水泳ぎの場所でもあり、水難事故がありました。これら水難者の霊を慰めるため、個人的な灯籠を流して供養が行われており、大正11年頃に最上川を生かした観光づくりの構想として、左沢二業組合によりお盆に旧左沢小学校、現在のふれあい会館の下から灯籠を流したことが現在の水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会の起源であり、それ以後、継続し、来年100周年を迎えます。

また、同様に、左沢線の歴史ではありますが、大正10年、1921年に軽便鉄道法に基づく左沢軽便線とし、山形駅ー羽前長崎駅間が開業し、大正11年、1922年4月23日に山形ー左沢駅までの全線が開通され、令和4年、2022年には左沢線も開業100周年を迎えるところです。

昨年の最上川豪雨による災害を乗り越え、100年目を迎える夏まつり大会に向けて、ふる

さと納税応援企画とか寄附型クラウドファンディング活用を実施すべきと思います。今すぐにも、立ち上げているかもしれませんが募金箱も早急に設置し対応し、ふるさと納税返礼品には各温泉券、施設利用券等、いろんな返礼品が考えられます。また、100周年夏まつり大会の記憶を記録に残るような記念誌も作るべきであり、花火大会、灯籠流し、川供養ほか、その日一日の流れを写真、活字に残し、100周年を祝い、後世に伝えるべきと考えます。

時代の流れの中で、旬のまちづくりに対して、暖かい風の吹くまち、ここに暮らす喜びをみんなが実感できるまち、夢を共有できるまち、ちょうどよい幸せ感じるまち、そのときの首長の思考で表現されてきました。これは起点とゴールを表すものだと思います。創造力と連携で切り開く行政運営として、多様化・複雑化する問題解決のために、既存の考え方にとられない新しい発想と実践が求められている中で、町長の見解を伺います。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずもって、皆様方からのご支援とご協力により、今年度の99周年に当たります夏まつり花火大会が、無観客ではありましたが、来年の100周年につなぐための大会として無事終了することができましたことは、町民の花火大会に対する熱い思いがあったからだ感謝申し上げます。次第であります。

さて、菊地議員からありましたとおり、来年は水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会が100周年を迎える記念大会となります。先般開催いたしました夏まつり花火大会の代表者会議の中でも、100周年に向け、趣向を凝らした記念大会にふさわしい様々な企画をご提案しているところであります。

詳細につきましては、今後、実行委員会を開催し決定してまいりたいと思いますが、記憶にも記録にも残り、後世に伝えていく大会にしなければならないと決意しております。しかし、そのためには運営資金の確保が必要であり、やはり皆様方からの寄附金や協力金などの収入に頼らざるを得ない状況にもあります。

しかしながら、コロナ禍により昨年度は夏まつり大会が中止となり、今年度においては、規模を縮小し無観客開催となったことから、2か年連続で一般寄附の懇請を行っておりません。これまでのご支援にご協力いただいております各企業様においても、コロナ禍の影響で厳しい状況であることも想定されることから、コロナが落ち着いたから寄附のご協力をと単純にお願いできるものではないと考えてもおります。他の自治体においては、豪雨災害やコ

コロナ禍で企業からの寄附を募ることができない状況の中で、伝統行事を絶やさない、そういったことのためにふるさと納税を活用したクラウドファンディングを行っている例があります。

本町におきましても、県内で最も古い歴史のある水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会を100周年、そして次の200年へと継続し、後世に受け継いでいくことが私たちに与えられた使命だと思っております。各事業所様からの変わらぬご支援と町民の皆様からの協力金とを合わせて、他の自治体における活用事例を参考に、運営資金確保の一つの方法としてふるさと納税を活用したクラウドファンディング事業を精査の上、進めてまいりたいと考えています。

返礼品においても、既に取り入れている返礼品も活用した上で、花火大会に関連するものや議員のご提案いただいたことなども含め、新たな商品を開発・検討し、積極的に活用できればと思うところであります。

また、後世に伝えるべき、残すべきもの、これについては、今年度の花火大会では無観客開催となったことからユーチューブによるライブ配信を実施し、町内はもとより遠方の方からもご自宅などでご覧いただくことができ、今後も継続的に実施すべきと考えております。今回のライブ配信は、アーカイブ配信として配信終了後も自動的にチャンネル内に保存する形式で行っておりますので、長期間保存されており、いつでも視聴できる状態になっております。

以上のように、100周年記念誌についても、デジタルコンテンツを活用した電子媒体による形式や紙媒体による保存形式などについても様々検討しながら、今後、作り上げていきたいと思っております。

質問の中に、既存の考え方にとらわれず新しい発想と実践をということがありました。先日、左沢駅の町の受託がありまして、そのスタートに当たり、JRからの引継ぎ式がありました。そのときにお話しさせていただいたのは、左沢駅は終着駅ではありますが、発想を逆にすれば始発駅です。人、物、情報の発信を行っていききたい、このように申し上げました。まちづくりもイベントも、こうした発想をポジティブに置き換えるような、そういったことがもっと必要であると考えています。これまでになかった、または視点を変えた様々なアイデアを出し合いながら検討し、みんなが楽しめる大会をつくり上げたいと私自身は考えております。

町内、町外の若い方に、大江町のイメージは、または思い浮かべるものは何ですかとお聞きすると、多くの方から花火大会の町であるという答えが返ってきます。それくらい大江町

イコール花火大会のイメージが強い、そして全国的にも読みにくい難読な駅として有名なJR左沢駅、この2つがたまたま同じ年に100周年を迎えることができる。これは偶然の巡り合わせではありますが、私たちの先祖が与えてくれた運命なのかもしれないと思います。来年4月の左沢線開通と併せて、そこからのスタートとして花火大会の100周年が始まる、こういう気持ちで取り組んでいければと思っております。

町の一大イベントであり最大の観光資源でもある花火大会は、地域に経済的な効果をもたらすだけでなく、私たちに自信と誇りを醸成し、魅力あるまち、地域づくりにつながっています。人づくり、まちづくりという観点からも、今後も関係する機関と連携をしながら観光を推進してまいる所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。まして、私からのこの場での答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） いろいろありがとうございました。

来年度に当たっては、一番のキーワードというのは「100年」ということだと思います。100年という3桁、この町も歴史ある町で、船運で栄え、いろいろ歴史が動いてきたと思います。私も今年還暦、なりわいも142年という中で、非常に歴史がいろいろ物語っているのかなと思います。

その中で、「100年」というキーワードのものに対して、今いろいろお聞きしましたけれども、いろんなアイデアとか今いろいろやっているとかってお聞きしまして、進んでいると思いますけれども、この100年だからこそ何をしたらいいのかというところの中で、やはりこのコロナ禍の中で忘れ去られている日常というものを大事に考え思い出させるようなことも、来年度、もしコロナが順調に終息に向かっているのであれば、川に関しては遊覧船とか、昔、いろいろ騒いだことがあったと思うんですけども、限定で手こぎボートとか、そういうのをお盆のときあたりとか浮かべてみたりとか、いろんなことが考えられると思うんですけども、そういうようなことも限定で、「100年」というキーワードの中で考えていかなければならないのかなというふうに思います。

ということは、いろんなアイデアを町民、若い方々、中高生あたりにアイデアも募ったりして、面白く楽しい100年を祝っていかなければならないのではないかなと思います。その中で、舟唄大会の優勝者の方に花火が打ち上がる前に一発歌ってもらおうとか、舟唄太鼓の皆さんに橋の上から演奏をしていただいたりとか、いろんなものが考えられると思います。そういういろんなアイデアを、一般に募ってやっていったらいいのではないかなと思います。

それと、花火の形した募金箱、温泉でよく見かけていましたけれども、ああいうものも今
どどん飲食店さんとかも協力いただいたりして設置したりとか、ふるさと納税の応援企画
ですと返礼品があると思うんですけれども、別バージョンでクラウドの寄附型だと返礼品が
ないと思います、要らないと思います。そういうようなところも併せて、事務方の皆さん分
かっていらっしゃると思いますけれども、していかなければならないのかなと思います。

何はともあれ、全世帯より協力金を頂いて、全町民挙げての大変すばらしい花火大会であ
りますので、皆さんから募って、100年というものをアイデアいただいたりするのもよろし
いかと思いますけれども、そのあたり進捗もあると思いますので、いかがですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 様々な町民の方のお話を聞くと、やはりこの花火大会の100周年とい
う話題がよく出ます。多分、菊地議員の周辺でもそういったお話が数多く出て、今お聞きし
たアイデアなども出てきているのではないかというふうに思います。

先日、町の花火大会の実行委員会を組織している4団体、町、商工会、農協さん、そして
区長会、この4団体の代表の方からお集まりいただいて、今年の花火大会の反省を踏まえて、
来年度の100周年に向けた様々な取組をどうしていくかというふうな話を10月22日に行いま
した。

この中で、様々、町の事務局のほうからもこんなことというふうなことで、かなり大風呂
敷を広げたような形でアイデアを羅列した中で、参考としながら意見を様々ないただきました。
やはり今あったように、100を強調した花火の実施はぜひやってみたいねとか、灯籠につい
てもこの100なりをキーワードにもっともっと増やすような工夫はできないかだとか、オリ
ンピックの開会式で見られたドローンの空中でのパフォーマンス、そういったことなどは
できないかとか、以前にもありましたが、ヘリコプターによる町内の遊覧とか、花火をヘリコ
プターから見るとか、川の上から花火を見られるような仕掛けができないかとか、そういっ
た様々なアイデアや意見が出ました。

これは実現できるかどうかは十分に検討し、費用の面も含めてやっていかなければなら
ないと思いますが、こうした意見を出していただくスタートとして、12月22日に今年度の反省
と合わせた来年度に向けた取組について、実行委員会を開催することにしております。その
ときにおいて、今申し上げたような内容を再度、実行委員の方からも意見を聞きながらやっ
ていきたいというふうに思います。

いろんなイベントをやっていると思うんですが、特に花火大会ですが、実行委員会が主催を

して実行していくというふうな形は、それはそれで有意義なものだというふうに思いますが、様々な団体やグループの方がそこにどう参画していただくかというふうなことが、全体の広がり、盛り上がりにつながっていくのではないかなと思います。今、アイデアなどの募集を行ってはというのも一つの方法かもしれませんが、そういったことを連携してつながり合えるようなことで、間接的であっても一緒にそれぞれの持ち場持ち場で協力して、「100周年」、「花火大会」、「夏まつり」というようなキーワードの中で取り組めるようなことがあればもっともったいいのではないかなとも思います。

これまでも協賛イベントというふうな形で、地区の取組だったり、団体さんの取組だったりというふうなこともありました。そういった呼びかけもこれからやっていかなければならないと思っております。

やはりキーワードは100周年の「100」というふうなことで、それをどう花火の打ち上げに反映させていくこと、これが一番のポイントかなというふうに思います。その辺を今から準備をしていかなければ、恐らく花火を作る会社さんの日程などもあると思いますので、その辺を詰めながら作業していきたいと思えますし、先ほど申し上げた夏のイベントではなくて、4月のJR左沢線全線開通100周年、4月23日、ここからずっと夏まつりまでつなげていけるような形でやって、大江町をPRし、花火大会をPRするというふうなことでやればよいと思っておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 非常に今お聞きしまして、安心しているところです。花火大会だけに関してちょっと資料を頂いて、1,000万ぐらいなんですかね。私も寄附を頂きに実際に行っていましたけれども、頂くより差し上げたほうが非常に楽だになってつくづくこの数年感じておりました。そういう中からも、寄附を頂きに行けば、嫌だとは言えないけれども額を下げてくださいというのが年々ずっとでした。区長会さんなりいろんな方々で総動員で、花火にかかるお金だけではないんでしょうけれども、夏まつり大会全般にかかるお金だと思うんですけども、そういう最近の状況でした。

であるので、このクラウドファンディングって20年ぐらいになると思うんですけども、立ち上がってから、こういうことを非常にうまく利用して、全国にそういうキーワードでもって発信してやればいっぱいいると思うんですよ、寄附をしてくださる方が。案内もするのも大事なかなと。私も親戚で東京いますけれども、この100年ということに関してだったらいっぱいあるよって、協力したいというふうに聞いております。そういうことで、ふるさ

と納税とかクラウドとかで予算を1,000万とか立てて行ったらいかなものかなというふう
に思っております。

もう一つ、これもやっぱり記録を残さなければならないのかなと思います。頑張っ
て広報マンが全ての行事の記録を残していると思いますので、100年事業に、その日一日だけじゃ
なくて、100年をずっと、100年大会に関してのちょっとした小冊子みたいなものも非常に大
事なのではないか、残るものが大事なのではないのかなと思います。ある程度の方々にそう
いうものも差し上げたりして、その予算の中で何とか作ったりして残していくということも
非常に大事だと考えます。どうぞご検討いただければと思います。

それで、この質問の中の最後のほうに、松田町長さんも来年度3年目になるわけであり、
就任早々、コロナウイルス関連で非常に奮闘されて、経済、商工、農林、様々なところで素
早く手を打っていただいて、町民みんな喜んでるところだと思います。

その中で、せっかく町長さんになった中でそういうコロナ対策に奮闘しなければならない
というのは、非常に時代のあれなんでしょうけれども、ここにも書いておきましたが、大江
町のこういうふうの流れが流れてきましたと。町長さんも行政職に当たって、前町長、前々
町長の方と一緒に仕事なさってきたわけであるので、それをどのように町長は感じて今の職
務に当たっているのかも併せてお聞きしたいなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 最後のどのように感じてというふうな部分は、非常に軽々しく言える
ものではないというふうに思います。私も一職員として歴代の町長にお勤めをしてきたとい
うふうなことがあります。私の立場立場で様々取り組み、事業を実施したり、意見を申し
上げたりというふうなことをしてきました。

そのときそのときで、やはり旬は来るものだというふうに思います。ただ、言えるのは、
その一つの目標のキーワードとしてキャッチフレーズなり目標があるわけですが、基本
は、私は町民の方が今申し上げているちょうどいい幸せというふうなこと、幸せをどれだ
け感じてもらえるか、この町でよかった、この町に住んでみたい、そういった方がたくさん
出てくることをやっていかなければならないというふうなことです。全ての今ありました言
葉は、そこにつながるのかなというふうに思います。表現の仕方が違うというふうなこと
ありまして、暖かい風というふうなことも町民がいかに幸せを感じて過ごせるかというふう
なことだと思いますし、旬のまちというふうなことも、そういった旬を捉えながら、様々な
活動の中で町民がいかに幸せになれるものをつくり上げていくか、こうしたことなのではな

いかと、今申し上げればそういうことに思います。

私としても、3年目というふうなことに向かって、これから来年度の予算編成などに手をつけていくこととなります。時を同じくして総理大臣が代わり、聞く力を私は持っていますという表現をされました。私は当然のことだというふうにも思いますし、そこは絶対にリーダーとしてないがしろにはいけない部分だというふうに思います。これからも町民の声を聞きながら、まちづくりの方向性を探っていきたいというふうに思っておりますので、ご協力をいただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。夢を語り合えるようなまちづくりも必要なのかとは常日頃思っております。これからも応援してまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、菊地邦弘君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 橋 本 彩 子 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本彩子です。

先週の土曜日、町の教育委員会が主催された左沢楯山城跡保存整備事業現地見学会に参加させていただきました。多くの親子連れが整備された楯山城跡を散策し、楯山公園からすばらしい景色を眺め、弓矢や火おこしなどの実体験を含めた生きた学びを非常に楽しまれました。大江町のすばらしい史跡を、若い世代が体で感じながら楽しんで学ぶことに大きな

意義を感じました。もう雪が降ることから今年は最後となるようでしたが、もっともっと多くの子どもたちに、ふるさと教育として深く強く体に染み込むように、来年以降も引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入ります。

多世帯同居・近居促進支援について伺いいたします。

昨年12月の議会においてご提案いたしました空き家バンク登録奨励金や、残念ながらいまだに不在の移住コンシェルジュなどは、今年度より早々に実施いただきまして、実施・募集をしていただきましたことを心より感謝を申し上げます。

2年前の令和元年12月議会において、多世帯同居・近居の推進についてご提案をいたしました。当時の渡邊町長からは、大いに検討に値するとのことのお答えをいただきました。松田町長は当時、副町長を務めておられましたが、この件についてどのような検討をされ、どのような結果になったのか、伺いいたします。

現在、同居のためのリフォームに対する県の補助金はありますが、大江町として独自に多世帯同居・近居の推進をしていくことは、今後の人口減少を少しでも抑えるためには必要な施策だと考えています。これから町内で同居、もしくは近居をするご家庭に対して支援をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

調べたところ、宮城県色麻町や大和町では、独自に最大50万円、100万円規模の支援を行っています。石川県能登半島にある穴水町では、Uターンファミリー同居リフォーム支援事業補助金として支援がされています。また、通告までに間に合いませんでしたが、参考までに申し上げますと、近居に対して、広島市が引っ越し費用などを含めた移住経費の一部の支援を行っています。

また、千葉県栄町では、我が子がUターンをして町内に戻ってきた際、親に対して支援金があるそうです。これは戻ってきた子どもの状況によって支援金額が異なり、独身、配偶者または中学生以下の子どもと一緒に、配偶者及び中学生以下の子どもと一緒にの場合と3つの区分がありました。ちなみに支援金額は、独身が8万円、配偶者または子どもと一緒にの場合20万円、配偶者と子どもと一緒にの場合は30万円とありました。同居・近居に対する支援はターゲットが明らかであり、町出身の子どもたちに戻ってきてもらうための大きなきっかけになるのではないのでしょうか。

山口県田布施町では、リフォーム事業に対する支援ではないものの、町内に住宅を新築または中古購入した中学生以下の子どもがいる家庭に対し、地元の商品券を5万円交付、さら

に町外から移住の場合は10万円加算、親元に近居・同居するという場合は5万円加算、子どもが多い場合はさらにと支援をして町につなぎ止めたいという強い思いを感じました。

山形県内の自治体に独自の支援事例があるか調べました。通告前には見つけられていませんでしたが、山形市が山形市産材を利用して住居を建築される方の補助金に、同居・近居の場合は加算措置がありました。

同居・近居への支援策のよい点は、町出身の方に大きく働きかけることができることです。大江町でもぜひ取組をするべきではないかと考えますが、松田町長のお考えをお聞かせください。

壇上からは以上といたします。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいまご質問のありました多世帯同居・近居の支援についてのご質問にお答えさせていただきます。

既にご承知のとおり、11月30日に発表された2020年の国勢調査の結果では、山形県は3世代同居率が13.9%で、5回連続の全国1位となったそうです。関連して、世帯の平均人員が2.61人で、こちらは9回連続の全国1位だったというふうな結果です。これは山形県全体の数字であります。大江町も同様の傾向があるのではないかと考えて差し支えないのではないかと思います。

生活スタイルが多様化しているとはいえ、多世代が同居し、子育てや介護に当たっては家族で支え合うことは理想の姿であると思われまじ、近居についても同様のことが言えるのではないかと存じます。

これまで大江町からいわゆる出ていく、転出する、こういうことに歯止めをかけ、町外からの転入者を増やすため、住宅団地を造成し、併せて転入者の支援を実施してきました。若い世代に残っていただけるよう、今年度からは住宅新築ローンの補助などの支援に取り組んでまいりました。今回は、こうした施策のほかに、新たな視点から支援についてのご質問なのであるというふうに捉えて考えております。

ご紹介いただいたリフォーム等に関する補助につきましては、県の持家リフォーム支援を本町では住宅建築奨励事業、こういった名前でリフォームで最大30万円の内容で実施しており、Uターンの場合も移住世帯として対象となっております。

また、町外からUターンをして近居する場合、賃貸であれば、今年度からは大江町独自で

開始しました移住促進家賃支援事業費補助金や、新築の場合はさきに紹介しました住宅建築奨励事業で新築に対して最大50万円、併せて今年度新設した大江町定住促進住宅新築支援住宅ローン補助金で最大30万円を3年間の補助で利用することができることになっております。Uターンでも利用可能だという視点での周知につきましては、ご活用いただけるよう、さらにお知らせに努めてまいりたいと思います。

また、Uターンに対する支援に加え、例えば新婚夫婦が結婚を機に町外へ転出してしまうところを町内に住んでいただくための支援など、他県の事例も参考にしながら、新しい視点で支援をアップグレードしながら進めていきたいと存じます。

国の移住施策等の考え方で近年言われているのは、観光等で訪れていただくことなどの交流人口、さらにイベントや組織等に関わってもらうような関係人口と言われる方々について、関係性を濃くしていった先に移住というステップがあるというものであります。

その点から考えると、大江町出身の方のいわゆるUターンは、もともと町ととても濃い関係性があり、町への定着も当然スムーズだと思われるので、移住・定住の働きかけの中でも特別に考えていく必要性は高いと感じています。

一方で、主に進学や就職を機に一度大江町を離れている経過がありますので、これまで実施してきた成人式の実行委員会形式の懇親会や町内産品をお送りする学生生活応援便など、これらによりふるさと愛を育む機会の提供に取り組んでまいりたいと思います。

加えて、親の世代の方々に、大江町に帰ってきたらいいんだべしたんとか、移住の補助もあるし子育て環境もいいんだよと、こういった家族内の会話、口コミがもっと効果的なPRになるのではないかと思います。親御さんをはじめとした大江町民一人一人がそう言っただけのような視点での支援の充実と周知活動に改めて取り組んでまいりたいと思います。

いろいろと橋本議員さんの質問の中には例に取り上げられております事業がありますが、大江町でも事業名や要件の違いはありますけれども、大江町の支援策はそれほど見劣りはしないのではないかと感じております。

実際、いろいろ調べていく中では、表現の方法なりがちちょっと違うので、大江町ではこういったところに光を当てた施策として見えない、そういうことではないかと思います。Uターンや町出身の方にどう伝えていくか、現在の制度を見直すことも含めて検討をしたいと思います。ただ、制度の乱立や複雑化につながらないようにすることも配慮しなければならないと考えております。

ぜひ様々なアイデアをいただきながら、一人でも多くこの町に住んでいただける努力を引

き続き続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。いただいたUターンでも利用可能な補助金、様々あると思っております。ただ、申し上げているのは、移住してきた方でも大江町の方でも使える同じものではなくて、よくあるのが移住者にばかりみたいなのも言われます。大江町の方に対して手厚くしていただけるようなものが少しでもあったらいいのかなというふうに感じたところです。

また、ちょっといただいた中で、学生生活応援等でふるさと愛を育む機会提供ということだったんですが、これに関しては、コロナ禍において困られている学生さんにとということだったと思うんですが、今後も続ける予定があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ふるさと便の実施に当たっては、コロナ禍の中での学生さんへの支援というふうな意図でやっているものであります。その辺のところも引き続き行うかどうか、また現在のコロナの状況がどのように推移していくのかどうか、この辺を見極めながら今後の対応は考えていくべきだというふうに思います。学生さんのほうからも、ありがたいにはありがたいんですが……というような意見も少しあるようでありますので、その辺も検討しながら今後の対応は決めていきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。ありがたいんですが、ちょっと困ることもあるということなのか、内容がちょっと気持ちにそぐわないものなのかなというふうに考えました。

やっぱり大江町から離れてしまって都会に行くとか、ほかの地方に行ってしまったときに、大江町のことを思い返していただく、実家に帰るだけではなく、成人式以外でも大江町のことを気にかけていただいたり情報が入ってくるというのが、かなりこのUターンには大きなきっかけになるのではないかなというふうに感じました。なので、学生生活応援ではなくても構いませんので、何かしらこの大江町を思い出す機会があるといいのかなというふうに感じたところです。

リフォームに対する補助、また新築に対する補助もいいんですけども、やはり支援がなくても戻りたいとか、残りたいとか、帰りたいって、この町に住みたい、住み続けたいと思

っていただけるように私も考えていきたいと思っていますので、同居・近居というのはやはり家族で支え合う理想の姿だということで、子ども・子育て世代にとっても親に助けられて子育てをしやすいですし、さらに高齢になっていく親世代に関しては若い世代に助けてもらえるということで、本当に理想的な姿だと思います。

2年前の一般質問のときにも、渡邊町長からは同居はなかなか難しくてなんていうお話をいただいて、もう人間関係がなかなか難しいなんてお話もお聞きしていましたので、同居リフォームは難しければ、やはり近居のほうで、もし今後、団地を造るのであれば近居の取組をしていくであるとか、そのようなことを考えていただけないかと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、近居という言葉がありました。近居とはどの辺のこと、やっぱり制度化するには決まりが必要です。その範囲をどのように定めるかということもあります。

実は、令和2年度まで山形県の住宅リフォーム総合支援事業というのがありまして、今もこの事業はあります。そして、大江町でも利用させていただいています。その中で、近居というふうな言葉で支援をするというふうなことがありました。しかし、今はそういう言葉が外れた中での補助事業として実施されているというようなことです。

原因は何なのかは分かりませんが、そのときのルールは2キロ以内に居住する、こういった要件があったようであります。この2キロというのはどういうふうなものを示しているのかというふうな解釈なんですけど、私は大江町の例に挙げれば、たとえ七軒地区に住んでいる親のために左沢地区にUターンしてくるとか住まわれるというふうなことは、これは近居と言わないのかどうかというふうに考えたときに、町内に残ってやっていただくというふうな意味合いでは、私は近居という解釈を成り立たせるべきではないかなというふうに思います。それは、やっぱり町というふうなことで考えれば、同じ町内に住んでいただくという目的は果たせるわけですから、そういったところも考えなければならないのかなと思います。

先ほども申し上げましたとおり、今の制度の中でもPR、言葉の表現の仕方、伝え方、これでもって十分に近居や同居というふうな部分にも支援はされているというふうなことを先ほど申し上げました。そこの部分をもっとPRの仕方を変えながら、大江町に戻っていただければこういった支援がありますよというふうな言葉に置き換えれば、そこはそことして伝わるものもありますし、新たにそこを組み立て直す、そういったことも考えられるというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。そうですね、私も大江町の中に住んでいただければ、町内のもし高齢の両親がいてもフォローできるのかなというふうに感じますので、2キロというのにこだわらず大江町の中で残っていただくということを重視していただいて、できれば町内の方に手厚くしていただけるような形でお願いできたらと思います。

では、次の質問にまいります。

生理の貧困対策についてお伺いいたします。

今年3月、愛知県東郷町の子ども議会において、コロナ禍で露呈した生理の貧困についての問題を知った小学6年生の女の子が、どこのトイレにもトイレットペーパーは常備されているのに、どうして生理用品はないの。生理用品を学校の個室に常備していただければ、お金もかからないし、小まめに交換できて、心も体も健康になると思いますという発言をしたことから、東郷町では予算措置をして、町内全ての公立小中学校のトイレに常備品として置くことが決まりました。

長引くコロナ禍において、経済的困窮から生理用品を買えない生理の貧困問題は大きく報道されております。大江町においても、その問題は例外ではないと感じているところです。

内閣府の調査では、今年7月20日時点で、生理の貧困に係る取組を実施している、実施した、実施を検討している地方公共団体は581あったそうです。山形県においても、やまがた女性のつながり緊急サポート事業として、県の関係機関、公共施設等、高校、NPO団体が配布の窓口となり、小中学生には地域のNPO等で受け取れるようにするとのことで動き出しているようです。吉村知事も、全国知事会において、事業継続の財源確保の要望をされたそうです。県内でも米沢市、鶴岡市、酒田市、庄内町で希望者への生理用品の配布が行われました。

内閣府の調査結果から、コロナ禍の緊急措置として実施し、防災備蓄品から配布し、なくなり次第終了としている自治体もあるようですが、大江町でも東郷町のように小中学校のトイレに置く当たり前の備品として取り扱っていただき、本当に困っている子、声を上げられない子が心身ともに健康でいられるような取組をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。見解をお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、橋本議員の生理の貧困についてのご質問であります。ただいまご指摘のありましたとおり、経済的理由などにより生理用品を十分に入手できない状況のこともあり、全国的に支援を求める声が高まっているという事実は理解しております。

女性にとって生理用品を購入できないということは、適切なケアが十分にできず、身体的に精神的に負担を伴うものであります。女性の健康な生活を守るためにも重要な問題であると考えます。一方、コロナ禍の影響により、困窮しているのは女性だけでなく、事業主や学生など、多くの方が経済的・精神的に打撃を受けている、このことも事実であります。

この問題の背景には、長引くコロナ禍による経済的困窮ばかりではなく、社会的な偏見など、これまで生理をタブー視してきた社会構造、生理に対する認識不足、生理用品を自分で買うのが恥ずかしい、保護者に買ってほしいと言い出せない家庭環境など、女性に対する適切なケアや生理に関する様々な情報にアクセスできる社会が構築されてこなかったことにも問題があると考えているところです。

このため、行政からの生理用品の無償提供などは、確かに生理の貧困対策の一つではありますが、それ以外の様々な不合理に対して、社会全体で包括的に支援する仕組みづくりが必要なのではないかと思えます。また、女性の悩みや様々な事情、家庭環境などの背景にも丁寧に向き合いながら、男女を問わず自分の体に関心を持ち、性の差、男女の差を理解するなど、正しい知識を醸成していくことが重要であると考えております。

先ほど生理の貧困について取組を実施した、または検討しているという調査の結果のお話がありました。調べてみますと、東京、埼玉、神奈川などの大都市圏では70%を超えておりますが、山形県は東北で2番目に低い11%ということになっておりました。県内ではさっき言われました3市1町の実施、そして全国的には取組の内容についても様々な形が取られています。支援の方法も様々あるんだなというふうに感じたところであります。

なお、学校における状況や考え方につきましては、教育長をして答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） では、答弁させていただきます。

経済的な理由などから生理用品を十分に入手できないことに対する考え方、状況などについては町長から答弁のあったとおりであります。学校の現状と対応について、私のほうか

ら答弁させていただきます。

学校には、ご存じのとおり保健室というものがあって、これは学校保健法という法に基づいて全国どの学校にも配置されているものであります。この目的というのが、ご案内のこととは存じますが、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施に資するとされております。本町でも児童生徒の体の管理についての指導、あるいは急な体調の変化に対しては、学校における保健業務の中できちんと対応しているものと感じているところでもあります。

女性の生理についても、急な場合の対応をはじめ、そのために体に変調を来した場合についても、保健室において養護教諭が専門的な知識を持って的確に対応しておりますし、不適切な対応によって体調を崩したり、トラブルに発展したような事案はこれまで報告されておられません。

しかし、今回このようなご質問が出てきたということは、今回のコロナをきっかけとして、先ほどの町長の答弁にもあったと思いますけれども、大学生によるアルバイトの収入の減少などで生理用品を買えないという経済的な困窮等々、様々な変化が起こり、この生理の貧困についても問題視されて、社会問題として取り上げられるようになったのではないかなというふうに感じているところでもあります。

これを受けて、改めて直接、本町の学校に聞き取りをいたしました。現時点で貧困によって子どもたちの生理をはじめとする健康被害が出てきているということは確認できませんでした。

まずは一般論となりますが、子どもの健康管理に関しては、第一義的には家庭がしっかりと子どもの身体状況を把握し、親として子どもの心配をできる限り排除して学校に日々送り出してあげることが最優先だと、そのように認識をしております。しかしながら、急な子どもの体調の変化や、相談できない子どもたちへのさらなる配慮が必要だとすれば、まずは学校の養護教諭の適切な指導を状況に応じて行うことを考えてまいりますし、子どもを取り巻く環境というのは日々変化をしていくものですから、新たな対応が必要だと校長先生が判断すれば、議員がおっしゃるような新たな対応も必要になってくるものと、このように考えております。

なお、学校の保健室に常備しております急な場合に必要となる生理用品、それをトイレに置くことが必要かどうかということについては、昨日の県議会でそのことも議論されて、菅間教育長さんが県立学校に配備を進めるというふうな報道もあったようですけれども、町立

の場合は小中学校ということもあって、子どもの発達段階に応じて、学校の状況を見極めながら、困り感あるいは心身的な負担等を見極めながら、学校と協議をして今後判断させていただくということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。町長のご答弁からは、今、地方自治体で行っている中で、東京、埼玉などは70%前後であるが、山形は東北で2番目に低くて11%前後だということでありましたが、それでよいのかどうかということもありますし、また今コロナ禍において経済的に苦しんでいるのは女性ばかりではない、事業主、学生も苦しんでいるんだということなんです、よくあるのは生理がある人となない人というのは一生涯に最低でも45万円経済的な負担が違うと言われていました。

貧困によって生理用品を入手できない、もしくは買えないという子どもたちというのは、みんな持っているのに買えないことは恥ずかしいことだということから助けを求めることが難しいということが多いようです。知られたくない。その場合に、生理用品が手に入らないということや養護教諭の方に伝えることができるかどうかということもあります。また、経済的な理由ではなくても、ネグレクトという育児放棄だったり育児怠慢などと言われるネグレクトという状況によっても入手できないという子どもたちが存在するようです。

全ての子どもたちが、その子が今大江町にいるかどうかはまた別の問題ではありますけれども、いるかもしれない。全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） ご指摘はもつともで、小学校2校、中学校1校ということで、そのこともお話をしながら聞いてまいったところでありましてけれども、個人差があるというふうなことで、中学校は別ですけれども、小学校については人数的にはそう大したことはないというふうなことだそうです。その状況も、議員から指摘あったような貧困によっての状況というのもお聞きしましたが、現在のところそういう心配はありませんということでした。

でも、今後、やっぱりそういう今議員から指摘あったようなことなどは、十分に養護教員を中心に、担任もそうですけれども、注意を図りながら見ていかなければならないと、このように思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

あと、先ほどの教育長のご答弁からは、校長先生の判断にということだったんですが、校長先生の判断でということになると、今3校ある本郷東と左沢と大江中学校とある中で1校だけするのか、それとも誰か1人の校長先生が決められたら全部実施するのか、もしくは本郷東ではあるけれども左沢小はないなんていうことになるのはちょっとどうなのかなというふうに校長会で判断されるのか、もしくは予算措置が必要なことであれば、やはり教育委員会からそのようなことをされる必要があるのかなというふうに感じるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 校長会という組織がございまして、もちろんいろんな情報交換しながら大江町の教育の均質化といいますか、お互いに情報交換して高まり合えるような、そういう情報も共有しながらというようなことで校長会を月1回させていただいて、そういった中でそのことも議論の材料に今後なるかと思えますし、そういうところで判断をしていくと。

ただ、予算化云々というふうなことであって、今現在準備をしている保健室にあるようなものの対応で十分賄えるというふうなことであります。ただ、常備です。例えば常に生活の一部として学校で使うというふうなこと、つまりご家庭で準備するものがそういった理由で学校に常備をしておくというふうなことで、それが生活の一部のものになるというふうなことでの部分については、やっぱり若干予算化等々が必要になるし、それがいいかどうかを含めて、これはもう議論しなければいけないというふうに思います。ただ、今は、今ある保健室にあるもので対応は可能だというふうなことは承っているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。やはり困っている方が使うというのがもう基本的な状態であって、基本は皆さん自分で持参してくるというのが当たり前のことだとは思っています。それで、みんながそこにあるから使えばいいやというのではなくて、基本は持ってくる、だけれどもそういう人のために置いてあるよということにすることがまず大前提だなというふうには思っていますし、それと今回の生理の貧困という問題というのは、女性の声が政治や行政に届きにくいという現状を改めて浮き彫りにしたんだなというふうに感じているところです。やはり意思決定の場に女性の声がないということは、やはり女性の声が届きにくいということにつながっていくことなので、寄り添った施策をぜひとも実施していただきたいなと思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

猫の不妊・去勢手術費の助成をということで、山形県では平成30年3月に山形県猫の適正飼養ガイドラインを作成しています。大江町でも、飼い主のいない猫が多く存在していることは皆さんご承知のとおりであります。適正な飼養を行うことができない猫の繁殖、及び近隣被害を未然に防止するための不妊・去勢手術費用の助成が必要であると考えます。不妊・去勢手術に対する助成制度を設けることによって、望まれない不幸な猫が生まれることを防ぐことはもちろん、道路などの公共の場所で亡くなった猫を収容するためにかかる役場職員の方の負担軽減にもなり、また近隣に迷惑をかけている無責任な飼い主に対して、行政などから補助金の提案をすることで適切に管理いただける可能性が高いと思います。

令和2年6月から、改正動物の愛護及び管理に関する法律が施行され、罰則が強化されました。改めてその内容を町民に周知するとともに、動物を飼育することの責任の重さを伝えていくべきであると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、猫の不妊・去勢手術費の助成、これについてお答えしたいと思います。

猫に関する苦情や相談は、町役場のほうにも電話や広聴はがきなどで度々寄せられていますが、その形態は集落全体での問題や隣人同士のトラブルなど、様々あるようであります。内容的には、野良猫に餌をむやみに与え、ふん尿が散乱している、または多頭飼い、たくさん飼っているのに鳴き声や臭いがひどい、何とかならないか、また、屋外で放し飼いをしている、こういった意見があります。

猫は犬と違って係留や登録の義務がありません。また、飼養、飼うことに当たっての法的規制もなかなか具体的なものではありませんでした。町に対して相談があった際には、担当の職員が飼い主と直接会って適切な対応を求めています。トラブルが発生しても明確なルールづくりがないことから、抜本的な解決には至っていない現状でありました。このため、町では、令和2年7月号の広報「おおえ」の紙面の中で、適切な飼い方を求める注意喚起と不妊・去勢手術の制度の周知を図っております。

法的には、ただいまありましたが、動物の愛護及び管理に関する法律、これが改正されて、37条では、所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止のための生殖を不能とする手術等の措置を講じなければならないというふうなことで、努力義務から義務化されたというふうなことがありますので、この辺も含めて周知を改

めて図っていくというふうなことが必要だと思っております。

県のほうでも、議員からお話のありましたとおり、山形県猫の適正飼養ガイドライン、こういったものがありまして、猫の飼い方に関するトラブルを生活環境上の重要な問題と捉えています。地域住民が主体となり、県、市町村、動物愛護のボランティア、獣医師などとの協働により、適切に対処していく仕組みづくりが重要でありますし、このガイドラインの中でもうたわれております。

なお、猫の不妊・去勢手術に関しては、公益財団法人山形県獣医師会の取組で、雌猫に限り、手術費用の一部として1匹当たり5,000円の補助制度がありますので、町としては相談があった際には、随時そうした情報も提供しているところであります。適正な飼い方の啓発活動とともに、今後とも広報誌等での周知をさらに図ってまいります。

この問題は、住民生活の上でも環境衛生面でも深刻な状況に発展することもあり、本年度も複数の苦情相談が寄せられています。野良猫はともかく飼い猫はペットでありますので、個人の所有物になります。これに対して、法的な補助制度は必要か否かという議論もあります。現状の様々な相談内容をお聞きしている限りでは、具体的に一步踏み出す対応も必要ではないかと現在感じているところです。一番重要なのは、飼い主さんの意識やマナーの持ち方であると思います。制度があれば全て解決するのではなく、ペットとして本当に愛する心で考えていただくことが絶対的に必要だと思います。

支援の方法について、様々な事務事業と町の単独事業の抜本的な見直しと優先順位づけが財政的にも現在必要でありますので、問題意識は十分に持っており、今後、必要性和事業効果を慎重に見極めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。先ほどのやはりトラブルが起きています中で、野良猫に餌をやっているという方がいらっしゃるということなんですが、野良猫でも餌を与えられていれば、その餌を与えた方は飼い主責任が問われると言われております。それは飼い猫という扱いになりますので、その方に対する飼養の動物の愛護及び管理に関する法律の中で罰せられることがあり得るということを知っていただきたいと思っております。

また、猫は生後1年以内に子猫を産むことができるようになって、年に多くて20匹以上産むことができるそうです。またその生まれた猫からさらにということで、2年後には1匹の猫が80匹に増える試算がされるということをお聞きしました。最初の1匹の猫のうちに対処しておくことが必要だと思います。

以前、町内の公園で子猫が捨てられていたということで、小学生の女の子が見つけたということで親御さんから連絡をいただいて、どうしたらいいんだろうかというふうに問合せがありました。それで、私はちょっと詳しくなくて、保護活動をしている方にお聞きしたところ、それは犯罪ですので警察に届けてくださいというふうにお聞きしました。やはり命を扱うに当たって、子どもたちが見つけて、でも飼えない環境であって、それがもし殺処分になるなんていうことになるとやはり悲しい思いもしますし、そういうことが望まれない不幸な猫が生まれないために、大江町としても何かできることがあるんじゃないかなというふうに思いました。

予算措置をする上で山形県獣医師会の補助制度もありますし、大江町としてはそこまで大きな金額を動かすことはないと思うんです。小さな金額でもいいと思いますし、ほかの町のように、ほか県内では遊佐町が手厚いんですが、山形市、寒河江市もありますが、そこまで同じにする必要はないと思います。少しでも補助することによって、また年にそんな何十匹もということではなく、少しでも大江町がそういう活動をしているということが大きなアクションで大変重要だと思いますので、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど飼い主がはっきり分かっている部分については、町としても相談を受ければその飼い主の方にお伝えして、指導なり連絡なり、または県へつないでの指導、そういったことの対応は可能であります。そして、制度をつくれれば、その方がそういった方向で理解いただくというふうなこともあるかと思えます。

ただ、先ほど私、野良猫という表現をしましたが、今は地域猫という言い方に変わっているようではありますが、地域猫の問題については飼い主さんが分からない、ただその場所に来て餌をもらって自分のエリアの中で過ごしているという猫でありますので、先ほど餌を与えれば飼い主になるんだというお話ありましたが、現場的にはそういう簡単な解釈だけではなかなか動けないということがあります。果たしてその方が、この猫に対して本当に餌を与えたかどうかというふうな証明も必要ですし、飼い主として認定されるだけの行動があるのかないかというふうな部分は、町の担当だけでは判断できるものでもないというふうに思えます。

これまで聞いてきた話の中では、地域猫、公園などに集まってきている猫について、NP
Oなり、その地区の方々が力を合わせて、手術の手当てもいろいろな補助制度を組み合わせる中で、その猫さんと一緒に獣医師のところに行って、手術を受けて、地域によこすという

ような活動を精力的になされている地域もあったように思います。そこまではなかなか難しいかなというふうには思いますが、制度として様々検討をしながら進めていくことは必要かなと思います。

予算的な部分についても、そう大きな金ではないのではないかと問われれば、それもそのとおりかなというふうには思いますが、ただ町から税金としてお預かりしたお金を公金として支出するというふうなことでは代償はないのかなと思いますので、その辺は十分に調査研究をしながら対応してまいりたいというふうには思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 公金として、そうですね、皆さんの税金をお預かりしている立場で猫の不妊・去勢に対してなかなか難しいというのは理解できますが、この状況もありますので、ぜひともご検討いただけたらと思います。

来年は、左沢線開業から、また花火大会の100周年という記念すべき年となります。様々な状況の町民がいる中で、より多くの方が心から喜んで楽しんでいただけることを共有していただけるように、今後とも町民の方の声をお聴きし、お伝えしていきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、橋本彩子さんの一般質問を終わります。

午後2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 毛利登志浩君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番、毛利登志浩でございます。

令和3年第4回定例議会の一般質問7名の最後となりました。7回裏、逆転クリーンヒットを打てればなというふうに思うんですが、できるなら引き分けぐらいに一般質問を終わらせたいなというふうに思いますので、松田町長のご理解の下に、簡潔明瞭に答弁をいただきたいというふうに思います。

通告しております3年目を迎える松田町政の基本姿勢を問うというふうなことでございますけれども、午前中の菊地邦弘議員のすばらしい基本姿勢、まちづくりの考え方につきまして、町長が詳しく簡潔におっしゃっておいりました。ということで、町長のまちづくりの考え方、あるいは哲学というものを感じ取ったというふうなことでございますけれども、私からは具体的にいろいろと聞きたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。

この頃、昨年、豪雨とか、あるいは地滑り、霜被害、コロナというふうなことで、災いは時を選ばずに突如として我々に降りかかってくるものだなというふうに感じている今日この頃でございます。多くの危険がコロナ禍に増えておりますけれども、私も若干、通告どおり朗読させていただきたいと思ひます。

新型コロナ感染症が中国の武漢で初めて発症し、その後、全世界を恐怖に陥れ、日本も例外でなく、いまだに終息を見ていません。直近では、ヨーロッパの各地で政府の対応に不満を示し、市民が暴動化している国もあるようでございます。また、南アフリカで新たな変異株、オミクロン株が発生するなど、全世界に広がる様相を持ち、各国が対策に躍起になっている状況にあります。

日本は、ワクチン接種の効果やマスクを着用するなど、国民の理解ある行動により、全国的に新規感染者が大幅に減少している傾向にあることは喜ばしいことであります。しかし、多くの医療専門家が、コロナ感染症の第6波が来ることに警鐘を鳴らしている今日であります。

ところで、令和元年2月の大江町町長選挙で、松田清隆氏が無投票当選の栄に浴してから、間もなく2年が経過することになります。この間、冒頭で述べましたように、新型コロナ感染症対策に追われ、本来の町政課題に対する対応、あるいは町政発展の施策に邁進することができなかったのではないかとお察ししているところでございます。

また、一時期、補佐役の副町長が不在の中でのコロナ対応でしたが、多くの町民から評価の賛意が送られていることに敬意を表したい、加えて職員の努力にも改めて御礼を申し上げたいというふうに思ひます。

松田町長の1期目後半に当たる令和4年度の予算編成時期を迎えている今日、目まぐるし

く変化する社会情勢、深刻化する少子・高齢化と人口減少、加えて町民所得の向上を目指した産業の振興など、多岐にわたる行政課題、町民の要望に応えるためにも、今後の町政運営の基本姿勢をお伺いいたします。

最初に、副町長の人選については、町では初めての外部登用、県からの登用というふうになったわけですが、評価をどのように判断しているのでしょうか。

2点目は、定住・移住対策でございますが、空き家対策を含め、今年度に移住・定住推進室を設置しましたが、その効果と実績をどのように捉えているのでしょうか。また、今後はどのような方向で空き家対策、あるいは定住・移住対策に取り組もうとしているのかをお聞きしたいと。

あと、雇用対策の確保でございますが、再質問の中で詳しく申し上げますけれども、耕作放棄地、遊休農地の対応をどのように捉えているのか。新たに起業することに支援した件数とその成果はどう考えているのか。農業振興地域の基本方向を、いつから見直しを含めた対応をするのか。藤田工業団地についての取組をどのように図っていこうとしているのか。

最後に、来年度からテルメ柏陵健康温泉館の石風呂の全面改修事業、道の駅おおえの大規模改修事業などが計画されております。このことは非常によいことであるわけですが、裏づけとなる財源をどのように確保し、健全財政を実施、さらには将来負担をどのように考えているのか。

ということで壇上からの質問を終わりたいと思いますが、時間が限られておりますので、あまり長くしゃべらないで、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 毛利議員からの質問の前に、冒頭、様々なお話をいただきました。先ほど申し上げたとおり、何事も勝手にポジティブに解釈させていただいた上で、私に対するエールだと思いながら、日頃、様々ご意見をいただいておりますことに対し、この場を借りて感謝を申し上げるところでございます。

質問につきましては、大変幅広い内容でありますので、通告のあった項目の順番に沿って答弁をさせていただきたいと思っております。なかなか項目が多いので、説明をし切るには少し時間をいただくかもしれません。よろしくお伺いいたします。

初めに、町で初めての外部登用となった副町長人事の件ですが、令和2年3月に町

長職に就任してから1年1か月間、副町長が不在でありました。この間、就任早々にコロナウイルスの感染が拡大し始め、7月には羽越水害に匹敵する大規模な豪雨災害が発生し、翌年1月には町内での施設内でのクラスターが発生するなど、振り返ってみると令和2年度は大江町にとって激動の1年であったと感じています。

一般会計の補正予算も13回を数え、歳出決算額は約64億8,400万円、平成以降2番目に大きい規模となりました。これを乗り越えてこられたのも、議員の方々からのご支援、ご協力と町民の皆様の理解、そして職員が一丸になったの頑張りがあったからこそであり、改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、副町長の選任に当たっては、県から派遣していただくことを決断した理由といたしまして、このたびの国勢調査の結果でも明らかなように、人口減少が想像を超える早さで進んでいることに加え、移住・定住の促進、行政のデジタル化、そしてSDGsの取組など、困難かつ新しい行政課題への対応が急務でありました。即戦力で豊かな識見を持つ方のお力を借りたいと考えたからであります。

現在進めている道の駅再整備のほか、産業振興公社が管理している温泉施設などの経営環境については、近隣の類似施設との競合に加え、コロナ禍が追い打ちをかけて年々厳しさを増しています。

このような中で、楨副町長の県庁でのキャリアは偶然にも商工観光分野が最も長く、県庁以外でも多方面で多彩な人脈を築いており、まさにその道のエキスパートであったとも言える人材であります。年齢的にも働き盛りでありますので、先般ご報告しております道の駅の再整備に関してもよい方向に指導してもらえないかと期待をしております。

また、役場内の組織的な面でも、外部の人間が加わることで緊張感が生まれるというメリットがあります。私自身、元職員でありますので、職員側からすれば接しやすいという反面、どうしても慣れ合いも生じがちだと感じます。副町長が間に入ることで、それが解消されているようにも感じています。

人事交流で県から来ている職員にも共通することではありますが、素養の高さだけでなく、仕事を進めていくスキルなどもやはり一味違うと感じることも多く、私の補佐役のみならず、職員のお手本にもなっていてくれると実感をしているところであります。

次に、定住・移住対策について申し上げます。

町の主要施策として掲げている移住・定住を推進していくため、今年度から移住・定住推進室を設置しました。また、新たに若者の住宅ローンに対する補助や家賃補助など、移住・

定住のための支援策を拡充したほか、空き家の利用促進を進めるため、5年ごととしていた実態調査を前倒して現在実施しています。

相談窓口が明確になったためか、本年度の空き家バンクの物件登録は現時点で8件で、昨年の2件、一昨年の4件からは確実に増えています。空き家バンクの利用登録も現時点で14件であり、昨年の25件にはまだ及んでおりませんが、既に一昨年の17件に迫る登録数となっています。このほか、フリーペーパーやSNSなど様々な媒体を利用して、移住子育て支援施策のPRを日々進めております。

また、移住・定住推進室では、山里とまちなか、2つの交流館と地域おこし協力隊を担当しております。これは交流人口、関係人口を増加させることによって、移住・定住へとつなげていく狙いがあります。

現在、移住・定住の促進は、全国の地方共通の課題となっています。移住先として人気があるのは北海道や沖縄県のイメージではありますが、実際に多いのは静岡県や山梨県、北関東地方など、首都圏から近いエリアのようであります。日本は自然豊かな国であり、東京都であっても、奥多摩地方に行けば大江町と変わらないような大自然が広がっています。やはり地理的なハンデが大きい、自然が豊か、人が優しいだけでは移住先としては選んでもらえない時代になっている、これが現実であります。

ほかとの差別化を図るため、移住した際の高額な支援金や住宅提供などを売り物にしている自治体もあり、それも効果的な方法の一つではありますが、日常生活で居心地のよさと子育て環境の充実をアピールし、新規就農者の移住の実績で先進地であるように、大江町ならではの切り口で独自の売り込みを行う必要性を感じています。また、今住んでいる方や集落との関わりを大切に、各種団体の活動が移住後の定住にも結びついていくことから、その点も重視して取組を進めてまいります。

雇用の確保に対する施策についてであります。創業に対する支援につきましては、平成27年度から制度化した商売繁盛創出支援事業補助金の実績として、平成27年度に1件、平成28年度にも1件となっています。創業の件数は少ないながらも、いずれも認知度も上がり、利用者にも好評を得ていると認識しております。補助金交付後の展開においても、地域イベントへの参加や出店、地元の素材を使ったメニューの開発など、町のPRにもつながっている点から、効果は非常に大きかったと考えています。

なお、45歳未満の若者の創業及び第二創業を支援するため、平成29年度に大江町創業支援基金を設置しております。この基金を利用して、平成30年度から令和元年度までは大江町若

者起業支援事業補助金制度としておりましたが、補助対象事業の要件や事業内容の確認審査が困難であり、交付決定に至ったものは残念ながらありませんでした。

そこで、令和2年度からは、既存の商売繁盛創出支援事業補助金制度に若者枠を設け、運用しているところです。実績としては、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、起業等に係る補助金申請はありませんでしたが、今年度においては第二創業に係る申請が1件あり、若者枠として交付決定をしております。今後も引き続き大江町における起業を支援し、地域経済の活性化を図るため、支援策のPRに努めてまいります。

藤田工業団地についての取組のご質問もありました。平成28年度から29年度に拡張しましたが、現在空きはなく、新たに工業団地を買い求める、こういった相談も今のところ具体的にはございません。

また、山形県内の工業団地の状況について、先般、副町長を先頭に、政策推進課で県の担当部局を訪れ、情報交換を行っております。県内における既存の工業団地の約9割は完売している、山形市や米沢市など、新たな工業団地造成を検討しているようだ、そして県全体としては工業団地の空きは少ない状況ではありますが、企業誘致後の働く方の人材確保、これが困難であるなどの課題もあると聞き及んでおります。

町としても、税収及び新たな雇用の場の確保と人口減少対策の一環として、新たな工業団地造成は有効な手段であると考えますが、藤田工業団地の拡大について、今後も県内の状況の情報収集等に努めながら進めてまいりたいと考えています。

耕作放棄地と遊休農地の対応については、農業委員や農地利用最適化推進委員、そして地元精通者による毎年行っている農地パトロールで、遊休農地等の現地確認を行っております。

耕作放棄地については、病虫害発生の温床や有害鳥獣の隠れ場となることから、中山間地域直接支払交付金などによる維持管理という方法も考えられます。また、県が行っている農地再生支援策の活用、地域の中心経営体となる農家や農業法人等への集積、新規就農者をはじめとした担い手確保など、多方面からのアプローチにより、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

町の農業を振興するためには、必要な事項を定めた農業振興地域整備計画があります。農業を含めた町政発展を促す重要な計画と認識しておりますが、見直しには測量や土地所有者の農地利用の意向調査など、少なくとも3年間を要する形であります。事業費も高額になることが見込まれております。

農業振興地域の基本方向については、第10次大江町総合計画における町の将来像の実現に

向け、スピード感を持って取り組むことを念頭に置きつつ、町内の社会情勢や農業情勢、優先される事業等を全体的に判断しながら、全町的な見直しの時期を引き続き検討してまいります。

最後の今後の大規模なプロジェクト事業については、今後の財政運営に関わる内容かと思えます。

ご指摘のとおり、道の駅おおえの再整備事業をはじめ、百目木地区の治水対策についても、部分的に町が事業主体となる工事内容も想定されるかもしれません。今後予定される大規模プロジェクトが、本町の財政運営に大きな影響を及ぼすことは想像に難しくありません。

加えて、高齢化の進行が止まらない現状について、社会保障費や扶助費の増嵩は避けられず、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金の負担が高まっています。公共下水道事業特別会計も同様で、多額の長期債元金と利子の償還は、一般会計からの繰出金がないと賄い切れないのが実情であります。

令和2年度の大江町一般会計決算を基に本町の財政事情を分析してみます。主要な財政指標は、県内自治体の中でおおむね中上位を維持していますが、財政運営の弾力化を示す指標とされる経常収支比率は87.7%、5年前の78.8%より大幅に悪化しており、財政運営の硬直化が進んでいることは間違いありません。

一方で、実質公債費比率や将来負担比率は良好で、特に将来負担比率は11.3%と、算定が開始されて以来、最も良好な数値となりました。一般会計の地方債残高は58億1,500万円余りですが、幸いにもいわゆる優良債とされる交付税措置が70%以上の過疎債、臨時財政対策債などの残高が88.9%ありますので、実質的な借金残高はかなり目減りし、過疎団体の恩恵を享受していることになっております。

いずれにしても町税の額はここ30年ほど変わらないなど、自主財源が乏しい本町にとっては地方交付税が生命線になります。うち普通交付税は平成11年度の26億5,500万円がピークでしたが、平成30年度は20億円を下回る寸前まで減ってしまいました。予想に反して、ここ2年は大幅に増加に転じ、本年度は23億円台まで回復しておりますが、この水準が維持されることを前提に、今後の財政運営を計画しなければなりません。

これがかなわなければ、同様の行政サービス水準を維持するためには基金を取り崩すしかなくなりますので、将来の財源不足に備えて、今から財政調整基金と町有施設整備基金をはじめとする特定目的基金の充実を図ってまいりたいと思えます。

今後の公共事業、投資的事業の選定に当たっては、国県補助金や優良債の確保に努め、極

力一般財源の持ち出しをなくすように努めていく必要があります。また、必要性、緊急性、将来の維持管理経費、そして何よりも住民ニーズに合致したものであるか、この辺を慎重に見極める必要があります、今後の財政運営に支障が生じないよう事業費、事業量の平準化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ご答弁ありがとうございます。

副町長の外部登用というふうなことで、道の駅の再整備、あるいはコロナ対応、温泉施設等の立て直し等々で、楨副町長は県庁でのキャリアは申し分なく最適任であるというような評価をいただいたところではありますが、この際、長年県庁マンとして大江町外から見てきた、今は大江町の副町長として8か月間ぐらい大江町を見ている楨副町長に、その辺の感じているところをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 楨副町長。

○副町長（楨 英毅君） 初めての答弁の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

12月に入りまして8か月経過いたしまして、早いなというふうにも思いますけれども、初めての外部登用ということなんですけれども、議員の皆様方、それから町民の皆様方にも本当に温かく迎えていただいております。本当にありがたいというふうに思っております。

それで、町に来る前と後で、それぞれどのように町を見ているかというふうなご質問かと思えますけれども、3月までは観光文化スポーツ部というところにおりましたので、大江町といえはまず何よりも花火大会、それから文化的景観というふうなことで、歴史であるとか文化であるとか、そういったものを大事にしている町だなというふうな外のほうから見ては思っております。

それで、こちらでお世話になるようになりまして思ったところがまず2つありまして、町の中から見ますと農産物、たくさんの種類のものがありますし、温泉であるとか自然であるとか資源がたくさんあるなど、売り物がたくさんあるなというふうなまず実感をいたしました。そういったものについてもっともっと知名度を上げて、もっと町にお金が落ちるようというのを頑張らなくてはいけないかなというふうに思っているところがまず一つ。

それから、役場の中で仕事をしておりまして、町の職員の方、本当に一生懸命仕事を毎日していただいているなというふうな思っていますけれども、そこで私の外での経験とかそう

いったものをプラスして、様々な課題解決、よりよい方向に進めることができたらというふうに思っているところですので、前にいた組織ではなくて副町長として、町のために町のことを最優先に一生懸命頑張らせていただきたいと思いますので、今後ともご指導いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 通告にはなかったんですが、申し訳ございませんでしたが、思いの一端を述べていただきましてありがとうございます。

それでは、通告している内容について申し上げたいというふうに思います。

移住・定住対策について、それなりの効果があったというふうなことで答弁があったわけでございますけれども、まずは空き家の実態というものを把握しないと前に進まないのではないかとこのように私は思うんですよ。だから、平成29年に実態調査をやったと。それで、区長を通じていろんな物件がこのようにありますよというふうな内容が、今現在、平成29年以来実態調査をやっていないわけですので、まずは移住・定住のため、あるいは空き家をどのように活用していくかということについては、まず空き家の実態を調査すべきであるとは思うわけでありまして。

また、空き家と並行して休校となっている旧七軒東小学校あるいは本郷西小学校、それから保育園の跡地、加えて老朽化している中学校の溪親寮、それらの活用方法についても検討していかなければならないのではないか。いわゆるシェアハウス等々の中で、都会では校舎を利用していろんな働くところの場所を提供しているというふうなことがあるので、その辺も十分、今後検討して対応していただきたいなというふうに思います。

時間がないので、次に移ります。

起業についてはそれなりに補助金の条例も改正しながら支援策をして、起業については2年度は1件ですか、こういうふうにあるというふうなことを報告あったようでございますけれども、やはり寄附した方の意向というものも十分に踏まえて、あまり起業が進まないというふうなことであれば大胆にも補助要綱を緩めるとか、そういうふうな対応を取っていただきたいと思いますというふうに思います。

これもこれぐらいにして、次に移ります。

今年3月に新しい大江町総合計画ができました。ちょうどいい幸せを感じるまちづくりというふうなことでありますが、総合計画を踏まえて、いわゆる土地利用計画というふうな国土利用計画があつてしかるべきだと、そして農業面での農業振興地域の見直しも必要だと、

そして加えて言うならば、都市計画のマスタープランの中に示されている工業団地等々をどのように進めるかというふうな課題があるというふうに思うんですよ。

それで、国土利用計画というのは何年につくったかという、平成24年の3月、そして農業振興地域への整備計画が平成20年、そして都市計画のマスタープランが27年の12月というような中で、いわゆる土地の利用方法はこうあるんだよというふうな計画が出ているわけですが、これらの取組について、回答によると国土利用計画を現在見直しを進めていますというふうに回答しているんだけれども、国土利用計画、今、見直しをするということになると、農業振興地域の農用地の区域も全部この平成20年につくった数値をそのまま使わざるを得ないというふうになるんです。こっちが見直ししていませんから。

だとすると、その国土利用計画の土地利用の農業分野というのは、果たして進むべき方向性というのは示しているのかどうかというのが大きな疑問になってくるということで、後で言いますけれども、工業団地の藤田工業団地については、工業団地として用途地域に入っている面積が27.8町歩ある。準工業団地は25.8ヘクタールというのが都市計画のマスタープランの工業団地としての位置づけになっているということになると、小堀製作所で2ヘクタールほど造成したというふうになるんだけれども、ここの藤田の工業団地をこのままの状況で国土利用計画を見直すというふうになると、全然見直ししない中での取組というふうになると思うんですよ。だとすると、県の示した国土利用計画に沿った形でやるなんていっても、実態とそぐわないとすれば、国土利用計画の見直しなんていうのは全然中身がなくなるというふうに思うんだけれども、その点どう思いますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 毛利議員さんご承知のとおり、町の様々な計画の一番上にある上位計画は総合計画であるというふうなことであります。その中で、土地利用に関しては、国土利用計画、都市計画、そして農業振興地域計画というのが大きく関連性を持ってくるというふうに思います。

その中でも国土利用計画というのは、一番基本的な計画なのかなというふうに思っております。国土利用計画については、策定から10年たった今年度、見直しをするという作業を現在進めているというようなことで、年内には見直し作業は終えるというふうな予定で進めております。

その中で、農業振興地域との関係というふうなことで、数字的な部分はそこに合わせていく必要が出てくるかというふうに思いますが、ちょっと詳しく手元に両方の計画等もござい

ませんのでなかなか数字的なことは申し上げられませんが、その辺は組合せをする中で検討をしながら詰めていくというふうな作業をしていくというふうに思います。

農振計画自体は平成20年度というふうなことで、十二、三年経過しているという状況です。この部分については、毎年の実施計画の中で様々議論が担当課含めてなされております。必要性は計画策定の時期から見てあるのだというふうなことは深く認識をしておりますけれども、やはりその作業の膨大さ、そして予算的な部分、そこも含めてなかなか今の農振計画で、いわゆる計画変更という形で部分的な変更をつなぎ合わせて進めているというのが実態でありますので、そこの辺のところを確実にやりながら、時期を見て農業振興計画のほうの見直しもやっていかなければならないと考えているところであります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） この土地利用計画、大江町国土利用計画の第4次計画というのがあるんだけど、中身的に第2章の土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標とか、土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標というふうなものがあるって、そこに現在の農振地域は何ヘクタールですよと、そして目標年次である何年はこういうふうにしますよというふうな計画なんですよ、まずね。だとすると、土地利用計画が先にあって、そして農振の見直しというのにも必要なんだけど、それが当たり前なんだけど、回答によると、農業振興地域というのはこれが出て、そしてあと3年後になってくると15年も手つけないということになるわけです。

そして、ご案内のとおり、農業振興地域の農用地というものは図面管理でやっているんです。ということは、500分の1に農振農用地というふうな色染めをやって、ここが農振農用地ですよというふうな管理をしているんだけど、図面管理をしている市町村なんてほとんどないのよ。だから、1筆ごとの農振農用地でないと、農振の除外をするときに、ここが果たして農振農用地になっているかどうかなんていうのは分からなくなるわけね。

だから、農振農用地の考え方、あるいは農振地域の農用地の色染めの仕方も含めて、1筆ごとの管理にするかも含めて早急にやっていかないと、国土利用計画なんていったって絵に描いた餅になるのでないかというふうに私は思うのよ。だから、その点も十分考えながら、あと2年でできるなんていうものではないと思うんだけど、密接に担当課と協議しながら、その農地の在り方というものを考えて将来の目標を定めていただきたい。

次に入ります。次。何か考えありますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど農振の計画変更の作業については、毎年度、実施計画の中で検討になっており、いわゆる次年度への送りというふうな形で議論の結果、進めさせていただいております。

その大きなネックになる一つに、今言われました一筆管理の作業のことがあります。この部分については、非常に大きなことになってくる。もちろんその土地の問題ですので、筆の管理が果たして、理論上は可能なんですありますが、現地、今の図面管理との整合を図る上で様々な課題が予想されるというふうなことがあるようです。その辺も大きなネックの一つだというふうに思います。

あともう一つは、他町の変更の手続の部分についてもちょっと聞いてもらいましたけれども、西郡の部分については、寒河江市は最近やっておるんですが、ほかの自治体においても、やっぱり四十七、八年頃、当初の計画がつくられていて、そして私どもと同じ平成20年頃の最終変更というふうなところも多いようです。

中身については様々な事情があるかというふうに思いますし、計画の整合性というふうな意味合いでも、今言われた内容は十分に認識をしながら、これから担当課のほうと詰めながら作業を進めていきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） そのような形で、時期を逃さずに、いわゆる耕作放棄地、遊休農地等々が見られてきているというふうな中で、あくまでも農業振興地域の農用地というものは現況の農地を指定するというのが建前ですので、その点が早くというかな、その辺を捉えながら対応していただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと逆になりますけれども、遊休農地あるいは耕作放棄地というふうな問題でありますけれども、令和2年度の実績として、農業委員会等の農業委員の方々が現地パトロールしながら調べたというふうなのがあるわけなんです、耕作放棄地は143ヘクタール、耕地というのが835ヘクタール、町全体で240ヘクタールぐらいの使われていない農地があるというふうな数字として表れているわけです。

その耕作放棄地の中でもA分類とB分類というふうに分けられているようでありまして、A分類についてはちょっとした手を加えることによって農地に復元できるというようなことのございまして、B分類については農地に復元するのが物理的に困難だというふうなことがあるようですけれども、耕作放棄地の、全体的には先ほど申し上げたようなんです、

200町歩あると、この中の畑・樹園地については78町歩あるということなんですよ。

だから、これをどのように町がてこ入れをして、そして有効に活用するのかということ、私は平成30年の12月の一般質問で、その使われていない樹園地を町がある程度主体性を持って幹線農道を切ったり、そして3反歩か5反歩ぐらいの区画を造って、それを新規就農者の実験圃場として使うべきでないかというふうなご提言をしたんですけども、前の町長は何かどう考えているか分かりませんが、それに合うような回答はいただけなかったんです。

二、三年前にOSINの会の会長さんと話す機会がありまして、新規就農者に対する町の補助金等々については、非常にありがたくて、これ以上望むなんていうことはできないというか十分ですというふうな中で、やっぱり新規就農として大江町に来て、そして1年150万円の補助金をもらって5年間研修するということなんだけれども、実際、自分が関わる区画がなくて、そしてOSINの会の皆さんの土地にお手伝いに行ったりして研修しているんだけど、その区画が自分が関わって、そしていろんな技術指導とかを行えるような土地があればいいなというふうなことを言うておりましたので、ぜひ遊休農地の樹園地を使っていないようなところを、町が主体性を持って、県あるいは国のモデルとなるような耕作放棄地の使い方をやっていただきたいなというふうにご要望を申し上げたいというふうに思います。

あと5分しかないので、何をやるか。

最後に、今後予定されている大規模事業について、いろいろと資金を取り崩せざるを得ないところは取り崩すというふうな中で回答があったわけですが、町長から道の駅の事業は約10億かかるだろうと、そのうちの半分ぐらいは国・県の補助金があって賄えるんじゃないかと、残りの5億は町の負担になりますよと。

あと、テルメ柏陵の石風呂の改修を来年度に予定しているようですが、それについてはほとんど補助金なんて当てにできないと私は思うんだけど、ただ単純に5億、5億だと10億の一般財源が必要だということになるんじゃないかと。

それで、決算状況を見てみると、平成29年と令和2年度の決算を比較すると、何で29年かという、29年度の決算で経常収支比率が県内で一番いいみたいな感じで81.3%の経常収支比率だと。だけれども、2年度は幾らまでいったかと83.1というふうな中で、経常収支比率も県の中位ぐらいになっているようだけれども、個々の負担あるいは公債費比率については、実質公債費比率は3.9から6.7に上がっていると。そして、公債費については、先ほど聞いたけれども58億の残があると。それに、今後のその大規模な事業というものを10億程度とか見ると、非常に財政的にかなり厳しいんじゃないかというふうに思うんだけど。鐘が鳴ら

ないけど大丈夫か。

○議長（菊地勝秀君） 5分前です。

○6番（毛利登志浩君） ということなんですよ。税収は8億円ですと横ばいだと。それで、地方交付税は2年度は25億までいったけれども、そこまで毎年期待するということは非常に至難のわざだろうと。23億ぐらいの地方交付税で見ていかなければならないのではないかと、いうふうに思うんだけど、そういった中で、先ほど冒頭にも申し上げた10億のうちの5億円が補助金で残りの5億円をどうするのかと。基金から崩すのか、それとも地方債を組むのか、それとテルメ柏陵の石風呂の改修が3億8,000万、前回かかったんだけど、今回もそのくらいは見込んでおかなければならないというふうな説明があったわけだけでも、要するに今、資材が高騰する、品不足となっているときに3億8,000万では絶対できないと私は見ているんだけど、それが4億とか5億とかというふうになったときに、どういうふうな財政的な判断をするのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、様々数字を挙げてのことがありました。私も答弁の中で様々な数字を申し上げました。なかなか正直、頭が整理できない、資料でもないとお互い理解が深まらないものなのかなというふうに思いますが、基本的には補助を頂く、そして補助ができないものについては起債を借りながら過疎債をできるだけ充てていくというふうなことで、両事業とも進めていくことになるのかなというふうに思いますが、細かい部分、財政的な部分については、ちょっと総務課長のほうから少し説明させますので、よろしくをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 道の駅関連の財源につきましては、今ご指摘のあったとおり、国・県補助金を除く部分については起債を考えております。その分も今後の財政計画上、見込んでおきまして、それを踏まえても令和2年度末の地方債残高58億1,500万という数字ですけれども、その残高につきましては減っていくだろうという推計は立てております。

あと、できれば起債は少なくしたいわけですが、その足りない分については町有施設整備基金を活用したいと思っております。これについても今回の補正後の金額としましては5億1,000万ほどというようなことで、前年度より上回る見込みとなっておりますので、そういったことを考えているというふうな現状であります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 起債に頼るといのはしょうがないというふうに思うんだけど、

基金の状況についても、そんなに裕福な基金ではないというふうに私は見ているんですよ。財政調整基金については8億3,000万、あるいは町有施設の整備基金については4億5,000万しかない。だから、4億5,000万の中で、これから、先ほど言ったような百目木の関係とか大規模な関係では、当然これまでやってきた交通インフラの整備なんていうのも、大体5億円程度で抑えていかなければならないというふうな中で、財政運営について、ちょっと締めていかないとどうなのかなというふうに考えざるを得ないのであって、その点もこれからの松田町政の施策に負担がかからないような感じの中で、まちづくりの基本的な理念というか姿勢を考えていってもらいたい。

ちょっと内容が非常に広くなっちゃって申し訳なかったわけです。ということで、私の質問を終わります。引き分けよりも三振にはならなかったと思うんだけど、ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、毛利登志浩君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日9日木曜日は、議案調査等のために本会議は休会とします。

12月10日金曜日午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時04分

令和3年第4回大江町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年12月10日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 議第80号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第81号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第82号 大江町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第83号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 議第84号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議第85号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議第86号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議第87号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 松田清隆君 | 副町長 | 榎英毅君 |
| 教育長 | 犬飼藤男君 | 総務課長 | 五十嵐大朗君 |
| 政策推進課長 | 鈴木利通君 | 税務町民課長 | 阿部美代子君 |
| 健康福祉課長 | 伊藤修君 | 農林課長 | 秋場浩幸君 |
| 建設水道課長 | 櫻井洋志君 | 教育文化課長 | 西田正広君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 清水正紀君 | | |

本会議に職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 議会事務局長 | 金子冬樹君 | 議会事務局 庶務主任 兼庶務係長 | 伊藤美幸君 |
|--------|-------|------------------------|-------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議第80号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、議第80号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） おはようございます。

議第80号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行される「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」に基づき、出産一時金が見直されることを受け、本条例の一部を改正するものであります。

資料1-1の大江町国民健康保険条例新旧対照表と資料1-2を併せてご覧ください。

資料1-2の旧（改正前）欄の出産育児一時金は、40万4,000円で、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合に、産科医療補償掛金である1万6,000円を加算し、総額42万円を支給しております。

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることから、少子化対策の重要性に鑑み、出産一時金支給総額42万円を維持するため、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に改正するものであります。

なお、産科医療補償掛金である出産育児一時金加算額を1万6,000円から1万2,000円に改正することについては、大江町国民健康保険規則の一部を改正し、制定するものであります。

また、附則第1項には、施行期日令和4年1月1日を、附則第2項には経過措置を規定しております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第80号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第80号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第81号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第81号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第81号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

このたびの大江町国民健康保険税条例の改正は、令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行される「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」及び令和3年9月10日に公布され、令和4年4月1日から施行される「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」に基づき改正するものであります。

資料2-2の「大江町国民健康保険税条例の改正概要」をご覧ください。

主な改正点は大きく分けて4つあり、1つ目は、未就学児に係る国民健康保険税の減額規定の新設であります。この規定は、国保加入世帯にゼロ歳から6歳までの未就学児の被保険者がいる場合、当該未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を半分に減額するというもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

なお、この規定による令和4年度の国民健康保険税の減収分については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担する制度設計とされております。

2つ目は、法律等の改正による引用箇所の変更などへの対応であります。これは、1つ目の改正により、第11条に第2項が加わることで当該条文を引用している箇所の項ずれについて整理するものであります。

3つ目は、法律等の改正に伴い地方税法の条項番号に変更が生じることから、引用する箇所の項ずれについて整理するものであります。

4つ目は、規定を明確化するための字句の整理であります。これまでは国民健康保険の被保険者に係る「所得割額」、「被保険者均等割額」、「世帯別平等割額」と記載していたものを、それぞれに「基礎課税額の」を追記し規定を明確化するものであります。

なお、ここまで説明申し上げた主な改正点以外の単なる字句などの整理につきましては、条項ごとの改正概要と資料2-1の新旧対照表を照らし合わせてご確認いただきたいと思います。

以上ご説明申し上げましたが、本条例は原則公布日から施行し、法律等の施行により改正する部分は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第81号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 条例改正概要の資料2-2の主な改正点、「1. 未就学児に係る国民健康保険税の減額規定の新設」というふうなことで、ゼロ歳から6歳までの未就学者がい

る場合には、基礎課税額及び後期高齢者云々というふうなことの中で、「被保険者均等割額を半分に減額する」というふうな改正でございますけれども、令和4年の1月ですか、4年度から適用というふうなことですけれども、現在、令和3年度の国民健康保険の中で、これに該当すると思われる人数は何人ぐらいいて、そして、現在の令和3年度の課税額でどのくらいの減額が、減額というか、額が対象になるのか。人数と額を分かれば教えていただきたい。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまの毛利議員のご質問にお答えいたします。

今現在の被保険者のうち、該当する方の人数は28名、金額にいたしまして32万8,755円でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第81号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第82号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、議第82号 大江町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） おはようございます。

それでは、議第82号 大江町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、詳細をご説明申し上げます。

資料3「新旧対照表」をご覧ください。

本条例につきましては、町内への一定規模以上の工場建設や用地取得等の企業立地に際し、用地取得助成金、操業奨励金、雇用促進奨励金などの支援を行うことを規定するものであります。

その中で、別表2適用基準中の操業奨励金において引用している大江町過疎地域固定資産税課税免除条例が廃止され、新たに大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第82号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 資料3の適用基準の中の助成金等の額というふうな中に、操業奨励金、要するに、今まで大江町過疎地域固定資産税課税免除条例というのが、持続的発展に関する固定資産税課税条例、令和3年条例第18号というふうになっていますけれども、私の記憶で、この条例が、課税免除条例がこういうふうに変ったというのは記憶がないんですけども、令和3年の条例18号というのは、何月定例議会に上程になって、いつから施行したのかお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

この大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例につきましては、9月議会に上程されまして可決をいただいております。

この条例につきましては、公布の日から施行というふうなことでなっております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） この条例の免除条例というふうなことで、該当になっている企業、そして該当になっている固定資産税の評価額は幾らになっているのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

この課税免除条例につきましては、担当は税務町民課長となっておりますので、額と、あとは該当する企業等については、政策推進課では理解しておりません。ただ、この企業立地促進条例のこの引用部分について、今年度、該当になっている企業については、こちらのほうではございません。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまのご質問であります、新条例制定後に該当する事案については、ただいま、協議中でございます、はっきりした数字、件数はまだでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 新しい条例に基づくということもあると思うんですけれども、これまでの課税免除条例から新しく追加して移行したと。当然、前の条例を継続するというふうな形だと思うので、前の条例で該当になっている部分というのは、分かるとすれば教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 旧条例に基づいて課税免除をしているのが、今年度2業者、金額にしまして、免除税額にしまして200万円程度でございます。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 先ほどの説明の中で、一定面積と申し上げましたけれども、私の記憶なんですけれども、1ヘクタール以上かななんて考えておりますが、確認のために、一定の面積というのは、上限と下限というのがあるのかも含めて、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 指定基準、条例の中の別表1のほうに指定基準って、今回条例全てが載っておりませんので、示されておりませんが、指定基準を申し上げたいと思います。

新設の場合については、事業用地面積が2,000平方メートル以上、移設の場合についても同様でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

あと2,000平米ということは、2ヘクタールなんだね。2反歩以上だね。分かりました。
以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第82号 大江町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議第83号から議第87号までの一般会計及び各特別会計補正予算については、各議案ごとに詳細説明を行った上で、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行うことに決定いたしました。

なお、発言の際は、ページ数を明らかにして発言していただきたいと思います。

◎議第83号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第83号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第8号）

を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第83号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第8号）の詳細についてご説明いたします。

初めに、5ページの「第2表 債務負担行為補正」は、先日の町長説明のとおりであります。町営バスと乗り合いタクシーの運行事業につきましては、本年度中に委託業者を決定する必要があることから限度額を設定するものであります。

降霜被害対策資金利子補給は、本年4月に霜の被害を受けた農業者の資金借入れについて、その債務が当該年度以降も発生することから、期間及び限度額を設定するものです。

米価下落対策資金利子補給も同様で、令和3年産米の概算金の下落による農業収入の減収額に対する資金借入れの利子補給になります。

6ページの「第3表 地方債補正」は、合併処理浄化槽設置整備事業ほか4件について、本年度の事業費がほぼ確定したことから限度額を変更するものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。経常的な事務経費や事務事業の精算処理に伴う減額、西村山広域行政事務組合負担金の額の確定に伴うものなどについては、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

12ページをお開きください。

1款議会費は、94万8,000円の減額です。

1項1目議会費の旅費及び議員研修時負担金、諸会議負担金の減額は、コロナの影響で全国研修会などが中止になったことによるものであります。

2款総務費は1億4,961万4,000円の増額です。

1項1目一般管理費の「職員総合検診等委託料」の追加は、職員のPCR検査費用に伴うもので、21節の「療養費」は、会計年度任用職員の公務中の負傷が公務災害に認定されたため計上するものであります。

13ページ、1項4目財産管理費の「町有施設整備基金」への積立金追加は、道の駅再整備や健康温泉館浴室改修のほか、近い将来に公共施設の大規模改修・修繕が集中することが見込まれることから、財源不足に備え積み立てるものです。

これにより、現時点での本年度末残高見込みは5億1,182万円となり、前年度末を上回る見込みとなりました。

5目企画費の「旬のまちづくり基金」への積立金追加は、歳入で計上しております寄附金を財源として一旦基金に積み立てるものですが、来年の花火大会100周年に役立ててほしいとの趣旨であることから、令和4年度において基金を取り崩し、実行委員会へ交付することといたします。

6目電子行政推進費の「ホームページ改修業務委託料」は、移住定住施策に関する情報発信機能を強化するため、町ホームページに新たなサイトを設けるものであり、「情報通信基盤設備移設工事費」の追加は、県立朝日学園の建て替え工事に伴い、光ケーブルの移設を要することとなったほか、ケーブルの故障等に対応するものです。

7目公共交通対策費は、来年4月23日にJR左沢線が全線開通100周年を迎えることから、JRや沿線自治体と連携して盛り上げていきたいと考えており、イベント開催や記念グッズ作製などの企画・準備経費を計上いたしました。

14ページの1項8目移住定住促進費は、情報発信を強化するためのパンフレットやポスターの印刷製本費追加などがあります。

9目ふるさとまちづくり寄附事業費は、本年度の寄附申込み件数と金額が増加傾向にあることから、歳入で1億円の追加計上しております。これに伴い、寄附者への返礼品や支援サービス委託料などの関係費用を追加するとともに、それ以外については寄附基金への積立金として調整するものであります。

2項2目賦課徴収費の「調査測量等委託料」は、過去の地籍調査に係る地図訂正費用を計上していましたが、様々調整した結果、現地調査が不要となった箇所があることから減額するものです。

15ページ下段からの3款民生費は、6,261万1,000円の増額です。

1項2目老人福祉費の「地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金」は、町内のグループホームが整備する消融雪設備への補助金であり、国からの100%補助を受けて実施するものであります。

4目障害者福祉費の「療養介護医療費」の追加は、障害福祉サービスのうち療養介護の利用者が増加したため、必要となる経費を追加するものであります。

16ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費の「出産支援給付金」は、出産・子育ての経済的負担の軽減を目的に、令和3年度中の新生児1名につき5万8,000円を給付するもので、県の補助を受けて行うものであります。「子育てのための施設等利用給付費」の追加は、幼稚園や認可外保育

施設の利用者増によるものです。

2目児童措置費は、国の経済対策に盛り込まれた「子育て世帯への臨時特別給付金」につきまして、関連する事務経費を含めて計上したものです。なお、この給付金の対象は、令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童、9月30日時点で高校生の児童、10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象となる児童となっております。

4目児童福祉施設費の「放課後児童クラブ利用料補助金」の追加は、利用者が増えたことによるものです。

下段からの4款衛生費は、533万1,000円の増額です。

1項2目予防費のうち「健康管理システム改修委託料」は、健診結果等の電子化された情報について、今般改正された国の指針に合わせた取扱いとするためのものです。それ以外の報酬、旅費、需用費、委託料等につきましては、コールセンターや接種券など、コロナウイルスの3回目ワクチン接種に要する経費となっております。

5項労働費は、30万円の減額です。「新規学卒者等町内就労促進助成金」は、当初見込みより対象者が少なかったことによる精算であります。

17ページ下段からの6款農林水産業費は、374万2,000円の増額です。

1項3目農業振興費の「鳥獣被害防止対策協議会補助金」の追加は、イノシシの農作物被害が増えていることから、活動経費を助成し、被害防止を図るものであります。

「農林水産物等災害対策事業補助金」は、本年4月以降に発生した霜とひょうにより被害を受けた農業者に対し、営農継続に向けて必要な肥料や農薬の購入を支援するものです。

6目水田農業構造改革対策事業費の「町産ブランド米次期作支援事業補助金」は、つや姫・酒米を対象としまして、来年の作付に向けた営農意欲の維持・向上を図るため、資材代を支援するものです。

8目農地利用調整事業費の返還金は、平成29年度に交付した経営転換協力金のうち、県への返還を要することとなった分を計上したものです。

9目中山間地域等直接支払費と、10目多面的機能支払費は、それぞれ本年度の対象面積の確定や、県からの内示を受けて精算するものです。

11目新規就農者支援費の「研修施設改修工事設計委託料」は、新たな新規就農者の確保に向けて、居住環境を改善する必要があることから、旧寄宿舎の来年度の改修工事に向けて設計を行うものであります。

19ページ中段の7款商工費は、250万9,000円の減額です。

1項2目商工振興費及び3目観光費とも、事業完了による精査やイベント等の中止に伴う減額であります。

8款土木費は、1,164万円の減額です。

20ページをお開きください。

2項4目道路新設改良費の「県道改良工事負担金」は、主要地方道大江西川線道路改良事業に関して、本年度は国の補助事業を活用できることとなったため、町負担分が不要となったことによる減額です。

5項1目住宅管理費の修繕料の追加は、町営住宅の退去時に必要となるクロス張り替えや温水器の修理費用などであります。

2目住環境整備費は、あおぞら団地に入居した方への各種特典であります。当初見込みよりも少なかったため減額するものです。

9款消防費は、184万円の増額です。

1項2目非常備消防費は、本年度の団員数に基づき報酬等を精査するものです。

1項3目消防施設費の「消防施設改良等工事費」の追加は、小見地区の防火水槽設置工事において、現場に合わせた工事内容の変更が必要になったこと、老朽化が著しい一部の防火水槽の修繕工事が必要になったことによるものです。

消火栓更新工事等負担金の追加は、堂屋敷地区の防火水槽設置工事に伴い、消火栓の移設が必要になったため、水道事業会計で施行する更新工事の負担金を計上しました。

4目災害対策費は、貫見沢口間の防災行政無線の有線区間について、当初想定より工期を延長する必要があることから、追加の費用を計上するものです。

21ページ下段からの10款教育費は、344万7,000円の減額です。

2項1目小学校管理費の光熱水費の追加は、各小学校では、コロナ対策として夏場クーラーをかけながらも常に換気をしながらの授業となったため、電気料が例年よりかさんだ結果によるものです。

修繕料と施設用備品購入費の追加は、消防の定期点検で指摘のあった箇所を改善するもので、中学校管理費の修繕料と施設用備品購入費の追加も同様であります。

22ページの「小学校施設整備等工事費」の追加は、各小学校の調理室の給水栓を衛生管理基準を満たすものにするのと、点灯しなくなった本郷東小学校の外灯を改修するものです。

「学校給食食育・地産地消促進事業補助金」は、本年度の県補助金に変更されたことに伴い、「学校給食米粉利用促進事業補助金」から組み替えるもので、中学校管理費でも同様で

あります。

3項1目中学校管理費の「中学校施設整備等工事費」の追加は、電気保安協会の点検で指摘のあった電気設備の更新と、点灯しなくなった外灯を改修するものです。

23ページの4項2目公民館費の光熱水費の追加も、学校と同様に、コロナ対策で換気を徹底したことで電気料がかさんだものであります。

5目文化財保護費のうち「看板作製等委託料」は、原町交差点や楯山公園など4か所に設置している案内板について、経年劣化による損傷が見られることから、板面を新しくするものです。

「文化財保護事業費補助金」は、町指定の保存木となっている柳川の県道沿いにあるケヤキに対するものですが、管理者が行う安全確保のための枝払い等の費用を支援するものです。

これら以外の増減については、左沢楯山城保存整備事業及び文化的景観保護推進事業に係る補助対象経費ではありますが、国県補助の見込みに応じて精査をするものであります。

24ページをお開きください。

5項1目保健体育総務費の「体育協会補助金」は、コロナの影響で中止となった縦断駅伝大会などの事業費分を減額するものです。

2目体育施設費の「光熱水費」の追加は、中央公民館と折半で負担している体育センターの電気料を計上しております。修繕料の追加は、法定検査により指摘のあった箇所を改善するためのものです。

11款災害復旧費は、345万6,000円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費は、町道山田原市野沢線の地滑り災害と、昨年7月発生の豪雨災害の復旧事業について、精査により所要の経費を追加するものであります。

12款公債費は、45万円の減額です。

1項1目元金及び2目利子は、平成22年度借入れ分の臨時財政対策債について、10年経過に伴って利率見直しを行ったことと、当初見込みよりも本年度借入れ分の利子が低かったことを反映させた内容であります。

以上が歳出予算の概要です。

7ページに戻っていただいて、歳入予算をご覧ください。

1款町税は、2,328万5,000円の増額です。

各税目において、調定済額を基に本年度の収入見込額を精査し、追加または減額するものです。

1項1目個人につきましては、当初見込みからの所得の伸びによるもの、法人につきましては、建設業等の業績を反映して見込んでおります。

2項1目固定資産税のうち「土地」及び「家屋」は、評価替えによる減価が想定よりも大きかったことなどから減額しており、「償却資産」は、感染症対策として多くの事業者が実施した設備投資などによる増であります。

3項2目軽自動車税の種別割は、新税率の適用に伴う増となっており、4項1目町たばこ税は、10月からの税率引き上げの影響による増であります。

8ページをお開きください。

12款1項1目民生費負担金の減額は、明鏡荘の入所者が1名退所したことによるものです。

14款国庫支出金と15款県支出金は、歳出予算の特定財源でありますので、省略させていただきます。

10ページをお開きください。

17款寄附金は、歳出予算で説明しましたふるさとまちづくり寄附金と、来年度の花火大会に対する寄附金を計上しております。

20款諸収入の雑入のうち、後期高齢者医療に係る返還金は、令和2年度に納付した負担金の精算となっており、特別調整交付金は、マイナンバーカード周知広報経費として広域連合から分配されたものであります。

保育所児童受託費は、町外の児童をにじいろ保育園で受託した際の収入であります。

21款町債は、「第3表 地方債補正」と同様の内容です。

以上が、令和3年度大江町一般会計補正予算（第8号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第83号の質疑を行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 5番、関野です。

ページ、17ページの中から、農林水産業の農業費、農業振興のところから、鳥獣被害防止対策協議会補助金ということで、476万3,000円が計上されております。

先ほど説明では、その中でイノシシ等の駆除並びに見回り等の活動経費ということでの説明だと思えます。その中で、やはり今年というか、近年、七軒のほうにもイノシシが出てきたという話を聞いております。町内くまなくイノシシが発生しており、農作物に対する影響もかなり大きくなっていると思えます。

その中で、毎年、この数字が出てくるわけではありますが、今年度イノシシ1頭に対する、

何ていうんですか、捕獲に対する手間とか、また、わなをかけているときの見回りの費用とか、その他イノシシも何か最近では埋設する場所もなくなっているということで、どこに埋設するかなどいろんな問題があると思いますけれども、その他に関する経費だと思いますので、ある程度分かる範囲で経費のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、有害鳥獣捕獲に関するご質問だと思います。

今年度の捕獲頭数をまず申し上げますと、熊については1頭、イノシシについては29頭の捕獲をしております。これらに係る経費、活動費ということで申し上げますと、約240万円ほどかかっております。単純に熊、イノシシ、合わせて30頭ですので、1頭当たりの経費はというふうな今ご質問があったかと思えますけれども、30で割れば約1頭当たり8万円ほどかかっているというふうな状況かと思えます。

その中には、埋設の費用というふうなことでも当然入っているわけですが、今年分についてお聞きしたところによれば、イノシシについては29頭のうち4頭ほど埋却したというふうに聞いております。

昨年来そういった埋却の作業がかなり困難だというふうなことから、今年度は埋却する、穴を掘るバックホーのリース料なども、今年度は予算に計上して対応してきたところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

もう少し、1頭、例えば去年、おとしあたりだと、1頭捕獲とか1頭すると幾らとかいう金額が出てきていると思うんです。猟友会の方たちが、自分の仕事をしないで、イノシシ駆除とか熊の駆除ということで当たっていると思うので、それなりに合う数字なのかなということもありますので、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今、いろんなわな設置、見回り、処分、埋却、それぞれの単価で活動費をお支払いしているのですが、そのほかに1頭当たり熊、イノシシとも4,000円をおあげしておる状況です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 熊1頭、イノシシ1頭4,000円というのは分かるんだけど、本来

はこれが例えば手間なんだよという部分ってあると思うんですよ。例えば1頭したときに幾らとか、見回りしたときだと、見回り1回につき何ぼとかというような、そういう金額あると思うんですけども、あと、最後の質問になるので、そのほかに、先月だったかな、今月だったかな、朝日町のほうでは、イノシシとかの埋設する場所ということで、町のほうで、ある程度考えながらやっているということが新聞に載っていたと思います。うちの町でも、去年あたりはかなり熊の捕獲が多くて処分に困ったという話も聞いております。イノシシは最近少なくなったんですけども、今後増える可能性もあります。そのときにやはりもう処理できない、埋設するところがないという場合になったときに、どのようなところでどういう方法で埋設するかを教えてくださいたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それぞれの活動の単価についてということによろしかったですか。被害の確認について2,000円、おりなどの設置・撤収について3,000円、巡回については2,000円、あと捕獲時の事後処理については3,000円などに細かく、それぞれの活動に応じてお支払いをしているということでございます。

埋却については、なかなかやはり当然埋却場所というようなことで、苦慮するところはあるんですが、原則として、わなを設置した方の園地にまずは埋却させていただきたいというようなことで、わなを設置しております。ただ、例えば、どうしても駄目だという場合ですとか、あとは重機が行けないというふうな場合については、町有地なども活用して埋設していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 13ページをお願いします。

13ページの一番下なんですが、委託料、左沢線開通記念ということで、このたびは300万ほど予算化なったということなので、大体どのような考え方で、あとそれからいつ頃やるのか、詳細をお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 2款1項7目の12節委託料、J R左沢線開通100周年記念品作製委託料、313万3,000円の内訳、内容等々というご質問かと思います。

J R左沢線については、全線開通が来年の4月23日でちょうど100周年を迎えます。それに合わせて、J R東日本、あとは町、あとは左沢線の沿線の自治体でつくっている協議会、

この3者でイベント等、あるいは盛り上げ等をしていきたいということで、今現在、打合せを行っているところでございます。

その中で、当然100周年を迎えるPRであったり、あとは今後のJR左沢線の利用拡大に向けた取組の一つとして記念品、それに合わせた記念品を作っていきたいということで今年度中に準備をするため、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

今現在考えておりますのが、オリジナル切手、要は平成24年に観光切手なども作って配布、配布というか販売させていただきましたけれども、そのような同じような形で10枚の切手でワンシートの切手、郵便局さんと連携させていただきながら、その辺のところを作って販売、あるいは配布させていただきたいなというふうに考えております。

あとは記念品ということでは、キーホルダーであったりとか、あとは配布という形になるかもしれませんが、ボールペンとかクリアファイルとか、そういうのを100周年に合わせた記念品として、左沢駅利用者の方に配布させていただきたいなというふうに思っております。

あとは左沢線カードということで今考えているのが、全国でも下水道のマンホールのカードというようなものがかなりはやっているというかな、マニアからは収集しているというような状況がありますので、そのようなことを参考にさせていただいて、こちらのほうは、当然JR左沢線利用者の方から、ますます利用していただきたいということもあわせて、その辺などは作って記念品として配布させていただければなということで、そのようなことで考えているところでございます。

具体的な部分については当然今後詰めていきながら、今年度中、3月、年度中には完成、納品になるようなことで、来年の4月23日の100周年に向けて取り組んでいきたいということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

オリジナル切手についてもうちょっと説明をお願いしたいと思いますので、切手を製作するのには、やっぱり委託なんだろうと思いますが、委託して切手を作る、それは何枚くらいなのか。そして、発売は大江町に限るのか、場所が。大江町の郵便局に限るのか、県内全域で発行するのか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 切手の部分については、前例と申しますか、平成24年に大江町のほうで観光切手、一つのシートで10枚の切手、当時は80円の切手でしたけれども、今回は84円の切手10枚がワンシートに入っている部分のものを郵便局さんのほうから作っていただいて、それを町のほうで販売、あとは郵便局のほうでも当然連携なので郵便局、どの辺の郵便局になるかは今後、郵便局さんと協議をさせていただきますけれども、当然郵便局さんのほうでも売っていただければなというふうに思っているところでございます。当然手紙のほうに切手を貼っていただいて、その切手が左沢線の100周年であったというようなことであれば、当然JR左沢線のPRにもなりますので、当然町のPRにもなりますので、その辺のところをうまく活用していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 切手の図案の委託料に係るとのことなのかな、だと。その切手に係る、要するに予算化されているというのは、例えば今までは委託も何もないから普通に切手の図案で出てくるんですけども、特別に大江町でこういうことをしますから、お願いしますというから、要するに、特別にうちに払えと、そんな感じで、その委託料に係る経費というもの、これの中に計上になっているということでもいいのかな。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 今議員おっしゃったとおりでございます。切手を作るに当たって、当然普通の切手であればお金を出して買えるわけですけども、これは図案というか、切手の写真等々もこちらのほうで指定したものを使っていただくと、そのような切手を作っていただく委託料ということでお支払いする。それと同額で当然かかった費用については、売る場合については、売るといようなことになります。ただ売るだけでなく、やっぱり町のPRですので、無料で配布してPRを兼ねたいという部分はありますので、全てが全てとはいきませんが、このような基本的な考え方で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 16ページの2目児童措置費の中で18節子育て世帯への臨時特別給付金の5,000万ということでありましてけれども、今、政府のほうでもいろいろ戸惑っているようでありましてけれども、要するに18歳以下の子どもへの現金、またはクーポン券の合わせて

10万円相当分の給付ということでありまして、これ、現金での対応も可能と、こういうふうに関今日の新聞などにも書いてありますので、政府の説明でありますけれども、本町としてはどのように対応していくのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

子育て世帯の臨時特別給付金につきましては、ご案内のとおり、18歳以下の子どもさんに対して10万円相当の給付を行うというものでございます。国からの通知は、まず前段として5万円を現金給付で、残りを来年の春までクーポン券で支給をするという考え方でございまして、現在のところ、国から通知が来ているのは、基本的にはクーポンを基本として考えてくださいという通知が来ているのみでございます。

ただ、今、国会のほうでいろいろ話し合われているのは、地域の実情に応じていろいろ検討するというお話も出ておりますので、今後、国のほうから、例えば現金給付するには、こういった場合であれば現金給付をするという通知がされると思ひますので、そこが来た段階で再度内部で検討して今後の方向性を決めたいと思ひているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 国の通知が来てからはっきり決まるということですか。これもやむを得ないことではしょうけれども、それでは、この子育て世帯の臨時給付金の対象者、これはあと何人ぐらいいるのかということと、本町の場合。また、非該当といひますか、総所得が950万ですか、それを超える方というか対象外というのは何人ぐらいいるのかということでお願ひしたいと思ひます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

対象児童につきましては、先ほど総務課長の説明にありまして、令和3年9月の児童手当支給対象者による児童ということで、この分はゼロ歳から中学3年生までになるかと思ひますけれども、この方が771名です。あと9月30日時点で、高校生相当の児童につきましては180名、計951人ということになっております。それに加えて、あさひ学園の入所児童2名でございますので、現段階では953名ということと考えております。

ただ今回予算化しているのは、1,000人ということで予算化しておりますけれども、それは今後、10月以降に生まれる出生者とか転入者、そういったところを加味して1,000人とい

うことで予算化をしているところでございます。

あと、960万円という所得制限を超える人数につきましては、本町の場合ですと、あくまで公務員の分は事業主から支給になるものですから、申請がないと分からないんですけども、現在把握している、町で把握している分につきましては9世帯21の方が対象外となるというところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 今のに関連させていただきたいと思います。

所管ではありますけれども、町長の考え方を伺いたいと思います。

該当しない方々は今、21名9世帯というふうな中で、子育て支援等頑張っている本町において、この方々、該当しない方々に対して町長はどのように考えるかを伺いたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 該当しない方への考えというのは、対象にするのかどうか、町長はどう考えているのかというふうなご質問なのかなというふうに思います。

この制度そのものは、国の制度で全額国の経費で賄われるというふうな制度であります。これだけ世の中、社会の中で様々な意見が出ている中で、国として整理しながら制度、システムをこれからまとめていくというふうな部分も数多くあるのかなというふうに思います。

全国、マスコミの報道によれば、様々な形で先手先手で発言をしている首長さんもいらっしゃいますけれども、大江町としては、国の制度、児童手当を基本にした制度を利用しながらやっていくという、このスタンスをまずは基本にしながら状況を見て判断をしていきたいと思いますが、現時点では、国から今示されている児童手当のシステムの中でというふうなことでありますので、今回、対象外となる方については、特別な手当では今のところは考えていないという状況でございます。

○議長（菊地勝秀君） よろしいですか。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

13ページの2款1項5目企画費、ときめくまちづくりの支援事業、審査会報償の減と、支援事業補助金の減204万円についてお伺いたします。これは恐らく審査会が減っているということは、審査会が行われなかったのかなということで、もしかしたら申込みがなかったのかなと思いますが、詳細をお伺いたします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

当初予算の中では審査会2回、あとは補助金としては、限度額80万円になっておりますので、80万円の3団体ということで予算化させていただいたところですが、今年度の申込み、2回ほど申込みの募集をさせていただきましたけれども、申込みについては1件で、審査会も1回、実際、交付決定を受けて実施した事業団体も1件ということがありましたので、このたび減額させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

毎年ときめくまちづくりって、かなり減額されていて、せっかくいい補助金なのにもったいないなというふうに思っています。それで、大江町って町内にプレーヤーというか、それを仕掛ける方というのはなかなか少ないのかなというふうに思っていて、すごく残念なんです。それについて、人づくりについて、町長はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） この制度そのものが町民の様々なことへの参加というふうなことを目的として、そういった活動を活発にしていきたいという思いでの制度でございます。

今ありましたように、なかなかプレーヤーになる方が出てこないというふうなところは十分、いろいろ分析をしながらやってはいるところではありますが、そこは実績としてつながってこないというふうなことが非常に残念に思っています。

ただ、これからも様々な形で声かけをして、できるだけ町民と一緒にこのまちづくりが盛り上がっていけばいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひそういった方々の掘り起こしについて、皆さんからご協力いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

議第83号の質疑を続けます。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

16ページ、3款2項2目、先ほどの18節の子育て世帯臨時特別給付金、関連になりますけれども、今後のスケジュールというものはどういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、今回予算化している5万円の先行給付分のスケジュールだけをご紹介します。

ということで、本日付で議案のほうが議決、予算が議決されましたら、即今日から町民の方への通知の発送準備を行いたいと思います。13日に町民の方に通知を発送したい。今回のやり方はプッシュ方式でございますので、基本的に口座番号等はもう児童手当の仕組みで理解しておりますので、その方の口座に振り込むというのが大前提です。ただ、今回、国から示されているのは、今回の給付の対象の中でも、受給を拒否する方、私は要りませんという方がいらっしゃると思うので、その意思確認をしなければならないことと、口座変更、もしも要求する方もいらっしゃるのでは、その辺のところを、通知を発送して確認したいというふうに考えております。

正直申し上げまして、年内中に給付するには、なかなか時間的制限があるものですから、その辺は通知だけではなく、電話連絡等でいろいろ情報を聞きながら進めていきたいということで、基本的には17日まで提出期限とさせていただいているところでございます。

その後、内部のほうでデータ整理とか振込口座データの確認・まとめを行いまして、支出の伝票を切った中で、最終的には12月27日月曜日に、各家庭のほうに振込という形で支給したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

27日までということで、大変ありがたいことだと思います。万が一遅れたとしても、年度を越してという方もいるというふうに考えられると思いますけれども、その辺の対応はどういうふうにお考えですか。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） これも先ほど申し上げましたとおり、今回の支給27日の対象は、現在、児童手当を受給されている世帯の方でございます。15歳以下の方になりますので、15歳以上18歳の方については、要は所得条件等を全然、町のほうで把握しておりませんので、本人からの申請になる。それを作業するには年内中には無理だと思いますので、それは申請書が届き次第、内容を確認して、早急にお支払いするように努力したいと考えているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 13ページの2款1項5目のときめきまちづくり、これにつきまして先ほども質問がございましたのですが、別の観点から質問させていただきたいと思います。

今年度からこの対象者が、区、いわゆる区民というか、区のほうから、これも応募も受けるというふうに伺っております。それでホームページ等を見ますと載っているわけなんですけれども、こういったチラシの配布は町民のほうに、広報おおえの中に入れてPRでもしないと、なかなかこういうものがあるというのは分からないんじゃないかなというふうに感じたわけです。

ですから、お知らせ版とか、そういったものについて、こういうのもあるので応募してくださいというようなことでどうかなと思います。

5月と8月に、年に1次、2次と2回募集しているんですけども、このたび1団体、檜山地区の不動産の滝の件ですか、これのみというようなことでございますが、あと昨年度、令和2年度は、実績は何件ぐらいあったのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

PRの件かと思えます。ときめくまちづくりを支援しますということで、チラシのほうについては全戸配布させていただいた経過がございます。そちらのほうで皆様方から、当然区が今年度から該当するというようなことは周知させていただいておる部分でありますけれども、もし周知が足りない部分については、今後は、当然SNSとか、あとは当然ホームページなども活用させていただいておりますので、その辺のところは十分に注意しながら今後も引き続き、来年度以降も続けていきたいというふうに考えているところでございます。

昨年度につきましては、実績はございません。当然、コロナの影響等々もあって、今年度

から区も該当になるというようなことで、今年度1件申請いただきました。この事業については、3年間の継続事業も大丈夫だというような、該当するということがありますので、その辺のところを十分に周知させていただきながら、PR活動には努めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。もう1件ですが、私の知っているというか、友達になるんですけれども、芸工大ご出身の、非常にこういうまちづくりに積極的な方がいらっしゃるんですけれども、例えば、前、SHAKE LAB（シェイクラボ）展というのを、本郷西小学校ですか、そういうあれがあったと思います。それから、その後夏場にお寺の講堂なんかを利用して、怪談の話というんですかね。こういったことなどもやっている方がいらっしゃるんですけれども、これは、このときめきまちづくり、これに該当、該当というか、対象になるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 具体的な部分については、中身、要は申請、どのような活動をなさるのかという部分を、お話を聞かないと、今現在のところではお話しはできませんけれども、SHAKE LAB、昔、昔というか、少し前に行った部分については、このときめきまちづくりの前身の同様のまちづくりに対する支援金を使っていただいて開催したという経過もございますので、その辺のところを十分に勘案しながら、ただ、前に同じような補助金を使った部分については、この補助金は該当しませんので、違った視点での活動という形、補助を該当させる部分については、違った視点での活動ということにはなりますけれども、その辺のところをご相談いただければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 12月の補正予算ということで、かなり精査した段階での減額予算があるということを言ったわけですが、所管外の不用額というか、減額予算についてお聞きしたいというふうに思います。

2点。14ページの徴収費の賦課徴収費の委託料が測量の900万の減額になっております。総務課長の説明ですと、不要になったというふうなことです。当初予算でどのくらい計上したか分かりませんが、全額減額になったとしたら、予算計上の仕方がちょっとまず

かったのではないかなというふうに思うので、その原因等についてお聞きしたいと思います。

それから、19ページの商工費の商工振興費の緊急経済対策商品券の補助金が145万7,000円の減額になっています。いわゆるコロナ対策というふうな中で、商品券の補助金を計上していたということで、この145万7,000円というのは、多いか少ないかですけれども、私は非常に大きいのではないかなというふうに思うのですが、その原因はどこにあったのか。この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） それでは、14ページの2款2項2目調査測量等委託料の減額についてご説明させていただきます。

当初予算では1,380万円を置かせていただきました。今回、減額900万であります。数十年前の地籍調査結果との相違によつての修正ということで、申出が2件ございました。その件について、関係者と調整を行つてきた結果、申出を取り下げたために、900万円の減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 7款1項2目の18節緊急経済対策商品券事業補助金の減、145万7,000円の原因の答えを申し上げたいと思います。

この事業については春先、春先というか、5月10日から7月31日までの使用期限ということで1人当たり5,000円の商品券を配布させていただいた事業となっております。この補助金の中には、今言った1人5,000円と、あとは換金業務を商工会さんのほうに委託しておりますので、その事務費相当分が入っております。

当初予算の中では、7,900人分の予算を計上させていただきました。実際のところ、令和3年4月1日の住基台帳の人口から7,792人ということで、108人分の予算の差が出てきているというふうな部分がございます。

あとは、実際のところ、辞退する、要らないと言つた方もいらっしゃいます。あとは、換金をしなかつた、要は使用しなかつた方がいらっしゃいますので、その差額の分ということで、145万7,000円の減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 税務町民課長に再度お聞きしたいんですが、地籍調査をやつて、そ

の境界とか、あるいは面積等が私の思ったのと違うというふうな中で、2人の方から申出があったということの中での1,300万円の調査委託料を計上したということなわけですが、900万減額ということは、その方が辞退したということになると、400万円は支出したと。その400万円の支出というものは、申入れを取り下げたということであれば、どういうふうな内容で支出したのか、お聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 当初予算の中に、そのほかに……すみません、取り下げたのは2件ですが、予算の中にはそのほかの用件も当初にはありましたので、そちらについては執行させていただいております。

一例を申し上げますと、過去の地籍調査の……土地の分筆に支障を来しているということで、地図訂正の申出があった件を訂正した件、それから、もう1点は、法務局備付け旧図との相違点の整理を行って、登記に向けた手続を今年度やっておりますので、そちらの分については執行しております。それが合わせて400万程度ということであります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 当初予算の1,300万円のうち、400万円を支出したというふうな中身は、先ほど言ったように、登記簿の面積が違うというので、測量設計業者に頼んで支出したと。そのほかは、ちょっと聞き取れなかったんですが、2件分で、調査測量が400万かかるということですか。私は、現在ある地籍調査の面積がちょっと不満だというようなことで、やり直してくださいというふうな中で、2件の調査測量委託料が400万円かかったという理解でよろしいんですか。そして、残りの900万円を減額したんだけど、当初に見積もった1,300万円というのは、どういう積算で1,300万円を計上したのかということをつかえるように説明していただきたい。

以上。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 支出した案件が2件ございますが、1件については、土地の分筆に支障を来すということから地図訂正の申出があったもので、そちら、測量等を行って支出をしたものでございます。

もう1件であります。平成28年度から30年度の現地調査分について、法務局から登記の受付をしていただくために、法務局備付け旧図と町の地籍図の相違点を全て整理して、必要箇所、追加調査成果の修正をさせていただいたものでございます。

その2つの事業を合わせまして、約400万という支出になったものでございます。

それから、積算根拠でございますが、測量に関するもの、それから、地図を作成する作業と、そちらを委託した経費を国の定められた単価に基づいて積算したものでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） これで3回ですので、今回は。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 17ページの2款予防費の中のワクチン接種委託料でありますけれども、これはまず基本的に、コロナウイルス3回目接種体制と思いますが、2回目接種から8か月以上空ける、こういう方針で接種していくのかということが1つと、あとはこれまでと同じように、接種のほうは、あかざクリニック、白田医院、この2院で半分ずつ分け合って接種していくのかということをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

最初に、ワクチン接種の間隔につきましては、町長の行政報告にもありましたとおり、2回目完了から8か月経過後ということで、現在進んでいるところでございます。

実施方法につきましては、2月上旬からスタートするというので、65歳以上の高齢者の方を中心に、週2回ということで、基本的には水曜日にあかざクリニック、木曜日に白田先生の協力を得て実施する方向でございます。ただ、あかざクリニックにつきましては、既に一般診療のほうからスタートしておりますので、仙台市の多賀城のほうから別な先生が来ていただいて、保健センターなり中央公民館のほうで集団接種をしていただく予定となっているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

もう一つだけ、その上にあるワクチン管理委託料で、ワクチン管理をする、冷蔵庫に入れておくと思うんですけども、これで89万6,000円もかかるのか。何でこのぐらいかかるのかということをお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

ワクチン管理委託料につきましては、これはディープフリーザー、保管するディープフリーザーの管理料ということで、電気料とかのほかに集団接種会場への分配に係る手数料。要

はワクチン、大切なものがございますので、毎日どれくらい使って、残がどれくらいあるかとか、あとは集団接種になれば、あかざクリニックからそれぞれ中央公民館とか保健センターに輸送する経費がある、そこの出し入れの管理ということで、かなりのご負担をおかけしているところでございます。

この分については、これまであかざクリニックさんのほうで保管をさせていただいていたものですが、当初では、今既決では114万円の管理料がございます。今回89万6,000円が追加になったのは、だんだん接種が進んでくると、集団接種の機会がかなり増えてきた。その中で、管理料というのがかなり増えてきたものですから、その分を今回、追加で計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 18ページ、6款1項3目の農業振興、農林水産物災害補助金、これにつきましては、今年の4月からひょうとか霜、先ほど総務課長のほうからも説明ありましたけれども、こういった被害に対する補助金というふうにお伺いしております。

それで、その補助金の関連で質問させていただきたいんですけれども、当町内では、現在冬場、例えば重油とか灯油、こういったものを使用しまして、温室ビニールハウス、こういうハウス栽培、野菜とか花卉、例えば啓翁桜とかサクランボとか、いろいろあると思うんですけれども、規模的にはそんな大きくはない、いわゆる少人数の方が栽培しているというふうにお伺いしているんですけれども、ご承知のとおり、現在、世界規模で原油価格が高騰しております。

そういったことで、政府のほうでは、特別交付税の支援ということで、12月には間に合いませんので、3月につきましてはの算定に反映させるというのが新聞の記事に載っております。

それで、灯油につきましては、ほかにも冬の生活応援事業費とかいろいろあるんですけれども、例えば特別交付税、幾らになるか、どのぐらいの規模の金額かは分かりませんが、来年3月近くなって、町に反映された場合、どう反映したものを対応されるか。町長にお伺いしたいと思います。概略で結構です。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 多分、今の質問の中で、この18ページにある農林水産物等災害対策事業補助金というふうなことでは、これは説明で申し上げたとおり、霜、そしてひょうの害の

災害に対する支援の補助金だというふうなことで、十分お分かりの上での灯油高騰というふうなことでのご質問なのかなというふうに理解しますけれども、原油の高騰の部分については、最近の状況をマスコミ等で見えておりますと、少し落ち着きを取り戻してきているというふうなこともあります。あとは、農業に関しての灯油等の使用に関する災害というか、そういった経費の増の部分については、まだまだちょっと把握し切れていないという現状があります。もちろん原油が高騰して大変であるんだろうなという環境的な部分は理解をしておりますが、実態として、まだそこまで把握ができていないというふうなこと。

それから、今ありました特別交付税の部分については、正直まだ多分通知は自治体に対してはされていない中での報道なのかなというふうに思っております。特に特交の部分については、非常に不明瞭な部分で交付されるというふうなところがありますので、その辺の部分は十分調査をしながらやっていかなければならないというふうに思っております。

ぜひ原油は農業ばかりではないと思いますので、通勤のガソリンなども含めて、非常に生活に係る部分が大きいのと思いますので、ぜひまずは落ち着いていただくことを願ってというふうなことでの対応を考えたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） よろしいですか。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 消防費、20ページ、21ページ。消防団員報酬減80万5,000円、分団運営交付金20万7,000円、この分団運営交付金は、コロナでいろいろあると思いますけれども、消防団員報酬の80万5,000円減ということは、支払うことがなかったと思うんですけれども、それは人数にも関わってくるかなとは思うんですけれども、まず現在どのような編成で人数等とかで、どれぐらい減になっているとか、その中身をちょっとお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

消防団員報酬の減でありますけれども、当初予算では310人分ということで、それぐらい団員を確保したいという希望を込めて予算計上しておりますけれども、結果として、現在の団員数は265人です。その差額分を今回、単価に掛けて減額をさせていただくというふうな内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 各分団において、新入団員の勧誘とか活発に行っているとは思いますが

けれども、まず人数が少ない、人がいない。非常に困る。これに合わせて、非常に気がかりなのがウイークデーの5時ぐらいまでの有事がある場合に、どのように組織をつくっていったらいいとか、今後、人数も減っていく中で、その対策はどのように考えていますか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） ご指摘のとおり、団員数の確保というのが一番の課題であるということは認識をしております。なかなか確保、ままたらなくて、ここ2年ぐらい激減しているわけですが、ほとんどの団員が地元に残っている人が少ない。かつてのような商工業者さん、農家の方々が減っているというようなこともありまして、ご指摘のとおり、日中いないというのが一番の問題であります。それにつきましては、なかなか特効薬というのが見いだせないんですが、そこも含めて、団員確保の在り方、どうしたら確保できるかということ。今回、全団員対象にアンケート調査を実施しております。待遇面も含めてでありますけれども、そのアンケート結果を基に、地元の区長さん、いろんな方々のご意見を聞きながら、何とか確保する手だてを見いだしていきたいというふうに考えているところであります。なかなか正直難しいというふうに認識をしております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

今、外に稼ぎに行っていて、人もいないということもありましたけれども、いる人はいるんですよ、OBとかいろいろ。そういうところもありますので、今の現在の消防団長さん、副団長さんを中心に、どういうふうな世界をつくっていくのか、声がけしていくのか。他町なんかも比較していただいて、日中いる、働くところに一つ団を持つとか、実際、そこにある消防自動車2台、ポンプ車がありますよね。それは4人がいれば出動できるんですよ。ぴゅっとスイッチを押せばぴゅっと水出るし、火事場の1分、3分というのは非常に大事なところであるので、そのあたりをいろいろ知恵を出して、元気でこの町に、平日いる人たちもいますし、それはOBになるんですけども、そういうところをどういうふうにしていくのかなというところで、現在の団長、副団長さんを主にして各分団に相談したりして、構築して、有事に備えていただくようなことを早急にしていかないと、していただいたほうがいいと思います。

終わります。

○議長（菊地勝秀君） 答弁要りますか。

○2番（菊地邦弘君） 要りません。

○議長（菊地勝秀君） 1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

初めに、発言の申出がありますので、これを許可します。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 先ほどの毛利議員の質問の補足をさせていただきたいと思
います。

当初予算で調査測量等委託料として4件分1,380万円を計上させていただいておりましたが、うち2件分の訂正申出が取り下げられたことから、900万円を減額するものであります。

今回、予算規模が大きくなった理由として、実施済みの2件については、うち1件が土地の異動に関わる訂正で、該当する土地が広大で筆数も多いことに加え、接道や法定外公共物を含めた付近一帯の調査、測量及び境界立会いなどが必要となったため、費用がかさんだものであります。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） それでは、議第83号の質疑を続けます。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 午前中の菊地邦弘議員の関連になりますけれども、消防費についてお伺いしたいと思います。

ページ数は21ページの消防施設費の14節工事請負費が250万ほど計上されておりますけれども、これについては、小見の防火水槽というふうに説明がありました。1つ前のページの20ページの需用費の修繕料追加、これが447万円ありますけれども、この修繕料の中身についてお伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

修繕料の追加でありますけれども、こちらにつきましては、消防車両、ポンプ車、あるいは小型ポンプありますけれども、こちらの修理費が総体的にかさんだというようなことで、

当初予算的には173万ほどいただいておりますけれども、結果的に220万ぐらい要することになるということで、その差額分を追加をお願いするというふうな内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 消防団の話が菊地議員からあったわけですが、消防初期活動をするというふうなことで、消防団の自動車分団を含め各分団の車両等を整備しているというふうに理解しておりますけれども、修繕料の中でポンプ車というふうなことの説明がありました。私の地区の本郷地区の4分団だと思うんだけど、毎年、地区民挙げて、集落の清掃をやっているということの中で、消防団の方々からお手伝いをいただいて、出たごみを自動車、ポンプ車で流してもらい、あるいはごみをつけてもらうというふうな作業があるんですが、今年の春の作業を見てみると、ホースがところどころ亀裂が入ってうまく水が出ないというふうな状況を目の当たりにしたということの中で、修繕料を期待していたんですけども、その説明がなかったということで、消防団の方々に聞いたところ、「毎年要求しているんだけど、全然対応していただけないのよ」というふうなお話がありました。

ということの中で、毎年、予算編成のときに、各分団からの要望というふうなものも聞き入れながら予算編成をしているというふうな理解しているんだけど、そういうふうな、もっとも原点となるホースから水が出てこないなんていうのはあり得ないというふうなことで、すぐさま総務課長にご相談したんですが、対応、まだできていないというふうに思うんだけど、分団からの要望がどういうふうな形で、予算の編成に当たっているのかなというふうなことをちょっとお聞きしたい。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

各分団からの要望につきましては、例年、秋の幹部会議等で、そうした不具合が生じている部分とかについては集約をしております。それを基に予算要求しているんですが、先ほどありましたホースの不具合については、やはり一番根幹に関わる部分でありますので、そういった予算については、予算をカットするということはなかったと思っておりますが、そのあたり分団から上がっているかどうかちょっと確認しなくちゃならないんですが、当然その点については、予算を切るなんてことはしないで、十分なものを確保したいというふうに思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） やっぱ分団の団員も少なくなっているというふうな中で、そうい

うような初期消火というふうな中で、地元の分団の方々のご苦勞を察するところ、やっぱり最低限の備品、あるいは消耗品等は確実に更新なり備えておく必要があるというふうなことで、先ほど総務課長もその辺のところは、十分気をつけて対応したいというようなことですので、来年はまた春の清掃があるということの中で注意して見てみたいと思いますので、よろしくご配慮ください。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

18ページ、6款1項11目の12節委託料、研修施設改修工事設計委託料77万についてお伺いしたいと思います。

先ほどの説明では、旧寄宿舍というふうにお伺いしたと思うんですけども、改修工事の内容等をお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 寄宿舍の改修工事の内容としましては、かなり老朽化しているというふうなこと、あと来年から新たに研修生として数名の方をお迎えする見込みが立ったというふうなことで、研修生が使う部屋の改修を主というふうに考えておりますが、そのほか玄関ですとか、台所ですとか、いろいろ老朽化しているところも含めて改修したいというふうな今のところは考えております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

今現在入っている方が何人かということと、来年数名というふうにお聞きしたと思いますが、その辺はいかがでしょうか。あと、設計が今年度ということで、工事のほうは来年度というふうにお考えなのかも併せてお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 現在の入居者は1名でございます、あと、来年からいらっしゃるのが、1名の方は確実に移住するというような方向で今返事をしております。あと2名の方も前向きに検討いただいているというような状況でございます。今年度は、まず設計をしまして、来年度に工事をしたいというふうなことで考えております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

来年度4月から新規就農の方は就農されるのではないかなというふうに思いますけれども、工事が早々に始まるとして、よい環境で、きれいな環境で、なるべく生活できるようにお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第83号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第8号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第84号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、議第84号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第84号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費5,000万円の増額、次の段、2款2項1目一般被保険者高額療養費400万円の増額は、今年度の給付実績と今後の給付見込みにより追加補正するものです。

5款1項1目保健衛生費17万2,000円の増額は、第三者求償事務に係る委託料が不足する

ことから追加補正するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,000万円の増額は、本年度の調定額及び現在の収納状況を考慮し追加補正するものです。

4款1項1目保険給付費等交付金5,400万円の増額は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額により追加補正するものです。

8款3項2目第三者納付金317万2,000円は、収入見込みにより追加補正するものです。

6款2項1目基金繰入金1,300万円の減額は、補正予算額に係る歳入歳出の精査によるものです。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第84号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第84号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第85号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第85号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第85号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細について、ご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、額の確定に伴い、介護保険事務処理システム修正委託料を11万円減額するものです。

1款3項1目介護認定審査会等費は、額の確定に伴い、介護認定システム改修委託料を7万7,000円、寒河江西村山郡介護認定審査会負担金を79万9,000円、それぞれ減額をするものでございます。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者の通所型サービスの利用増加により、介護予防・生活支援サービス事業負担金を261万5,000円追加し、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、対象者の増加に伴い、介護予防ケアマネジメント委託料を20万円追加するものでございます。

6ページをご覧ください。

4款2項1目一般介護予防事業費及び4款3項1目包括的支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施を見送ったため、一般介護予防事業委託料を114万5,000円、認知症ケア向上推進事業委託料を25万1,000円それぞれ減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、4ページの7款繰入金につきましては、歳出予算の精査等により、特定財源をそれぞれ追加、減額するものでございます。

4ページをお開きください。

下段の8款1項1目繰越金は、歳出予算の地域生活支援事業費の追加に伴い、不足する財源を補うために、前年度繰越金を18万2,000円追加をいたしました。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第85号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第85号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第86号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第86号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第86号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細について、ご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、12節委託料につきまして、公営企業会計移行業務委託料の精査により、230万5,000円を減額するものでございます。

26節公課費につきましては、消費税中間納付税額の精算に伴い、消費税を24万2,000円追加するものでございます。

2款1項1目管渠管理費の12節委託料8万9,000円の追加は、管渠清掃委託業務により、詰まっているというようなおそれのある箇所がございました。こちらの下水道管路の調査を行うものでございます。

2目処理場管理費、10節の需用費につきましては、決算見込みに基づき、光熱水費35万2,000円を減額するものでございます。

4款1項1目元金は、決算見込みに基づき、長期債元金につきまして1万3,000円を追加するものでございます。

2目利子につきましても、決算見込みに基づき、長期債利子について8万7,000円を減額

するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

6款1項1目公共下水道事業債は、公営企業会計適用債につきまして公営企業会計移行業務委託料の精算に伴い、240万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第86号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第86号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第87号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第87号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第87号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の詳細について、ご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、公営企業会計移行業務委託料の精査により99万円減額するも

のでございます。

2款1項1目維持管理費は、処理施設保守点検業務委託料の精査により11万円減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

6款1項1目農業集落排水事業債は、公営企業会計移行業務委託料の精算に伴い110万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第87号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第87号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第5号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願を議題とします。

請願第5号について、総務文教常任委員会委員長より審査結果の報告を求めます。

10番、土田勵一君。

○総務文教常任委員会委員長（土田勵一君） 請願審査報告をいたします。

1、件名。請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願です。

2、審査の経過。令和3年第4回定例会で付託されました本請願について、12月9日総務

文教常任委員会を開催し慎重に審議いたしました。

3、審査の結果。本委員会は、不採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和3年12月10日、大江町議会総務文教常任委員会委員長、土田勵一。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 請願第5号の質疑を行います。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

委員長にお伺いいたします。委員会ではどのような審議が行われたかお知らせください。

○議長（菊地勝秀君） 10番、土田勵一君。

○総務文教常任委員会委員長（土田勵一君） 提出されました請願内容につきまして、審査の結果であります。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論ですね。

〔「反対討論です」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願の委員会不採択に対する反対討論を行います。

委員会での不採択決議は非常に残念な結果でした。前回9月の定例議会において、大江町議会では、陳情の扱いではありましたが、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガンフヤー」代表の具志堅隆松さんから、今回の請願と同様の内容で議員提案の要請がありましたことは、皆様もご案内のとおりであります。

請願の詳細説明のときにも申し上げましたとおり、この請願は2016年に超党派によって全会一致で成立した戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に反する状況に対して、意見書を提出するよう求めるものです。「米軍基地」や「辺野古」などの文言は全く入っておりません。

さきの法律では、厚生労働省が責任を持って戦没者の遺骨を収集すべきだと定めています。その上で、いまだ遺骨収集が行われご遺族の元に返されているという沖縄県南部戦跡の土、戦没者の遺骨等が眠る土を埋立てに使用する計画があるということは、人道的に考えて明らかにその法の精神に反しています。

沖縄戦では、大江町の方を含む多くの山形県民も命を落としたと言われていています。この請願は、人道的観点からも、法の観点からも、全会一致で採択されるものだと考えています。

なぜ委員会では不採択という選択をされたのか。大江町議会議員として、一人一人が町民の代表としてどのような選択をするのか。もしも自分が当事者であったなら、許すことができるでしょうか。

中央に付度するのではなく、人としてどう感じているのかお聞きしたいです。そして、どのような文面であったら意見書を提出できるのかの話合いがされたのかもお聞きしたいです。

昨日、京都市議会では、文言交渉の末、「辺野古と遺骨の議論を混同してはならない」とのただし書を入れることによって、全会一致で可決されたとのことでした。

沖縄戦の戦没者遺族は、日本中、世界中におられることから、この遺骨土砂問題は外交問題にも発展し得る国際的な人権問題でもあると言われていています。

多くの地方議会で次々と可決されている中、大江町議会が不採択という結果になることを町民の方がどう思われるのか。いま一度見詰め直していただき、大江町の議員の皆様におかれましては、人道的、法的な観点からご判断いただけますよう、改めてお願いを申し上げ、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願の委員会不採択に対する反対の討論を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 次に、総務文教常任委員長報告の不採択に賛成の討論を行います。ございますか。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願に、反対討論をいたします。

このたびの請願は、ご遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求めるというものですが、まだ埋立てに使用する土砂の調達先については、現時点でまだ確定していないというところがあります。しかし、そもそも土砂を使用するときに遺骨が出てきたら必ず収容しますし、ご遺骨を大切に日本国として扱ってきたということは、皆さんもご承知のことと思います。

普天間から辺野古へ基地移転反対ということは、この請願の本当の趣旨と思いますが、実

際には、基地は縮小されます。この辺野古は、キャンプ・シュワブという米軍の基地が既にあって、そのキャンプ・シュワブ基地の沿岸部に、V字の滑走路が2つ新設されるというものであって、実際には、普天間の機能がそこに集約されて縮小されるという事実を踏まえないうで、単純に米軍基地反対という視点から、こういう内容の陳情が出るということは違和感を覚えます。

普天間基地はもうすぐにでも返還されるべきであって、もう既に沖縄・普天間の地域では、普天間基地のその後の再利用についても検討され、緑豊かなまちづくり、それで観光と生活ができるような新しい沖縄の普天間のまちをつくっていくという計画があるにもかかわらず、こうした反対によって、その計画が進まないまま、近隣住民の皆さんは大変苦しんでいるということも一方で聞いております。

単純に米軍基地反対であれば、そのように請願を出せばいいのであって、このような戦没者に対して、そういった視点を欠いて出てくるというのは少し趣旨が違うのではないかなと思います。

また、日米地位協定反対であれば、それでもいいし、もし反対をするのであれば、日本の防衛費を格段に増やし、自衛隊が不要になっていかななくてはいけない。そういう現実的な判断も必要なにもかかわらず、そういった現在、中国が毎日のように尖閣に船を寄せ侵犯している現実、また、台湾にも侵略の姿勢を見せているという中で、米軍基地を撤退させるという判断は、政府としてもそれはないというふうに考えております。

また、沖縄は、日本で唯一の地上戦が行われたところで、大変悲惨な過去があるということとは、これは日本国民共通して、その気持ちに寄り添う必要があるということは誰しもが認めるところであると思います。

それと一方、この沖縄というところをより復興させる、安全・安心なまちにするということの中で、新たな基地をつくっていくということが必要という、その判断の下に計画をされていることであって、それにこういうような形での埋立てに使用しないことという気持ちはよく分かりますけれども、何が今、この沖縄の、また日本にとって大切なのかということを考えてときに、やはり安全だということ、安全な社会をつくるということ、また沖縄の発展ということを考えてときには、その部分については、国として行っていることに対して反対する、否定をするということではないと、私は思っております。

このようなことから、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願に反対いたします。

○議長（菊地勝秀君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで討論を終結し、採決いたします。

請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願に対する、総務文教常任委員会委員長の報告は不採択です。

それでは、請願第5号について、議案として提出された原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 賛成少数です。

したがって、請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立て等に使用しないよう求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第4回大江町議会定例会を閉会いたします。

皆様ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月2日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 櫻 井 和 彦

署 名 議 員 関 野 幸 一